

# 当面する初等教育の諸問題

文部科学省 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

安彦 広齊

令和5年5月26日（金）



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 目次

## 「最近の初等中等教育の動向」

1. 次期教育振興基本計画について（答申）	1
2. 学校における新型コロナウイルス感染症対策について	16
3. 学習指導要領、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（中教審答申）について	25
4. 幼児教育と小学校教育の架け橋について	36
5. GIGAスクール構想の推進について	42
6. 小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進について	58
7. 教師の資質能力の向上等について	65
8. 学校における働き方改革について	76
9. 特別支援教育について	91
10. いじめ・不登校支援・児童虐待対応等について	112
11. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について	122

# 1

次期教育振興基本計画（答申）に  
ついて

# “教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めるもの。

○教育基本法(平成18年法律第120号)(抄)

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされている。

	第1期計画	第2期計画	第3期計画
対象期間	平成20(2008)年度～平成24(2012)年度	平成25(2013)年度～平成29(2017)年度	平成30(2018)年度～令和4(2022)年度
基本的方針	今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築	教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する
教育の目指すべき方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社会全体で教育の向上に取り組む</li> <li>②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる</li> <li>③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える</li> <li>④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社会を生き抜く力の養成</li> <li>②未来への飛躍を実現する人材の養成</li> <li>③学びのセーフティネットの構築</li> <li>④絆づくりと活力あるコミュニティの形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する</li> <li>②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する</li> <li>③生涯学び、活躍できる環境を整える</li> <li>④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する</li> <li>⑤教育政策推進のための基盤を整備する</li> </ul>

# 教育の不易と流行、羅針盤

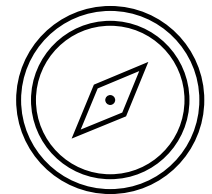
## 教育の不易

- 明治5年に我が国最初の全国規模の教育近代法令である「学制」が公布されてから、令和4年で150年。先人たちが尽力してきた教育改革は、我が国の社会の発展に大きく寄与。
- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」。



## 将来の予測が困難な時代の教育の羅針盤

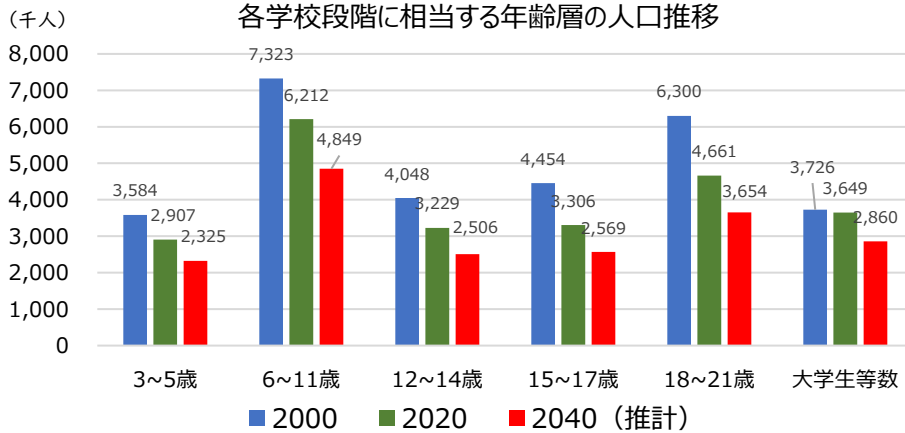
- 社会や時代の「流行」の中で、「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、「流行」を取り入れることが必要。
- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの。



# 社会の現状や変化

## 各学校段階相当年齢人口の推移

各学校段階に相当する年齢層の人口は大幅に減少を続ける見込み。  
2000年から2040年にかけては各段階とも人口が3~4割減少。

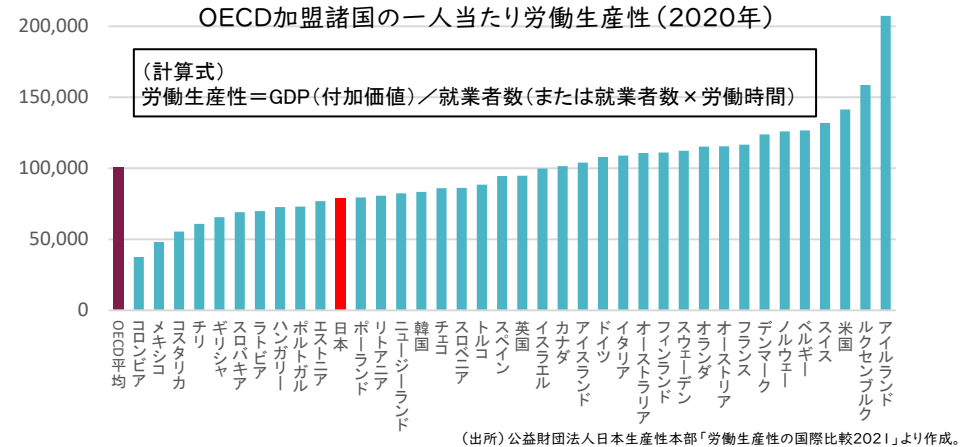


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所HP及び学校基本調査より作成

## 一人当たりの労働生産性

日本の就業者一人当たりの労働生産性は78,655ドル(約809万円)であり、OECD加盟38か国中28位、米国の約56%にとどまっている。

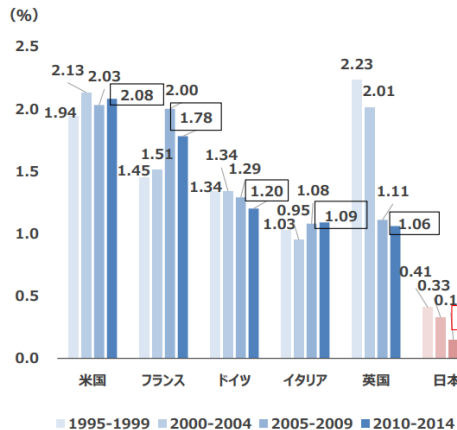
(ドル)  
250,000



## 人材投資や社会人の学習等の状況

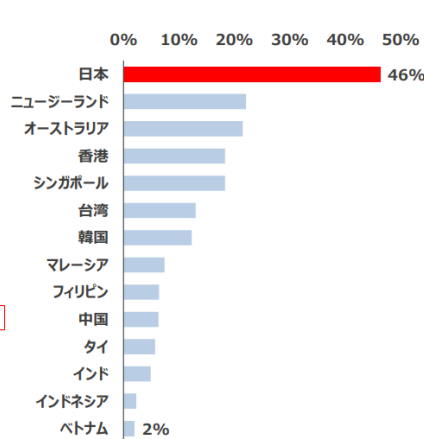
日本は世界の中でも企業の人材投資が少なく、学んでいない社会人が多い。

人材投資(OJT以外)の国際比較(GDP比)



(出所) 学習院大学宮川努教授による推計(厚生労働省「平成30年版 労働経済の分析」に掲載)を基に経済産業省が作成。

社外学習・自己啓発を行っていない人の割合



(出所) パーソル総合研究所「APAC就業実態・成長意識調査(2019年)」を基に経済産業省が作成。

## 国や社会に対する意識

「自分の行動で国や社会を変えられる」、「自分は大人だと思う」割合が低い

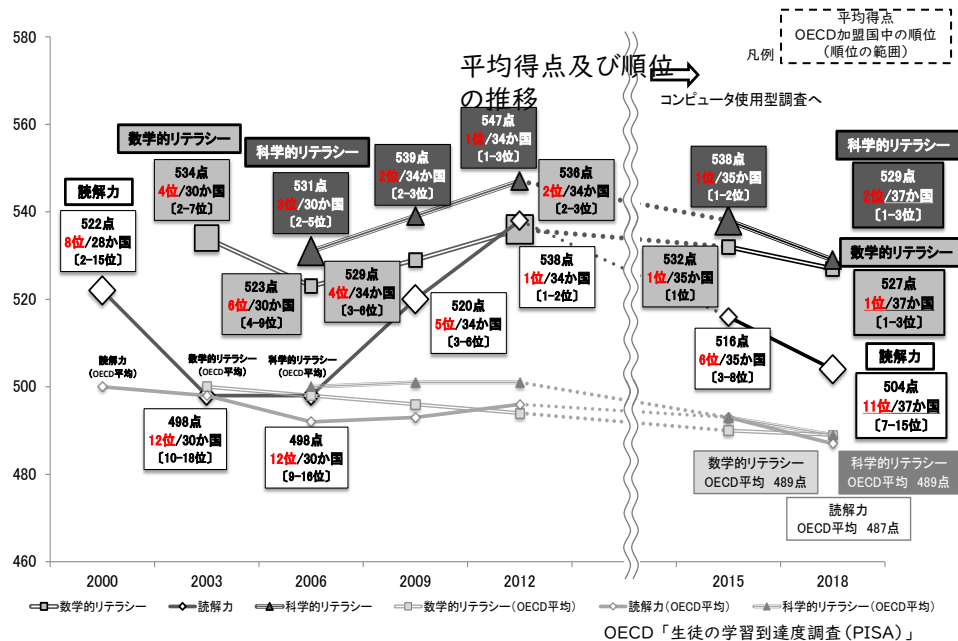
(単位: %)	自分は大人だと思う	自分は責任がある社会の一員だと思う	自分の行動で、国や社会を変えられると思う	国や社会に役立つことをしたいと思う	慈善活動のために寄付をしたい	ボランティア活動に参加したい
日本	27.3 6位	48.4 6位	26.9 6位	61.7 6位	36.2 6位	49.7 6位
アメリカ	85.7	77.1	58.5	73.0	66.7	70.4
イギリス	85.9 1位	79.9	50.6	71.2	69.5	64.2
中国	71.0	77.1	70.9	82.1	78.9	85.3 1位
韓国	46.7	65.7	61.5	75.2	62.4	70.7
インド	83.7	82.8 1位	78.9 1位	92.6 1位	83.7 1位	78.1

『18歳意識調査「第46回 -国や社会に対する意識(6カ国調査)-』(日本財団,2022)

# 第3期計画期間中の成果と課題

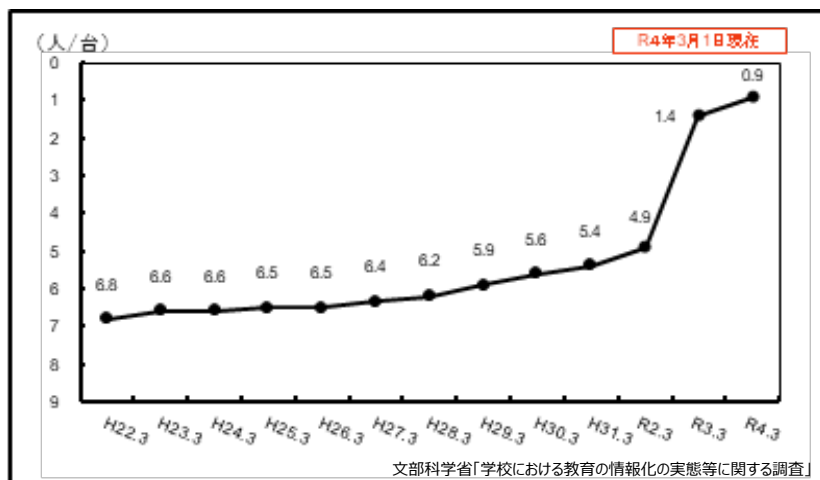
## 成果

### ●OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持



### ●GIGAスクール構想により1人1台端末を整備

※目標の「3クラスに1クラス分程度整備」を大幅に上回る成果



## 課題

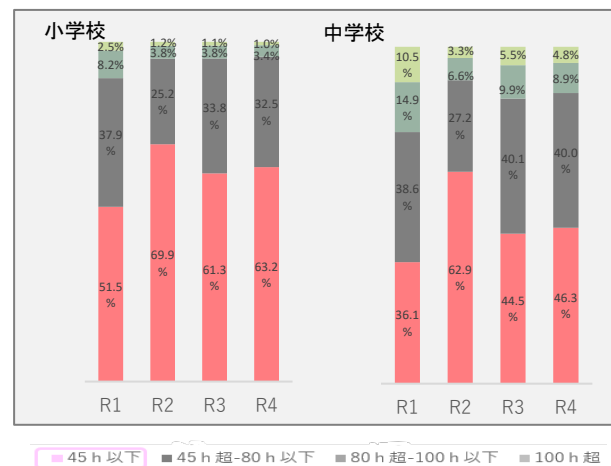
### ●学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合が増加

	不登校児童生徒数 (人)	学校内・外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数 (人)	割合
H28	133,683	33,451	25.0%
H29	144,031	34,096	23.7%
H30	164,528	45,172	27.5%
R元	181,272	53,393	29.6%
R2	196,127	67,294	34.3%
R3	244,940	88,931	36.3%

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

### ●小中学校の教師の1週間当たりの学内総勤務時間の状況

学校における働き方改革は成果が着実につつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き取組を加速していく必要



文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

# 次期教育振興基本計画のコンセプト

令和5年3月8日 中央教育審議会答申「次期教育振興基本計画について」より

## 持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成



## 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

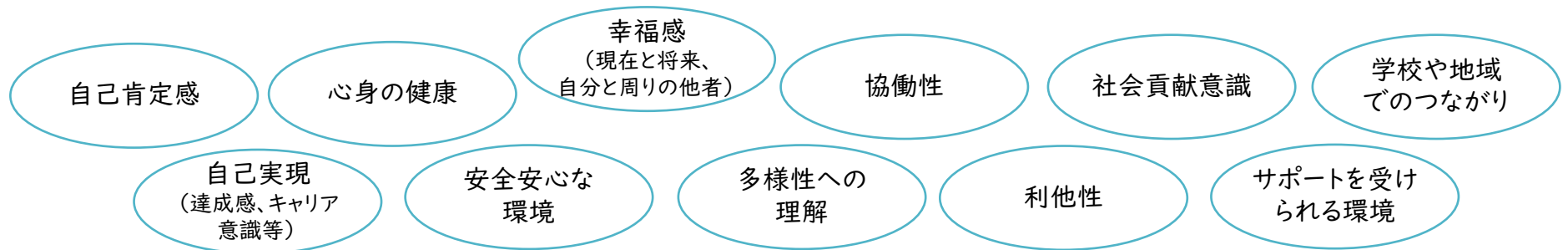




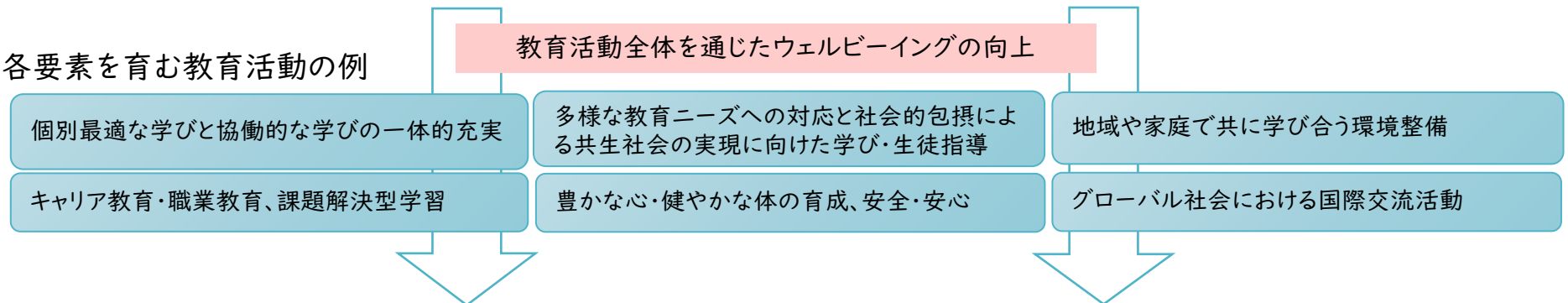
# ウェルビーイングとは何か

- ウェルビーイングとは・・・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

## 教育に関連するウェルビーイングの要素



### ● 各要素を育む教育活動の例

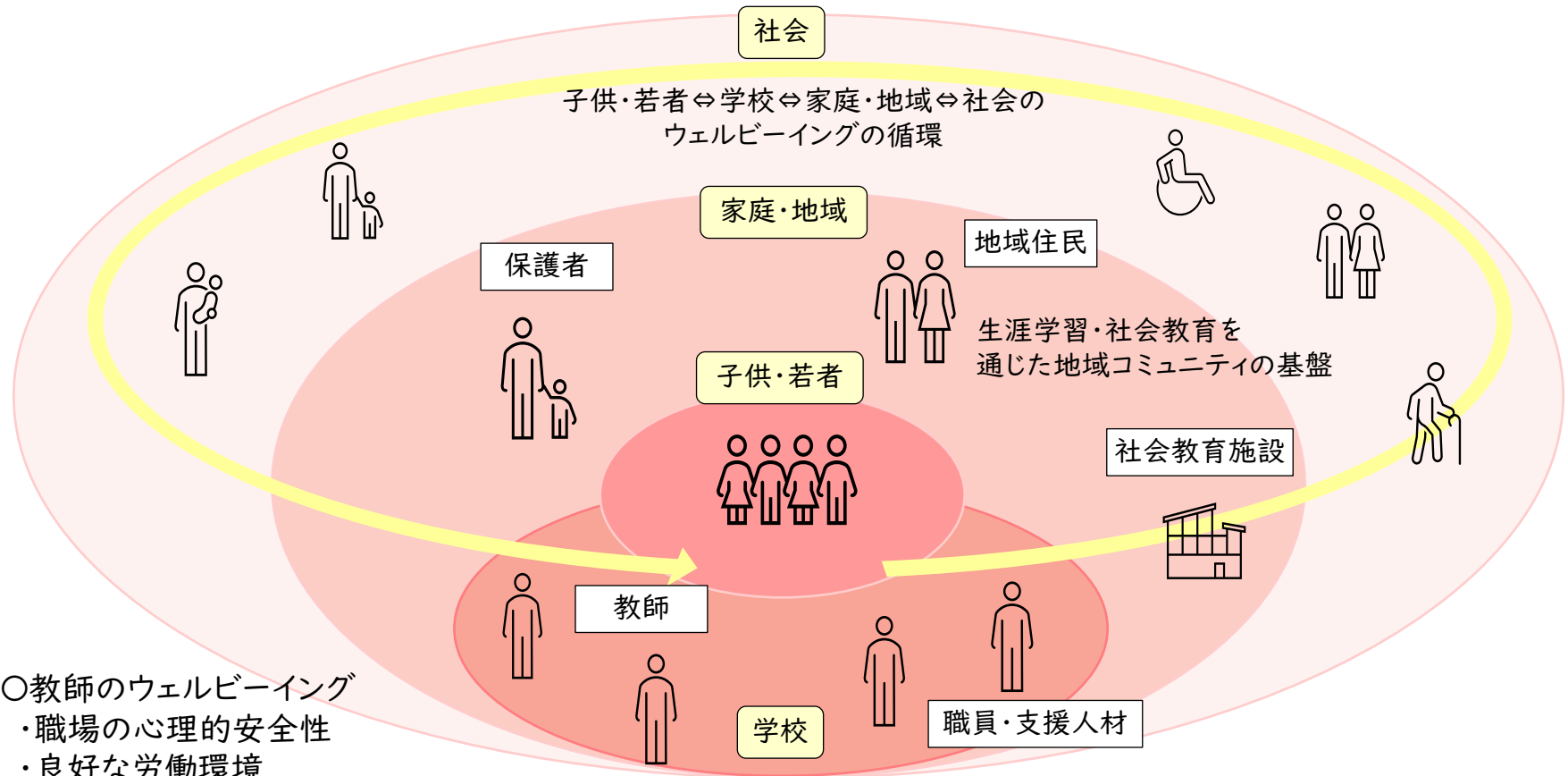


### ● 子供たちの主観的なウェルビーイングに関連する項目

- 自分にはよいところがあると思う    ○普段の生活の中で、幸せな気持ちになる    ○学級をよくするために互いの意見の良さを生かして解決方法を決める
- 将来の夢や目標を持っている    ○友人関係に満足している    ○地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う
- 授業の内容がよく分かる    ○自分と違う意見について考えるのは楽しい    ○先生は自分のいいところを認めてくれる
- 勉強は好きと思う    ○人が困っているときは進んで助けている    ○困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる

## 教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

- 子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングを確保することが必要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。



- 教師のウェルビーイング
  - ・職場の心理的安全性
  - ・良好な労働環境
  - ・保護者や地域との信頼関係
  - ・子供の成長実感

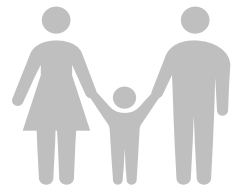
# 5つの基本的な方針



グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性 (DE&I) ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会

- ・主体的に社会の形成に参画
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等
- ・留学等国際交流、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進



誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進



- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

- ・GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等を推進
- ・教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
- ・デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

教育デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進

計画の実効性確保のための基盤整備・対話



- ・指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状況によらない学びの確保
- ・NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、児童生徒等の安全確保
- ・各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

# グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

### 教育政策の目標(例)

- 確かな学力の育成
- グローバル社会における人材育成
- イノベーションを担う人材育成
- 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成



### 基本施策(例)

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施
- 外国語教育の充実
- 探究・STEAM教育の充実
- 子供の意見表明、主権者教育、消費者教育、ESDの推進、男女共同参画の推進 等

# 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す 共生社会の実現に向けた教育の推進

### 教育政策の目標(例)

- 豊かな心の育成
- 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

### 基本施策(例)

- 道徳教育の推進、いじめ等への対応、人権教育の推進
- 特別支援教育、不登校児童生徒への支援の推進、ヤングケアラーの支援、日本で学ぶ外国人等への教育の推進、特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援、夜間中学の設置・充実、高校定時制・通信制課程の質の確保・向上、日本語教育の充実 等



# 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

### 教育政策の目標(例)

- 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
- 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

### 基本施策(例)

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携等



## 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

### 教育政策の目標(例)

- 教育DXの推進・デジタル人材の育成
- 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

### 基本施策(例)

- 1人1台端末の活用、児童生徒の情報活用能力の育成、教師の指導力向上、校務DXの推進
- ICT環境の充実 等



## 計画の実効性確保のための基盤整備・対話



### 教育政策の目標(例)

- 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
- 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
- NPO・企業・地域団体等との連携・協働
- 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
- 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

### 基本施策(例)

- 指導体制の整備、学校における働き方改革の更なる推進、教師の養成・採用・研修の一体的改革
- へき地や過疎地域等における学びの支援
- NPOとの連携、企業との連携
- 学校施設の整備、学校における教材等の充実、学校安全の推進 等
- 各ステークホルダー(子供を含む)からの意見聴取・対話



## 中教審答申までの対話のプロセス

- 子供・若者を含む多様な関係者からの意見聴取・対話
  - ー内閣府・ユース政策モニターとのラウンドテーブル、アンケート
- 文部科学省内の若手・中堅職員有志による検討チーム（ジキコン）

## 教育振興基本計画ウェブサイト

- 計画に関する情報を掲載
- 今後、解説動画なども

掲載予定



トップ > 教育 > 教育に関する基本的な法律・計画など > 教育振興基本計画

### ● 教育振興基本計画

教育振興基本計画は、教育基本法(平成18年法律第120号)に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画です。

#### 新着情報

令和5年3月8日の中央教育審議会において、「次期教育振興基本計画について(答申)」が取りまとめられました。

- ・ [次期教育振興基本計画について\(答申\)](#)
- ・ [次期教育振興基本計画について\(答申\)\(概要\)](#)
- ・ [参考資料・データ集](#)
- ・ [中央教育審議会教育振興基本計画部会での審議状況](#)

#### ▶ 教育振興基本計画

▶ [各都道府県・政令指定都市・中核市の教育振興基本計画の策定状況\(平成30年3月31日現在\)](#)

▶ [第1期計画について\(対象期間:平成20年度～平成24年度\)](#)

▶ [第2期計画について\(対象期間:平成25年度～平成29年度\)](#)

▶ [第3期計画について\(対象期間:平成30\(2018\)年度～平成34\(2022\)年度\)](#)

# 2

## 学校における新型コロナウイルス感染症 対策について

# 5類感染症への移行後の学校における新型コロナ感染症対策について

(令和5年4月28日文科科学省初等中等教育局長通知) (概要)

## 1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、**感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はない**こと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、**マスクの着用を求めないことが基本**となること、また、**学校給食の場面においては「黙食」は必要ない**こと

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、**活動場面に応じて、**

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を**一時的に講じることが考えられる**こと

## 2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

- **児童生徒の感染が判明した場合には、出席停止の措置**を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと

合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること

- **学校の臨時休業については**、感染対策上の意義や、実施する範囲や条件を事前に明確にし、公表しておくとともに、児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、**必要な範囲、期間において機動的に対応**を行うこと

# 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について

(令和5年4月28日文科科学省初等中等教育局長通知) (概要)

## 改正の概要

新型コロナウイルス感染症について、

- ◇ 学校保健安全法施行規則上の「**第2種の感染症**」に位置付け（季節性インフルエンザと同様）
- ◇ 出席停止の期間の基準を「**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**」とする

## 留意事項

### (出席停止措置の取扱い)

- 出席停止解除後、**発症から10日を経過するまでは、児童生徒に対してマスクの着用を推奨**すること。児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと

### (その他)

- 出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はないこと
- 従前であれば濃厚接触者として特定されていた者に対しても、行動制限等が行われないこと等を踏まえ、
  - ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒
  - ・学校で患者と接触があった児童生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、**感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない**こと
- 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、欠席とはしないことも可能であること
- 発熱や咽頭痛、咳等の**普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要**であり、無理をして登校しないよう、児童生徒・保護者に対する周知・呼び掛けを行うこと。また、**児童生徒本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないように**すること

## 【参考】出席停止の期間の基準について（学校保健安全法施行規則）

第1種（施行規則 § 19一）	
治癒するまで	

第2種（施行規則 § 19三）	
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種（施行規則 § 19三）	
病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

第2種（施行規則 § 19二）	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳せきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	全ての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
<u>新型コロナウイルス感染症</u>	<u>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</u>

※ これらを原則としつつ、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、短縮することも可能

# 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの見直し

## 【概要】

- ▶ 「マスクの着用」については、先行して見直しを行い、4月1日以降の学校教育活動に当たって求めないことを基本としているが、5類感染症への移行を踏まえ、**学校における衛生管理マニュアルを改定し、これまでの基本的な感染対策についても見直し**
- ▶ 具体的には、平時における学校においては、健康観察や換気の確保、手指衛生といった感染症対策を講じつつ、感染流行時等には、一時的に活動場面に応じた感染症対策を検討することが考えられる

### 5類感染症への移行後の学校における主な対応

- ▶ 平時から求められる感染症対策（マスクについては着用を求めないことが基本。以下の対策以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。）

健康観察	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 発熱や咽頭痛、咳等の<b>普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼び掛け</b></li><li>✓ 児童生徒の健康状態を継続的に把握（ICT等の活用による効果的な実施。毎日の体温チェック・提出等は不要。）</li></ul>
換気の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ <b>気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気</b></li><li>✓ 十分な換気が確保できない場合には、<b>サーキュレータや空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を検討</b></li></ul>
手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導</li></ul>
清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つことが重要</li><li>✓ <b>清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要</b></li></ul>

- ▶ 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策

マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 感染流行時等には、教職員が着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられること（その場合にも、着用を強いることのないようにすること）</li></ul>
活動場面ごとの感染症対策 各教科等、儀式的行事等 部活動、給食、登下校 等	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 感染流行時等には、「感染リスクが比較的高い活動」等に当たって、活動場面に応じて、<ul style="list-style-type: none"><li>・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること</li><li>・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること</li></ul>等の対策を講じることが考えられること</li></ul>

- ▶ 感染状況に応じて、機動的に講ずべき措置

出席停止	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 感染が判明した児童生徒に対しては、出席停止の措置を講じつつ、ICTの活用等により、学習の機会を確保するなど、学びの保障の観点に留意</li><li>✓ 合理的な理由で、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことを許容</li></ul>
臨時休業	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 臨時休業の意義や条件・範囲を事前に明確にし、学びの保障の観点に留意しつつ、必要な範囲・期間で機動的に対応</li></ul>

# 5 類感染症への移行後の学校教育活動について（事務連絡）



■ 4月28日（金）発出

■ コロナ禍における臨時休業や学校での様々な教育活動の制約等により、児童生徒の学習や心身の発達にも一定の影響が生じている状況を踏まえ、コロナ禍において十全に発揮されなかった学校教育の本来の役割を取り戻し、デジタルの効果的な活用による学びの進化を合わせて図ることにより、児童生徒の成長の機会を充実させ、心身の発達を図ることを目的とし、今後の学校教育活動の充実に向けた取組の留意点を示す。

■ 今後の教育活動について、以下の点に留意し、単にコロナ禍以前の姿に戻るのでなく新しい学びの在り方へと進化を図っていくことが重要であることを示す。

- GIGAスクール構想により整備された一人一台端末をはじめとするデジタル技術を一層活用し、個別最適な学びと協働的な学びとを一体的に充実していくことが重要であること。
- コロナ禍において失われていた、学校行事や地域とも連携した多様な体験活動の教育的意義を改めて捉えなおし、児童生徒が多様な他者と交流しながら成長する機会を確保していく必要があること。

■ 多様な体験活動に関する文部科学省等の活用可能な取組や参考となる取組を集約して示す。例えば、以下のような取組がある。

- 18歳以下の子供が無料で鑑賞できる、本格的な舞台公演の機会を提供する、劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業
- 伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組を支援する、伝統文化親子教室事業



## 背景 課題

- 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、子供の学びを止めないため、学校において児童生徒及び教職員等に感染者等が発生した場合にも、感染症対策の徹底を図りながら教育活動を継続できる体制を整える事は極めて重要である。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

## 新型コロナウイルス感染者等発生時における感染拡大抑制措置及び学校における効果的な換気対策の実施 安全安心な通学環境の確保



学校・通学時における感染拡大の防止・学校教育活動の継続を実現



## 事業内容

### I 感染症流行下における学校教育活動体制整備事業

①新型コロナウイルス感染者等が発生した学校において、教育活動を継続するための体制を整備する場合に、追加的に必要となる保健衛生用品等の購入等に係る取組や、②地域の実情に応じて各学校が実施する効果的な換気対策に係る取組等を支援

- 学校種：国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象：①感染者等発生時の保健衛生用品の買い足し、教室の消毒委託等にかかる経費  
②CO2モニター、サーキュレータ等の換気用備品購入にかかる経費  
他



### II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、地域の実情に応じて学校設置者が実施するスクールバスの少人数化を図る取組等を支援

- 学校種：国公立の特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの借り上げにかかる経費 他





# 【参考】公立学校における換気対策設備の設置状況に係るアンケート調査結果

【令和5年1月10日時点】

- ◇ 調査対象 : 都道府県教育委員会、市区町村教育委員会
- ◇ 調査内容 : 小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校におけるCO<sub>2</sub>モニター／サーキュレータ／HEPAフィルタ付空気清浄機の設置状況
- ◇ 回答数 : 1,618教育委員会 (30,747校)

## 1. CO<sub>2</sub>モニターの設置状況

- ・ 1台以上設置されている学校数  
: 19,099校 (62.1%)
- ・ 全教室（普通教室）に設置されている学校数  
: 10,302校 (33.5%)

## 2. サーキュレータの設置状況

- ・ 1台以上設置されている学校数  
: 17,947校 (58.4%)
- ・ 全教室（普通教室）に1台以上設置されている学校数  
: 10,162校 (33.1%)

## 3. HEPAフィルタ付空気清浄機の設置状況

- ・ 1台以上設置されている学校数  
: 13,474校 (43.8%)

※ 教育委員会が把握している設置状況を回答しており、各学校における設置状況を把握していない教育委員会分は未設置として集計。

※ サーキュレータには、扇風機や換気扇等は含まれていない。また、2及び3においては、十分な換気量が確保されていることから未設置の学校も含まれている。

# 【参考】公立学校における換気対策設備の設置状況に係るアンケート調査結果（都道府県別）

	CO <sub>2</sub> モニター		サーキュレータ		HEPAフィルタ付 空気清浄機
	1台以上設置されて いる学校	全教室（普通教室） に設置されている学 校	1台以上設置されて いる学校	全教室（普通教室） に1台以上設置され ている学校	1台以上設置されて いる学校
平均	62.1%	33.5%	58.4%	33.1%	43.8%
北海道	58.9%	35.9%	73.5%	57.5%	47.8%
青森県	66.6%	44.5%	52.3%	29.0%	37.8%
岩手県	70.1%	55.1%	68.4%	46.5%	59.1%
宮城県	74.0%	45.5%	61.0%	39.0%	40.7%
秋田県	68.1%	46.6%	68.1%	47.4%	47.7%
山形県	93.9%	68.3%	86.4%	50.4%	40.3%
福島県	76.6%	54.2%	56.7%	31.0%	43.6%
茨城県	50.9%	30.2%	62.7%	32.6%	47.0%
栃木県	65.6%	25.6%	82.8%	41.9%	64.1%
群馬県	73.2%	44.4%	56.7%	18.3%	45.8%
埼玉県	66.0%	39.1%	56.6%	20.0%	39.2%
千葉県	54.7%	23.9%	67.4%	34.8%	40.7%
東京都	66.7%	31.3%	52.0%	32.9%	28.4%
神奈川県	78.2%	46.5%	40.8%	25.7%	24.9%
新潟県	49.8%	27.3%	61.6%	31.2%	36.7%
富山県	55.7%	26.4%	72.5%	37.9%	70.0%
石川県	61.4%	32.5%	62.3%	40.9%	49.4%
福井県	68.1%	40.8%	67.7%	39.6%	46.2%
山梨県	88.8%	63.3%	68.2%	53.1%	62.9%
長野県	66.5%	31.5%	55.9%	22.2%	37.0%
岐阜県	85.4%	60.9%	68.7%	45.8%	53.0%
静岡県	63.1%	30.0%	67.4%	39.8%	55.5%
愛知県	59.1%	12.7%	38.9%	18.0%	24.7%

	CO <sub>2</sub> モニター		サーキュレータ		HEPAフィルタ付 空気清浄機
	1台以上設置されて いる学校	全教室（普通教室） に設置されている学 校	1台以上設置されて いる学校	全教室（普通教室） に1台以上設置され ている学校	1台以上設置されて いる学校
三重県	65.4%	47.6%	45.7%	23.9%	52.4%
滋賀県	58.2%	37.9%	69.8%	45.6%	68.4%
京都府	53.7%	21.0%	48.1%	24.4%	44.2%
大阪府	45.0%	17.5%	33.4%	11.6%	26.6%
兵庫県	37.9%	15.4%	47.3%	26.0%	48.9%
奈良県	55.1%	38.4%	63.9%	20.8%	46.0%
和歌山県	51.4%	29.2%	53.3%	24.3%	62.0%
鳥取県	54.5%	35.8%	78.1%	57.2%	65.8%
島根県	55.4%	26.5%	64.0%	36.6%	56.0%
岡山県	55.5%	27.0%	65.2%	33.6%	50.0%
広島県	70.9%	33.0%	41.1%	10.8%	32.4%
山口県	46.2%	28.2%	54.4%	26.7%	31.5%
徳島県	66.4%	52.7%	71.1%	47.7%	68.6%
香川県	53.6%	25.4%	77.0%	53.2%	59.7%
愛媛県	58.5%	39.0%	62.5%	32.6%	57.0%
高知県	55.9%	29.9%	58.0%	31.7%	43.2%
福岡県	67.0%	33.1%	63.1%	39.3%	42.4%
佐賀県	49.8%	37.9%	69.7%	47.9%	53.3%
長崎県	59.2%	34.5%	61.2%	37.4%	56.6%
熊本県	71.8%	39.7%	60.7%	39.0%	48.8%
大分県	100.0%	36.9%	68.3%	41.1%	61.6%
宮崎県	52.3%	33.5%	57.2%	30.8%	59.1%
鹿児島県	57.1%	31.3%	72.3%	45.4%	66.8%
沖縄県	49.5%	19.1%	68.9%	37.3%	40.8%

※ 回答のあった教育委員会について、所在する都道府県ごとに集計したものであり、必ずしも、域内の全ての教育委員会の設置状況を反映した  
ものではないことに留意。

# 3

学習指導要領、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（中教審答申）について



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の  
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造  
的に示す

学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・  
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習  
得など，新しい時代に求  
められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質  
の高い理解を図るための  
学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

※高校教育については，些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており，  
そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。



「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。

## 【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

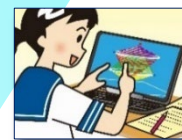


主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

学びを人生や社会に  
生かそうとする  
学びに向かう力・  
人間性等の涵養

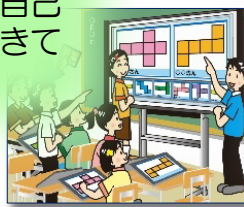
生きて働く  
知識・技能の  
習得

未知の状況にも  
対応できる  
思考力・判断力・表現力  
等の育成



## 【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



## 【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

# 中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)のポイント

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～【令和3年1月26日 中央教育審議会】

## 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

### ① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

### ② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出す

## 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

【令和4年1月14日初等中等教育分科会決定】

## 1 趣旨

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月中央教育審議会答申)を受けて、デジタル化などの社会変化が進む次世代の学校教育の在り方について検討する必要がある。

児童生徒への学習指導・生徒指導の在り方や環境整備について、特にGIGA スクール構想に基づくICT 環境の整備と活用を進める中で、教科書・教材のデジタル化を推進するとともに、既存の教科書・教材との関係を整理し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することが求められている。

このため、多様かつ専門的な見地から横断的に議論し、検討内容を必要な施策に結び付けていくため、初等中等教育分科会に本会議を設置する。

## 2 主な検討事項

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するための、

- (1) 一人一台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導  
・生徒指導等の在り方について
- (2) 教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方について
- (3) 学校内外の環境整備の在り方について
- (4) その他

## 3 委員一覧

(◎は部会長、○は部会長代理。)

秋田 喜代美	学習院大学文学部教授
◎荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
今村 久美	認定NPO法人カタリバ代表理事
岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、島根県教育魅力化特命官
○金丸 恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長グループCEO
貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授
戸ヶ崎 勤	埼玉県戸田市教育委員会教育長
中川 一史	放送大学教養学部教授
奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授
平川 理恵	広島県教育委員会教育長
○堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授 (敬称略)

## 1 設置の目的

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の実現のためには、ICTを活用した学びが重要な役割を担うこととなるが、その推進に当たっては、Society5.0時代に向けた社会変化の加速度的な進展や、それに伴う今後の新たな教育の可能性を見据え、学校を中心とする学びの在り方の基本的な考え方を整理するとともに、一人一台端末等の活用を含めた多様で柔軟な学びの具体的な姿を明確化することなどが求められる。

このため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会の下に、「義務教育の在り方ワーキンググループ」を設置する。

## 2 主な検討事項

### (1) 義務教育の意義

- ①豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子供たちに必要な資質・能力と学校が果たす役割について
- ②全ての子供たちの可能性を引き出す学びの実現について

### (2) 学びの多様性

- ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの具体化について
- ②多様性と包摂性に基づく学校文化の醸成について
- ③学びにおけるオンラインの活用について
- ④学校教育になじめないでいる子供に対する学びの保障について

### (3) その他

令和5年3月に論点整理を取りまとめ、今後（第12期）は論点整理に基づき、各論点について審議予定。



↑ 論点整理はこちらから  
ご覧いただけます

## 3 第11期委員一覧

(◎は主査、○は主査代理。)

○秋田 喜代美	学習院大学文学部教授
荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
今村 久美	認定NPO法人カタリバ代表理事
鍵本 芳明	岡山県教育委員会教育長
柏木 智子	立命館大学産業社会学部教授
黒沢 正明	東京都八王子市立高尾山学園校長
小柳 和代	香川県高松市教育委員会教育長
貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授
戸ヶ崎 勤	埼玉県戸田市教育委員会教育長
中谷 一志	広島県廿日市市立宮園小学校長
◎奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科特任教授
堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授、 東京学芸大学大学院教育学研究科教授
水谷 年孝	愛知県春日井市立高森台中学校長
若江 眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役

(敬称略、令和5年3月8日時点)

※第12期委員については現在委嘱手続中



中央教育審議会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会に、今後の高等学校のあるべき姿（グランドデザイン）を検討する高等学校教育の在り方ワーキンググループを設置。

## 検討の背景

- 高校進学率が99%に達し、高校生の多様化が更に進み、高校の在り方も極めて多様になっている中で、成人年齢は18歳に引き下げられた。
- 義務教育における不登校の大幅かつ継続的な増加。一方で高校生の不登校、中退率は減少しているが、私立広域通信制を中心とした通信制高校の在籍者は大幅に増加。
- 近年の出生数減少により、15歳人口の更なる減少が確定しており、その後も更に出生数は減少することが予想される。現状でも、生徒数の減少により過疎・中山間地域・離島等を中心に高校の存続が困難となっているが、今後は更に、全国各地で高校の維持が極めて困難となることが予想される。
- 高校教育段階での学びの満足度の低下や、18歳の自己肯定感等が国際比較で非常に低いといった課題を打破するとともに、Society5.0、DX等の社会構造の変化を踏まえ、予測不可能な時代の中で求められる人材育成（社会課題解決、探究・STEAM教育、グローバル、文理横断等）への対応が必要。

## 検討事項

- ①高等学校教育の在り方について（「共通性」と「多様性」の観点からの検討）
- ②高等学校制度の望ましい在り方について（全日制・定時制・通信制の在り方、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方等）
- ③「スクールミッション」「スクールポリシー」を体現し、「社会に開かれた教育課程」「探究的な学び」を実現するための校内外の体制について
- ④文理横断的な教育、産業界と一体となった実践的な教育の推進について
- ⑤その他

令和5年3月に論点整理を取りまとめ。  
 今後は論点整理に基づき審議予定。

## 委員

【氏名】	【職名】	五十音順、◎：主査、○：主査代理 (計15名)
青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授	
◎荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長	
石崎 規生	東京都立桜修館中等教育学校長、全国高等学校長協会会長	
今村 久美	認定 NPO 法人カトリバ代表理事	
岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、 島根県教育魅力化特命官	
岡本 尚也	一般社団法人Glocal Academy代表理事	
沖山 栄一	東京都立世田谷泉高等学校長、全国定時制通信制高等学校長会理事長	
鍛冶田千文	YMCA学院高等学校校長、学校法人大阪YMCA理事	
塩瀬 隆之	京都大学総合博物館研究部情報発信系准教授	
篠原 朋子	学校法人NHK学園理事長	
清水 雅己	埼玉県立大宮工業高等学校長	
○田村 知子	大阪教育大学連合教職実践研究科教授	
富塚 昌子	千葉県教育委員会教育長	
長塚 篤夫	順天中学校・高等学校長、日本私立中学高等学校連合会常任理事	
濱田久美子	高知県教育センター企画監、前高知県立山田高等学校長	

## 1 特異な才能のある児童生徒をめぐる現状

- ・特異な才能のある児童生徒は、言語・数理・科学・芸術・音楽・運動など様々な領域に高い能力を示す。
  - ・社会問題など、特定の事柄に強い関心を示すこともある。
  - ・強い好奇心や感受性、過敏な五感、機能間の発達水準の偏りなどの認知・発達の特性を示すこともある。また、障害を併せ有する場合もある。
- ⇒ 上記の特性がゆえに、困難を抱えることもある。

## 2 指導・支援に関する課題

### ● 学習に関する状況

- ・授業での学習内容が知っていることばかりでつまらない。
- ・発言すると雰囲気壊してしまうので、分からないふりをしていた事例も。
- ・資質・能力を伸ばせない。充実した学びができない。

### ● 学校生活に関する状況

- ・知的側面が年齢不相応に発達しているため、同級生との会話や友人関係構築に困難。
  - ・教師との関係で課題を抱える場合もある。
  - ・集団の中でトラブルや孤立が発生する場合もある。
- ⇒ 以上の結果、不登校になることもある。

### ● 特異な才能のある児童生徒を取り巻く状況

- ・教師・学校・教育委員会による効果的な支援が行われている実態もあるが、各主体の理解や体制に左右。
- ・興味・関心に合った学校外の学びの場にアクセスできない（地域偏在）や、情報が届かない状況。
- ・環境整備に当たっては、国民的な合意形成の視点も重要。

## 3 今後の取組の基本的な考え方

- ◎ **多様な一人一人の児童生徒に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、支援策を考える。**
- ◎ **特異な才能のある児童生徒が抱える学習上・生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに、個性や才能を伸ばす。**

### <留意点>

- ・何らかの特定の基準や数値によって才能を定義しない。（ラベル付けや過度な競争はしない。）
- ・学校現場が分断されたり、特異な才能のある児童生徒が差別対象となったりしないよう留意。

### <取組を進める上での考え方>

- ・学校種の特性を踏まえる 

{	義務教育段階：学校内の多様性と包摂性を高める中で一人一人の社会性を涵養。飛び級は慎重に検討。
	高校段階：学校外学修の単位認定などを活用。
- ・学校外の学びの場を積極的に活用 

}	・デジタル社会の進展を踏まえ、ICTを積極的に活用
---	---------------------------
- ・教育課程に求められる共通性との関係に留意

## 4 今後取り組むべき施策

### 有識者会議が想定する「あるべき姿」

#### ● 教室や学校の様子

- 学校の教室で、特異な才能のある児童生徒も含む子供たち一人一人が、その多様性を認められている。
- 教師の理解の下、一人一台端末も活用して学習内容の習熟の程度に応じた学習も取り入れ、かつ子供たちがお互いに高めあう教育活動が行われている。
- 上記の姿が実現してもなお、困難が生じている場合、普段過ごす教室とのつながりが切れることのないように配慮しつつ、一時的に別の教室等で特性等に合った学習等を行うことが可能。

#### ● 学校外での学びとの連携

- 大学や民間事業者、非営利法人、教育支援センターなどの学校外の様々な機関等が、学校や教育委員会と連携し、夏休みや休日などに提供されるプログラムや、学校にしながらオンラインで提供されるプログラムなどを提供。

#### ● 周囲の理解等

- 教職員からの理解や、家庭・地域社会からの理解と協力を得ている。また、教職員や保護者が必要に応じていつでも相談できる体制も整えられている。

特異な才能のある児童生徒を含む全ての子供たちが、自らの理解の程度や知的好奇心に応じ積極的に学習に取り組み、お互いに特性やよさを認め合い、安心感・充実感をもって学校生活を送ることができる。

### 具体的な施策

- 1 **特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進**  
・教職員の理解のための研修動画の作成など

- 2 **多様な学習の場の充実等**
  - ・学校内の教室以外で、安心して過ごせるような居場所の充実（校内教育支援センターの活用など）
  - ・養護教諭・SC・SSW・学校司書・学習指導員の活用
  - ・既存の支援策の推進
    - \* スーパーサイエンスハイスクール
    - \* WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業
    - \* 大学等が理数系分野で突出した能力を有する児童生徒の能力を伸長する「ジュニアドクター育成塾」、「グローバルサイエンスキャンパス」
    - \* 国際科学技術コンテスト（科学オリンピックなど）
    - \* 国立文化施設における研修、音楽・舞踊分野等での高校生の海外研修
    - \* スポーツ分野における取組

施策間の成果の往還により、  
全体としての施策の質的向上に総合的に取り組む

- 3 **特性等を把握する際のサポート**  
・認知・発達・行動の特性等を把握するアセスメントツール等の情報収集

- 4 **学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供**  
・プログラム・イベント・人材等を集約するオンラインプラットフォームの構築

- 5 **実証研究を通じた実践事例の蓄積、横展開**

<検証すべきこと>

- \* 子供の関心等に合った授業、多様性を包摂する学校教育環境
- \* 多様な学びの場の設定や、過ごしやすい居場所としての環境整備
- \* 学校と学校外の機関の連携による学習面・生活面の指導・支援
  - ※出席扱いとする場合の考え方（判断の主体、要件）の整理が必要
- \* 才能と障害を併せ有する児童生徒の対応
- \* 教職員・保護者に対する、児童生徒の対応に関する相談支援 など

## 事業内容

### ○ 特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進 [7百万円]

特定分野に特異な才能のある児童生徒に関する教職員等の理解を醸成するため、教職員等が児童生徒の特性や効果的な支援の在り方について学習したり、教職員同士が課題認識を共有したりできる研修パッケージを開発する。

#### 【委託先】

国立大学法人愛媛大学

### ○ 特性を把握する手法・プログラム等の情報集約 [3百万円]

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対して、学校関係者及び学校外の機関が適切な支援を行えるようにするとともに、才能を伸長できる機会を広く提供できるよう、特異な才能のある子供たちの認知・発達等の特性や困難の把握に資するツール等に関する情報や、特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関わるプログラム・イベント等に関する情報を収集し、共有する。

#### 【委託先】

※ 5月中に採択先を決定予定



文部科学省HPでは、特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の在り方に関する情報を提供しています。ご参照ください。

### ○ 実証研究を通じた実践事例の蓄積 [67百万円]

特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関する実証的な研究を実施し、実践事例を蓄積し、その横展開を図る。

#### ① 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究

##### 【委託先】

- 長野県教育委員会
- 八王子市教育委員会
- 名古屋市教育委員会
- 国立大学法人東京学芸大学
- 国立大学法人筑波大学
- 国立大学法人三重大学
- 学校法人星槎SEISAアカデミー

※ 5月中に追加で採択先を決定予定

##### ＜実証研究を通じて検証する事項＞

- \* 子供の関心等に合った授業
- \* 多様性を包摂する学校教育環境
- \* 多様な学びの場の設定や、過ごしやすい居場所としての環境整備
- \* 学校と学校外の機関の連携による学習面・生活面の指導・支援
- \* 才能と障害を併せ有する児童生徒の対応 など

#### ② 特異な才能のある児童生徒の指導・支援を行う教職員・保護者を対象とする相談支援に関する実証研究

##### 【委託先】

特定非営利活動法人日本教育再興連盟

##### ＜実証研究を通じて検証する事項＞

- \* 教職員・保護者に対する、児童生徒の対応に関する相談支援 など

特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援Ⅰ（関西大学 松村暢隆）：...

校内研修シリーズ

## 特異な才能のある児童生徒 に対する指導・支援Ⅰ 「特異な才能」の理解と捉え方



関西大学 名誉教授

松村 暢隆

見る YouTube



### ● 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援Ⅰ 「特異な才能」の理解と捉え方

特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援について、実践の背景となる理論や「特異な才能のある児童生徒」の定義、特性の把握、才能による困難について解説している。

### ● 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援Ⅱ 才能が輝く個別最適な学びと協働的な学び

特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に実際に取り組む際の基本的な考え方や、多様な指導・支援の場と方法、特異な才能のある児童生徒を包摂する個別最適・協働的な学び、困難への対応について解説している。

#### こんな子が学級にいませんか？

- 興味のあることは徹底的にこだわって調べる
- 答えにとまどうような変わった質問をよくする
- 興味のあることの知識・技能を素早く理解して覚える
- 理科の学習で奇抜で独創的なアイデアを思いつく
- 発想が突然に大きく飛躍する
- 算数・数学で上位学年相当の問題を簡単に解ける
- ことばでうまく説明できなくても、直観的に正答を出す
- 指示どおりではなく自分のやり方でやろうとする
- 簡単でくり返す学習は、退屈して嫌がる
- 文章の内容は深く理解できるが、文字の読み書きに苦勞する（一部、松村、2008）

小・中・高等学校の教員を対象に、特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の在り方を学べる動画を作成。令和5年2月から（独）教職員支援機構「校内研修シリーズ」において公開中！



URL:<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/>

- 何らかの才能のある子どもは、どのクラスにもいます。「特異な才能のある児童生徒」は、上のどの特徴（個人で異なる）を示すでしょうか？

# 4

## 幼児教育と小学校教育の架け橋について

# 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料(初版) ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1258019\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm))

- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期**であり、**小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮**しつつ、「架け橋期」の教育の充実に図り、**生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

## これらを踏まえ、以下の方策を推進

### 1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針<sup>※</sup>及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。 ※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

#### ① 子供の発達段階を見通した架け橋期の教育の充実 **幼 小**

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

#### ② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 **幼 小**

- ・ **幼保小が協働して**、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラム<sup>※</sup>を作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実**  
※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的で開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

### 2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実に図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

#### ① 幼児教育の特性に関する認識の共有 **幼 小**

- ・ 幼児期の遊びを通じた学び<sup>※</sup>の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通じた学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**  
※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

#### ② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 **幼**

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

### 3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

#### ① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 **幼** **小**

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、**幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化**により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する**研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成**
- ・ 幼児教育施設は、**一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施**、小学校は、**引き継いで必要な支援を実施**

#### ② 好事例の収集 **幼** **小**

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する**好事例等を収集・蓄積して活用**

### 4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

#### ① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 **幼**

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、**幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進**
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の**子育て支援を充実**

#### ② 全ての子供のウェルビーイング<sup>\*</sup>を保障するカリキュラムの実現 **幼** **小**

- ・ **全ての子供のウェルビーイングを高める**観点から、教育課程の編成<sup>\*\*</sup>や指導計画の作成、実施や評価、改善等

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

### 5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

#### ① 地方自治体における推進体制の構築 **幼** **小**

- ・ 地方自治体において、**幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進**

#### ② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 **幼** **小**

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う**架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上**
- ・ **幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実**
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「**幼保小の架け橋プログラム**」を推進

#### ③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 **幼**

- ・ 国において、**処遇改善等の必要な施策を引き続き実施**
- ・ 地方自治体において、**総合的な人材確保策を推進**
- ・ 幼児教育施設において、**管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実**  
**心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用**  
働き方改革を推進するため、**ICT環境の整備を推進**
- ・ **事故等の発生・再発防止のための取組を徹底**

### 6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

#### ① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 **幼** **小**

- ・ 国において、**架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法**や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

#### ② 幼児期の教育に関する調査研究 **幼**

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる**国内外の研究ネットワークを構築**
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、**大規模な長期縦断調査を実施**
- ・ **日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進**



# 幼保小の架け橋プログラムの実施について

- 幼保小の架け橋期の教育の充実を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施するため、幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）と参考資料（初版）を作成
- 令和4年度から3か年程度を念頭に、『全国的な架け橋の充実』と『モデル地域における先進事例の実践』を並行して推進
- 「幼保小の架け橋プログラム」のねらいは次のとおり
  - ・幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
  - ・3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
  - ・架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及 など

## 地域における体制のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価・改善

### ○架け橋期のカリキュラム開発会議

#### 【構成員】

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- ・教育委員会、子育て担当部局
- ・教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
- ・保護者や地域の関係者
- ・架け橋期のコーディネーター（有識者）
- ・幼保小の関係団体
- ・有識者

幼稚園関係団体  
保育所関係団体  
認定こども園関係団体  
小学校関係団体  
※団体間の連携の強化、団体主催の研修や会議を活用した普及啓発

大学等  
※取組への助言、養成・研修への反映等

家庭・地域  
※子供の育ちの共有、各園・小学校の取組への協力

様々な立場から意見や事例（動画や画像を含む）を出し合っ  
て話し合う

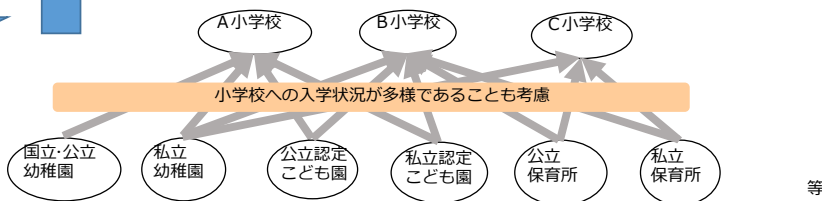


幼保小の架け橋プログラムの実施に  
向けての手引き（初版）

令和4年3月31日  
文部科学省

※開発会議、園・学校、自治体が本プログラムを進めていく上でのイメージについて、基盤づくりから改善・発展サイクルの定着に至るまでの4つのフェーズから記載。自分たちが、今このフェーズにいるのかを判断し、次のフェーズに向けた取り組みのイメージ例も記載。

架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施  
各園・小学校において、接続をコーディネートする者の明確化  
持続的・発展的に実施する組織体制の構築



### 架け橋期の教育の質保障(国)

#### 【検証体制】

- ・幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チームのメンバー及び関係者等

#### 【検証等の内容】

- ①実態調査
- ②改善事項の整理  
取組推進

質保障

幼児教育推進体制等を通じ、事業の成果を全国の取組に普及・反映

全国的な取組の実施と併せて行う

幼保小の架け橋プログラム事業  
令和5年度予算額 2.2億円

- ・幼保小の架け橋プログラムについて、モデル地域において具体的に開発し実践
- ・モデル地域の成果検証の実施

※「幼児教育の質保障に関する調査研究」に関する金額を除く予算額

# 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

23億円  
25億円)



文部科学省

令和4年度第2次補正予算額

35億円

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援により、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」を実現する。

## 1 「幼保小の架け橋プログラム」の実施

5.2億円（4.5億円）

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究や、幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究を実施

■ 幼保小の架け橋プログラム事業	2.8億円（1.8億円）
■ 幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業	0.4億円（0.5億円）
■ 幼児教育の理解・発展推進事業	0.3億円（0.3億円）
■ 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業	1.2億円（1.3億円）
■ 幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究	0.4億円（0.6億円） 等

## 2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

3.0億円（2.7億円）

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、「幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、地域の課題に的確に対応する自治体の幼児教育推進体制の活用支援を強化

■ 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業	3.0億円（2.7億円）
--------------------------------	--------------

## 3 幼児教育の質を支える教育環境の整備

15億円（17億円）

ICT環境整備や感染症対策、施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援

■ 教育支援体制整備事業費交付金	10億円（13億円）	[令和4年度第2次補正予算額 19億円]
■ 私立幼稚園施設整備費補助金	5億円（5億円）	[令和4年度第2次補正予算額 17億円]

※認定こども園施設整備交付金、私立幼稚園施設整備費補助金のうち幼稚園型認定こども園に対する支援はこども家庭庁に移管

## 背景・課題

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で**学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、全国的な取組の充実と併せて、実施モデル地域において具体的に開発し実践を行い、その成果の検証等を実施する調査研究を行う。また、幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、**研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究**を実施

## 事業内容

### ①モデル地域における検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の開発・改善

「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を手掛かりに、一人一人の多様性に配慮した上で全ての幼児に**学びや生活の基盤を育む『幼保小の架け橋プログラム』**の開発・実践を進める。

#### モデル地域

※重点的に取り組む幼保小を指定

- ・中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論の成果を踏まえ、接続期のカリキュラムの開発及び取組の評価
- ・接続期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等を開発・実施
- ・園や小学校におけるカリキュラム、指導計画や保育の計画の作成・実施

↑ 実態調査等

#### モデル地域の成果検証

※研究機関による客観的な成果検証

接続期のカリキュラム等に関する改善事項を整理し、全国展開に向けた提言を行う

(※) 成果普及の在り方に関する調査研究を併せて行う。

カリキュラム  
の  
接続期  
の

幼児教育の  
質  
の  
データ

### ②幼児教育の質保障に関する調査研究

教育の質に関するデータに基づき、幼児教育の質の保障を図る必要がある。そのため、**大学等の研究機関のネットワークを強化し、次のような調査研究**を一体的に行う。

- ・幼児期の環境や体験、学びが、その後の非認知能力や認知能力等に与える影響に関する**大規模実態調査**
- ・海外での研究動向も踏まえた**質保障の在り方**に関する調査研究

委託先

- ① 都道府県、市町村
- ② 大学、研究機関等

委託  
対象経費

調査研究に必要な経費  
(人件費、委員旅費、謝金等)

箇所数  
単価、期間

- ① 都道府県・市町村 700万円【継続のみ】  
(※) については、研究機関等1,700万円 (1団体)
- ② 6,700万円 (1団体)

# 5

## GIGAスクール構想の推進について

# GIGAスクール構想

**1人1台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することで、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」など教育の質を向上する構想**

**【環境整備】**（当初令和元年度から令和5年度までとしていたGIGAスクール構想に基づく整備計画を、大幅に前倒し）

- **令和元年度及び令和2年度の3度の補正予算**において、学校における児童生徒「1人1台端末」や高速大容量の校内通信ネットワーク等を一体的に整備するための予算（4,819億円）を計上
- **令和3年度補正予算及び令和4年度予算**において、学校へのICT運用支援を広域的に担う「GIGAスクール運営支援センター」の整備や、指導者用端末の整備をはじめとした授業環境の高度化、全小中学校等におけるデジタル教科書の活用や配信基盤の整備等に必要な予算を計上するとともに、**令和4年度補正予算及び令和5年度予算（案）**においても引き続き必要な予算を計上し、支援を更に充実 等

**【活用支援】**

- 「GIGA StuDX（ギガスタディーエクス）推進チーム」により、全国の教育委員会・学校等に対して、ICTを活用した学習指導等に関するプッシュ型・伴走型の支援活動を展開  
（例）優良事例の情報発信、オンライン相談会・研修会、メールマガジン
- **1人1台端末の積極的な利活用促進に向けたガイドライン**の策定やICT活用教育アドバイザーによる自治体への助言・支援、**情報モラル教育**の推進、**校務の情報化**に向けた取組の推進、**教育情報セキュリティポリシーガイドラインの改訂**等の様々な施策を展開 等

**➡デジタル庁をはじめとした関係省庁とも連携し、GIGAスクール構想を強力に推進**

**Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。**

目指すべき  
次世代の  
学校・  
教育現場

- ✓ **学びにおける時間・距離などの制約を取り払う** ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ **個別に最適で効果的な学びや支援** ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ **プロジェクト型学習を通じて創造性を育む** ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ **校務の効率化** ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ **学びの知見の共有や生成** ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～



### 児童生徒の端末整備支援

3,149億円

#### ○ 「1人1台端末」の実現

- ◆ **国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備**  
 を支援 対象：国・公・私立の小・中・特支等  
 国立、公立：定額(上限4.5万円) 令和元年度 1,022億円  
 私立：1/2(上限4.5万円) 令和2年度 1次 1,951億円
- ◆ **国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備**を支援  
 対象：国・公・私立の高・特支等 令和2年度 3次 161億円  
 国立、公立：定額(上限4.5万円)  
 私立：原則1/2 (上限4.5万円)

#### ○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

- 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる
- 障害に対応した入出力支援装置の整備を支援**  
 対象：国・公・私立の小・中・高・特支等  
 国立、公立：定額 令和2年度 1次 11億円  
 私立：1/2 令和2年度 3次 4億円

### 学校ネットワーク環境の全校整備

1,367億円

#### ○ 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援

- 加えて電源キャビネット整備の支援**  
 対象：国・公・私立の小・中・高・特支等  
 国立、公立：1/2 国立：定額 令和元年度 1,296億円  
 令和2年度 1次 71億円

### 学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

- 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、**学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援**  
 対象：公立の小・中・高・特支等 国立：1/3 学校施設環境改善交付金の内数

### G I G Aスクールサポーターの配置促進

105億円

- 急速な学校ICT化を進める自治体等の**ICT環境整備等の知見を有する者の配置経費を支援**  
 対象：国・公・私立の小・中・高・特支等  
 国立、公立：1/2 国立：定額 令和2年度 1次 105億円

### 緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

197億円

- **家庭学習のための通信機器整備支援**  
 Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通信環境 (モバイルルータ) の整備を支援**  
 対象：国・公・私立の小・中・高・特支等  
 国立、公立：定額 (上限1万円) 私立：1/2 (上限1万円) 令和2年度 1次 147億円  
 令和2年度 3次 21億円
- **学校からの遠隔学習機能の強化**  
 臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援**  
 対象：国・公・私立の小・中・高・特支等  
 国立、公立：1/2 (上限3.5万円) 国立：定額 (上限3.5万円) 令和2年度 1次 6億円

#### ○ オンライン学習システム (CBTシステム) の導入

- 学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な**オンライン学習システム (CBTシステム) の全国展開等**  
 令和2年度 1次 1億円  
 令和2年度 3次 22億円

# 個別最適な学びを実現するためのGIGAスクール構想の推進

令和3年度補正予算額  
令和4年度予算額

201億円  
33億円



文部科学省

- **個別最適な学びを実現するため**、GIGAスクール構想を前倒し学習ツールの一つとして**1人1台端末等を整備**してきたが、**ネットワークや指導者端末など残された課題が存在**
- 必要な措置を講じた上で、構想を**次なるSTEPに進めていく**



## STEP 1 これまでのGIGAスクール構想の取組

1人1台端末と学校ネットワーク環境等を急ピッチで整備し、令和3年度から本格運用が開始。(合計4,819億円) ⇒ **運用を開始すると、様々な課題も顕在化。**

課題① ✓運用に地域差がある ✓ネットワーク回線が遅い ✓教師に設定等の負担が集中

課題② ✓指導者用端末などが未整備・古い ✓遠隔授業実施環境が不十分

課題③ ✓デジタル教科書の導入が不十分

## STEP 2 支援の加速によるGIGAの実装

(支援① 学校の運用支援、教師のサポート)【令和3年度補正予算額 52億円】【令和4年度予算額 10億円】

・学校への支援をワンストップで担う「GIGAスクール運営支援センター」を各都道府県等に緊急整備、全国一斉に学校ネットワークの点検・**応急対応の実施が必要**

(支援② 教室環境の改善)【令和3年度補正予算額 84億円】

・子供だけでなく教師にも1人1台端末を整備するとともに、**高性能なカメラやマイク、大型提示装置など遠隔授業実施環境の高度化の支援が必要。**

(支援③ デジタル教科書の活用や配信基盤の整備)【令和3年度補正予算額 65億円】【令和4年度予算額 23億円】

・全ての小中学校等でデジタル教科書の活用を可能にするとともに、デジタル教科書や連携するデジタル教材等がよりスムーズに活用できるよう、**実際の使用状況を踏まえた課題解決や配信方法等の検証の実施が必要**

(※教師の指導力)

- ・教職員支援機構における研修動画などを活用したオンライン研修の推進
- ・GIGA StuDX推進チームによる指導方法に関するきめ細かな支援と発信
- ・中央教育審議会での教師の養成・採用・研修の在り方について検討中

省庁横断のタスクフォースなどにより  
関係省庁と緊密に連携して課題に対応



## STEP 3 GIGAの基盤となるネットワークの改善・実装

ネットワークのアクセスや、デジタル教科書の実証により、**ネットワークのボトルネックなどの課題が可視化**されるため、その課題に応じて、**事業者による対処等を行い、基盤の改善を目指す**

<更に次なる展開へ>

- 実証を踏まえたデジタル教科書の実装
- 全国学力調査のC B T化
- 1人1台端末から得られる教育データの利活用 等



## 学校ICT環境の活用支援の充実

### (1) 運営支援

【現状】 日常的な支援等を行う**ICT支援員**（※令和3年8月、「情報通信技術支援員」として省令に位置付け）の配置促進

令和3年3月には**チェックリスト**を含む端末の積極的な利活用について通知

臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議システムの活用状況 31.2%(令和3年9月)⇒ 69.6%(令和4年1-2月) ※ICT端末の活用は84.4%

【課題】 ・教師に設定等の負担が集中している ・持ち帰りなど運用に地域差がある（令和3年7月デジタル庁アンケート）

【取組】 **GIGAスクール運営支援センター整備事業**（令和3年度補正予算52億円、令和4年度予算10億円、令和4年度補正予算71億円）を開始

令和4年3月には**チェックリストを更新・充実した端末の活用の促進に向けたガイドライン等を策定**するとともに、**セキュリティポリシーガイドラインを改定**。**校務の情報化に関する専門家会議**を設置・議論



### (2) 学習指導等支援

【現状】 地域や学校に取組の差があることから、地域全体の底上げが必要

令和4年4月から高校の新指導要領に基づき「情報I」が新設・必修科目へ

【課題】 ・指導法の普及が十分でない（令和3年7月デジタル庁アンケート） ・体制に地域差が存在

【取組】 「**GIGA StuDX推進チーム**」（令和2年12月設置）が、全国の教育委員会・学校等に対して、ICTを活用した学習指導等の支援活動を展開。学校現場の悩みや課題に応じて**優良事例の情報発信、オンライン相談会・研修会、メールマガジンなどプッシュ型・伴走型**の支援を実施。教職員支援機構と連携した解説動画など**オンライン研修プログラムの充実**や**ICT活用教育アドバイザー**による専門的な助言や研修支援も実施

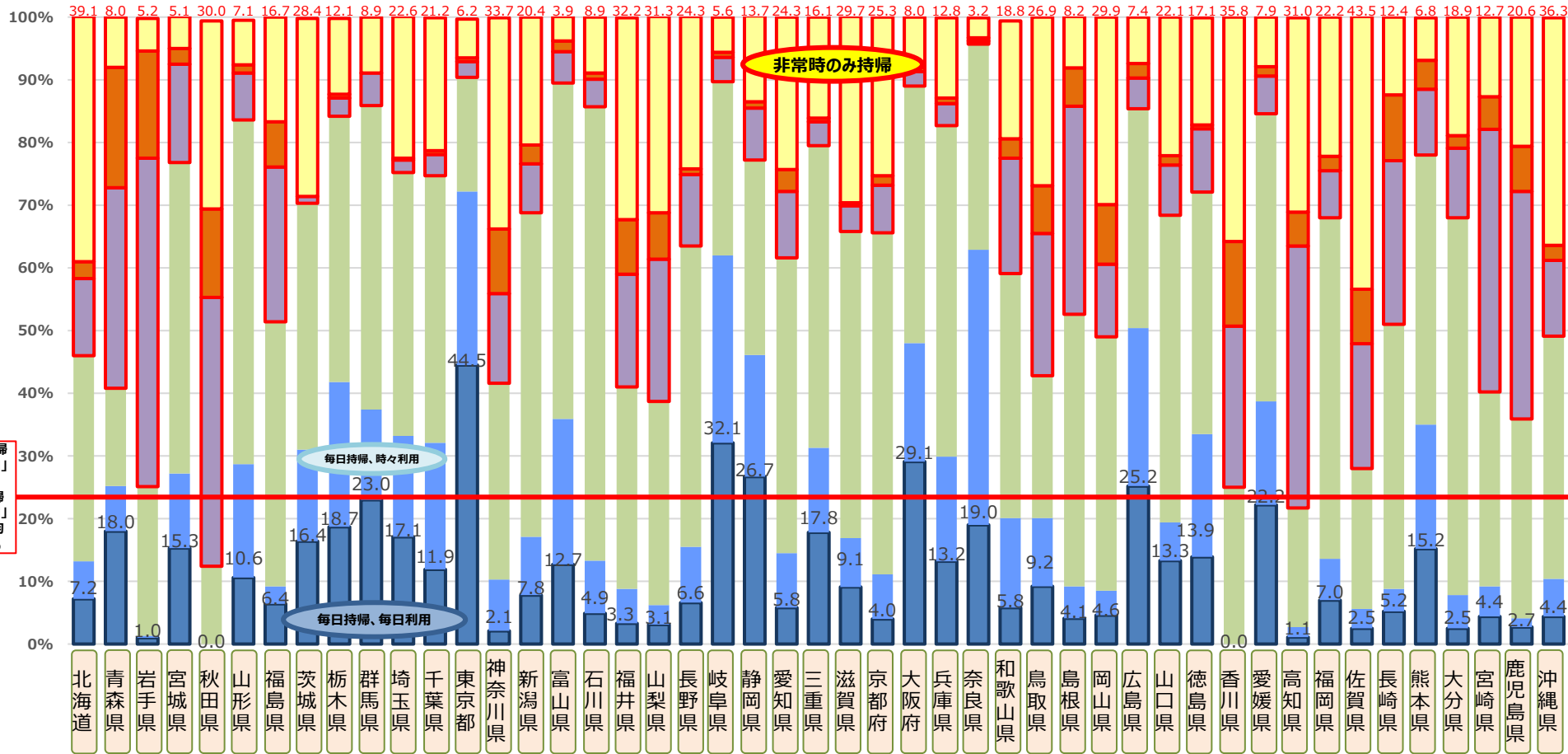




# 1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合（小学校・都道府県別 ※政令市除く）

※政令市除く

（学校の割合） ※ 1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合について調査（R4全国学力・学習状況調査結果より[令和4年4月実施]）



都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
非常時のみ所持	39.1	8.0	5.2	5.1	30.0	7.1	16.7	28.4	12.1	8.9	22.6	21.2	6.2	33.7	20.4	3.9	8.9	32.2	31.3	24.3	5.6	13.7	24.3	16.1	29.7	25.3	8.0	12.8	3.2	18.8	26.9	8.2	29.9	7.4	22.1	17.1	35.8	7.9	31.0	22.2	43.5	12.4	6.8	18.9	12.7	20.6	36.3
持ち帰ってはいけない	2.7	19.2	17.1	2.5	14.1	1.3	7.2	0.0	0.6	0.0	0.3	0.6	0.6	10.3	3.0	1.7	1.0	8.7	7.4	0.9	0.8	1.0	3.5	0.6	0.5	1.5	0.7	0.9	0.5	3.1	7.6	6.1	9.5	2.3	1.5	0.6	13.5	1.5	5.4	2.3	8.7	10.5	4.6	2.0	5.2	7.2	2.4
持ち帰らせていない	12.3	32.0	52.4	15.7	42.9	7.5	24.7	1.1	2.9	5.2	2.0	3.4	2.5	14.3	7.8	5.0	4.4	18.0	22.7	11.4	3.9	8.3	10.6	3.8	4.1	7.6	2.3	3.5	0.5	18.4	22.7	33.2	11.6	4.9	8.0	10.1	25.7	6.0	41.8	7.5	19.9	26.1	10.5	11.1	41.9	36.3	12.1
時々持帰って、時々利用	32.8	15.6	23.8	49.6	12.4	54.9	42.2	39.3	42.4	48.5	42.0	42.6	18.2	31.3	51.7	53.6	72.4	32.2	32.5	48.0	27.7	31.1	47.1	48.2	48.9	54.5	41.0	52.8	32.8	39.0	22.7	43.4	40.5	35.0	49.0	38.6	25.0	45.9	19.0	54.4	22.4	42.2	43.0	60.2	31.0	31.8	38.7
毎日持帰って、時々利用	6.0	7.2	0.3	11.9	0.0	18.1	2.8	14.6	23.1	14.4	16.1	20.2	27.7	8.2	9.3	23.2	8.4	5.5	3.1	8.9	29.9	19.4	8.7	13.5	7.8	7.1	18.9	16.7	43.9	14.3	10.9	5.1	3.9	25.2	6.1	19.6	0.0	16.5	1.6	6.6	3.1	3.6	19.8	5.3	4.8	1.4	6.0
毎日持帰って、毎日利用	7.2	18.0	1.0	15.3	0.0	10.6	6.4	16.4	18.7	23.0	17.1	11.9	44.5	2.1	7.8	12.7	4.9	3.3	3.1	6.6	32.1	26.7	5.8	17.8	9.1	4.0	29.1	13.2	19.0	5.8	9.2	4.1	4.6	25.2	13.3	13.9	0.0	22.2	1.1	7.0	2.5	5.2	15.2	2.5	4.4	2.7	4.4

■ 毎日持ち帰って、毎日利用
 ■ 毎日持ち帰って、時々利用
 ■ 時々持ち帰って、時々利用
 ■ 持ち帰らせていない
 ■ 持ち帰ってはいけない
 ■ 臨時休業等の非常時のみ、持ち帰ることとしている

調査項目：あなたの学校では児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレット等の端末を、どの程度家庭で利用できるようにしていますか。

GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の利活用は進展しつつあるが、**地域や学校、教師によって利活用状況に大きく差が生じている状況**であり、「**端末活用の日常化**」を全国の学校で浸透させていくことが重要。また、単に紙からデジタルへの置き換えに留まることなく、**子供たちの学び方そのものの変革**につなげていくことが重要。一方で、**校務のデジタル化も未だ発展途上段階**にあり、全国的な校務のデジタル化と教職員の負担軽減等も喫緊の課題。

## 子供の学びの変革

- **GIGAスクールにおける学びの充実** **R4補正 9億円、R5当初 3億円** **リーディングスクール**
  - リーディングDXスクール事業
    - 先進的な実践例の創出・全国展開
    - 教科横断的プログラムの開発、GIGAスクール構想のための調査・分析
  - 高等学校情報科等強化によるデジタル人材供給体制整備支援事業
    - 専門人材の育成・確保の仕組の確立、情報IIの教材・指導事例等の開発・普及
- **学習者用デジタル教科書普及促進事業** **R5当初 18億円**
  - 英語は全小中学校等、算数・数学を一部の小中学校等を対象に提供
- **デジタル教科書・デジタル教材等通信環境調査研究** **R4補正 5億円**
  - デジタル教科書・デジタル教材等の更なる活用促進に向けた通信環境の調査研究
- **CBTシステム(MEXCBT)の改善・活用促進** **R4補正 3億円、R5当初 4億円**
  - オンライン上で学習・アセスメントできるMEXCBTの機能改善(全国学力・学習状況調査のCBT化対応等)・活用促進
- **先端技術・教育データの利活用推進** **R4補正 0.6億円、R5当初 2億円**
  - 最先端技術や教育データの効果的な利活用推進のための実証等
  - データ標準化の推進や、自治体等が安心・安全に教育データを利活用するためのガイドラインの作成等

## 校務・教育行政のDX

- **次世代の校務デジタル化推進実証事業** **R4補正 10.5億円、R5当初 0.8億円**
  - 都道府県が域内の市町村と連携した次世代の校務のデジタル化モデルの実証研究を実施し、モデルケースを創出することで、事業終了後の**全国レベルでの効果的かつ効率的なシステム入れ替え**を目指す(実証地域：全国5箇所(都道府県、政令市))
  - 実証研究と並行して、**校務の棚卸・標準化**(デジタル化すべきものの峻別と通知表等を含む帳票類の共通化、汎用クラウドサービスとの役割整理)を行った上で、「**校務DXガイドライン**」(仮称)の策定、「**教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**」を改訂
- **WEB調査システム(EduSurvey)の開発・活用促進** **R4補正 0.2億円、R5当初 0.6億円**
  - 学校現場や教育委員会においても、調査結果の自動集約や即時的な可視化・分析や利活用のニーズが高まっていること等も踏まえ、文部科学省から教育委員会や学校等を対象とした業務調査において、**調査集計の迅速化、教育委員会等の負担軽減等にも資するシステムを開発**

**端末更新などの次なるフェーズが到来するまでに  
課題解決に向けた取組を集中的に進め、学校DXを加速**

## 地域・学校間格差の解消

- **GIGAスクールにおける学びの充実(再掲)**
  - 学校DX戦略アドバイザー事業等による自治体支援事業
    - 1人1台端末の日常的な活用について、課題を抱える自治体・学校に対して国が**アドバイザーとして任命した者を派遣して集中的な伴走支援**を行い、**地域間・学校間の格差解消**に向けた取組を実施
    - 学校DXの推進に関する課題把握や教育委員会内の協議、ICT支援員との情報共有等の業務を行う**コーディネーターを配置**
- **GIGAスクール運営支援センターの機能強化** **R4補正 71億円、R5当初 10億円**
  - 全ての学校が端末活用の“**試行錯誤**”から“**日常化**”のフェーズに移行し、**子供の学びのDXを実現**するための支援基盤を構築(**運営支援センターの機能強化**)
  - 都道府県中心の**広域連携の発展**、学校DX戦略アドバイザー等も参画した**協議会設置**(**自治体間格差解消や教育水準向上等**)
  - 自治体の利活用状況に応じた**補助メニューの充実**



# GIGAスクール運営支援センターの機能強化

令和5年度予算額 10億円  
 (前年度予算額 10億円)  
 令和4年度第2次補正予算額 71億円



文部科学省

## 背景・課題

1人1台端末の本格的な活用が全国の学校で展開される中、一部の自治体でICT活用が進んでいないなど**地域や学校によって端末の利活用状況に大きな差が生じている**。また、教師が自信を持ってICTを活用できる体制や、子供が学校内外で日常的に端末を活用する環境の整備が十分ではないなど、**端末活用の“日常化”を全国の学校に浸透させていくために解決すべき課題も顕在化**している。

こうした状況に対応するため、**都道府県を中心とした広域連携の枠組みを更に発展させつつ学校DX戦略アドバイザー等も参画した「協議会」を設置**することにより、**域内の自治体間格差解消や教育水準向上、経済的・事務的負担軽減**等を推進する体制を整備する。加えて、**教師・事務職員の研修**等をはじめとした**学校現場の対応力向上**、放課後や校外学習での活用等も見据えた**学校外の学びの通信環境整備**、セキュリティポリシーの改訂支援等を通じた**セキュリティ基盤の確保**等の支援を一体的に進めて**運営支援センターの機能強化**を図ることにより、**全ての学校が端末活用の“試行錯誤”から“日常化”のフェーズに移行し、子供の学びのDXを実現していくための支援基盤を構築**する。

## 事業内容

### 【事業スキーム】

学校のICT運用を広域的に支援する「GIGAスクール運営支援センター」の整備を支援するため、**都道府県等が民間事業者へ業務委託するための費用の一部を国が補助**

実施主体	都道府県、市町村
補助割合等	以下に記載の通り

※補助の対象は、**2以上の自治体が連携して事業を実施する場合に限る(政令市を除く)**

	R4年度補正	R5年度	R6年度	R7年度以降
補助割合	1/3	1/3	1/3	-

※**都道府県が域内の全ての市町村(政令市を除く)と連携して事業を実施する場合に限り、補助割合1/2(令和4年度補正予算に限る)**

※補助事業はR6年度までを予定

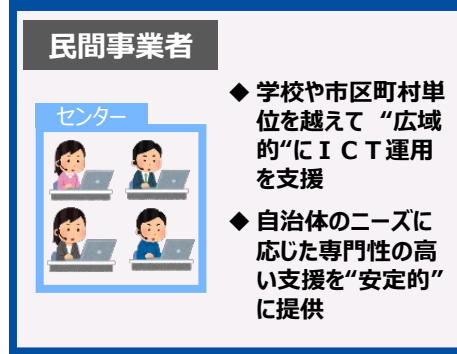
### “端末活用の日常化を支える支援基盤構築”

#### 【主な業務内容(支援対象)】

- ◆**ヘルプデスクの運営及びサポート対応**  
 →ヘルプデスク運営、各種設定業務  
 →可搬型通信機器(LTE通信)広域一括契約(学校外の学びの通信環境整備)等
- ◆**ネットワークトラブル対応、アセスメント**  
 →ネットワークトラブル対応、ネットワークアセスメント  
 →セキュリティポリシー改訂支援、セキュリティアセスメント(セキュリティ基盤の確保)等
- ◆**支援人材の育成**  
 →支援人材の確保  
 →教師・事務職員・支援人材ICT研修(現場の対応力向上)  
 →学びのDXに向けたコンサルティング等
- ◆**休日・長期休業等トラブル対応**



### GIGAスクール運営支援センター

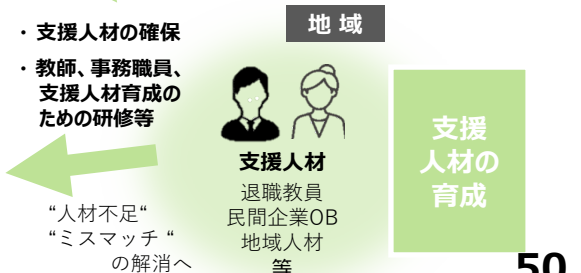


ヘルプデスク運営、ネットワーク対応等



### “都道府県を中心とした広域連携”

- ◆単独実施困難自治体との連携による**自治体間格差解消**(支援が必要な全ての自治体に対する支援)
- ◆広域調達による**経済的・事務的負担軽減**等



## 背景・課題

統合型校務支援システムの整備率は81.0% (R4.3) まで上昇し、校務効率化に大きく寄与してきたが、その殆どがネットワーク分離（閉鎖系ネットワーク）による自組織内設置型運用であり、校務用端末は職員室に固定されているため、**GIGA時代・クラウド時代の教育DXに適合しなくなっている。**

### データ連携

- ① 学習系で生成されつつある膨大なデータと、校務支援システムに蓄積されたデータとの連携が困難又は高コスト
- ② デジタル化が進みつつある教育行政データ (EduSurvey, MEXCBT等)、福祉系データとの連携が視野に入っていない
- ③ 転校・進学時など自治体間でのデータの引き渡しができいない

### 働き方改革

- ④ クラウドベースとなっておらず、自宅や出張先での校務処理ができない・大規模災害や感染症などの緊急時の業務継続が困難
- ⑤ 自治体によってシステムが大きく異なり、人事異動の際の負担が大きい

### その他

- ⑥ 利便性の高い汎用クラウドサービスの登場で、統合型校務支援システムの一部機能との重複が生じている (例: チャット、資料共有、カレンダー)
- ⑦ 教育データを学校・教育行政向けに可視化するインターフェース (ダッシュボード) がなく、学校経営指導に活かされていない

## 事業内容

民間事業者を活用しつつ、教育委員会・学校現場の共通理解を得ながら以下を実施。

- 教育データ標準化に関する政府全体の検討状況や教育行政調査システムのデジタル化の状況を踏まえながら、都道府県が域内の市町村と連携した**次世代の校務のデジタル化モデルの実証研究**を実施し、モデルケースを創出することで、事業終了後の**全国レベルでの効果的かつ効率的なシステム入れ替え**を目指す (実証地域: 全国5箇所 (都道府県、政令市)) [令和4年度第2次補正予算]。
- 実証研究と並行して、校務の棚卸・標準化 (デジタル化すべきものの峻別と通知表等を含む帳票類の共通化、汎用クラウドサービスとの役割整理) を行った上で、「**校務DXガイドライン**」(仮称)の策定、「**教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**」を改訂。

### 次世代の校務デジタル化実現後の未来イメージ

➢ 新たな校務支援システムへ転換  
(必要な機能を限定、閉鎖系ネットワークからフルクラウド、ゼロトラスト前提、汎用のクラウドツールとの役割分担)



➢ 校務の県域レベル・全国レベルでの標準化

➢ 校務系データと学習系データ、行政系データ(福祉含む)との連携加速・ビッグデータの生成

➢ 利便性の高い汎用のクラウドツールの積極利用

➢ 業務用端末の一台化

➢ 重複入力の徹底排除

➢ 帳票類の標準化、不要なカスタマイズの抑止

➢ 学習指導・学校経営の高度化  
➢ 支援を要する子供の早期発見・支援

➢ 国・地方におけるdatadrivenな教育政策推進  
➢ 大規模災害等、緊急事態へのレジリエンス向上

➢ 校務処理の更なる効率化  
➢ ロケーションフリー化 (USB等の持ち出しリスクも減)  
➢ 人事異動時の負担軽減  
➢ 保護者や地域人材とのコミュニケーション活性化

➢ 端末整備コストの減 (2台→1台)  
➢ システム調達コスト減・共同調達も更に促進

# デジタル教科書・デジタル教材等の更なる活用 のための通信環境の調査研究

令和4年度第2次補正予算額 5億円



文部科学省

## 1. 背景・課題

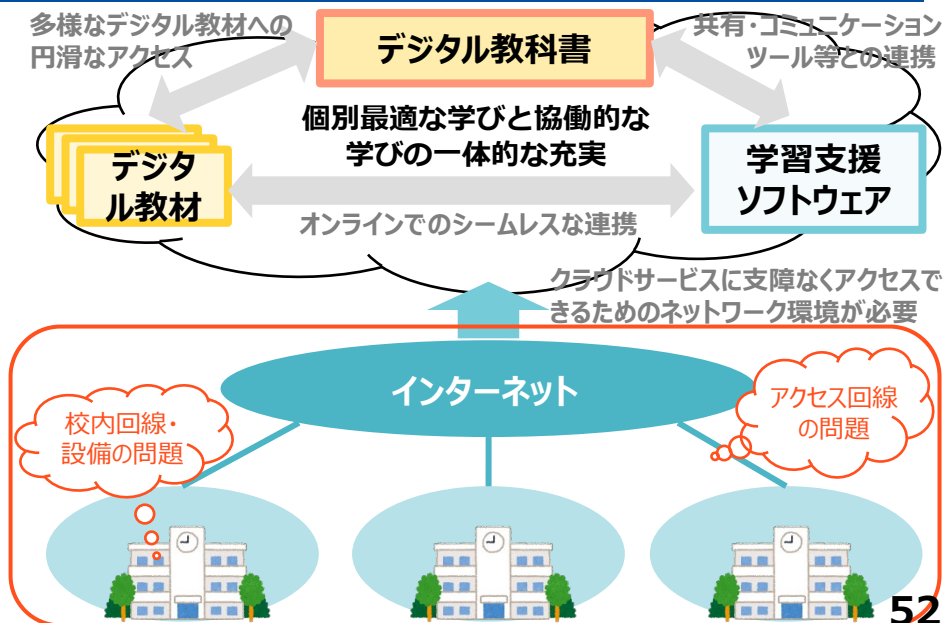
- 「デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）」では「個別最適な学びを実現するためのGIGAスクール構想の推進」として、「（略）ネットワーク環境の改善、（中略）デジタル教科書・教材（中略）の活用等により、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に進める。」とされている。
- 一方で、学校現場でデジタル教科書・デジタル教材等を十分に活用するためには既に整備された1人1台端末のほか、クラウドサービスで提供されるデジタル教科書・デジタル教材等に支障なくアクセスできるネットワーク環境が整っていることが必要である。
- 中央教育審議会初等中等教育分科会教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループにおいても、教科書コンテンツの軽量化などが必要とされているが、それだけでなくデジタル教材の利用時におけるネットワーク負荷についても指摘されている。
- このことに対応するため、**デジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェアの活用に取り組んでいる学校の通信環境を調査・研究し、その結果を共有**することで、学校現場における**デジタル教科書等の今後の更なる活用に必要な環境の整備が自治体により効果的かつ効率的に行われるよう促進**する。

## 2. 事業内容

### ● デジタル教科書・デジタル教材等の更なる活用のための通信環境・通信設備の調査研究

- ・既にデジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェアを活用している学校を対象に、学校内・学校外の通信環境等を調査するとともに、デジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェア使用時における実際の通信量の計測と児童生徒の利用状況を調査することで、デジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェアを活用するために必要なネットワーク設備・回線速度などの要件を研究する。
- ・調査研究により得られた知見を全国に共有することで学校現場におけるデジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェアの今後の更なる活用に必要な通信環境の整備が自治体により効果的・効率的に行われるように促進する。

- 箇所数：1団体



## 背景・課題

「GIGAスクール構想」の下で1人1台端末の整備が概ね完了し、本格的な活用フェーズに入中、優良事例の普及、自治体支援機能の強化、指導者の確保など課題も顕在化しており、地域間・学校間の格差も生じている。このため、これらの課題の解消に総合的に取り組む。

## 事業内容

1人1台端末環境の本格運用を踏まえ、その効果的な活用を通じた児童生徒の学びの充実に向けて、実践例の創出・普及、要支援地域への指導支援、教師の指導力向上支援の更なる強化を図る。

### ○リーディングDXスクール事業

(令和4年度第2次補正予算)

1人1台端末の活用状況を把握・分析するとともに、効果的な実践例を創出・モデル化し、都道府県等の域内で校種を超えて横展開するとともに全国に広げていくことで、全国のすべての学校でICTの「普段使い」による教育活動の高度化を図る。

- 全国各地域における先進的な実践例の創出
- 好事例の動画等制作、全国展開
- 教科横断的プログラムの開発・展開支援
- GIGAスクール構想のための調査・分析



### ○学校DX戦略アドバイザー事業等による自治体支援事業

(一部、令和4年度第2次補正予算)

1人1台端末の日常的な活用について、課題を抱える自治体・学校に、集中的な伴走支援を実施。学識経験者、先進地域の教育委員会や指導主事、ネットワークや情報セキュリティの専門家など、国がアドバイザーとして任命した者が、地域・学校へ直接助言する。

<助言を必要とする主な課題やテーマ>

【指導面】

- ・GIGA端末を活用した効果的な指導方法
- ・GIGA端末を活用した働き方改革の推進
- ・情報モラル教育の充実

【環境整備面】

- ・域内のDX推進計画の立案
- ・運営支援体制の充実
- ・校務のDX、データ連携
- ・ネットワークの改善整備など
- ・情報セキュリティポリシーの改訂



### ○高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業

(令和4年度第2次補正予算)

専門性の高い指導者が育成・確保されるエコシステム確立に向け、大学・専門学校・民間企業・NPO等と各都道府県教育委員会とのマッチングを図る協議会等により取組の格段の充実を図る。また、高度な内容を扱う新設科目「情報Ⅱ」（令和5年度～）の指導の充実に向けて、教材等を開発、作成する。

- 専門人材の育成・確保の仕組の確立
- 新学習指導要領に基づく「情報Ⅱ」の指導の充実に向けた教材等の開発
- 効果的な指導事例の開発、普及・展開



### ○情報モラル教育推進事業

- 情報モラル教育指導者セミナーの実施
- 情報モラル指導モデルカリキュラム表の改訂
- 情報モラルを含む情報活用能力ポータルサイトによる情報発信
- 情報モラル教育の推進に係るコンテンツ（動画教材等）の充実



### ○児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

- 調査問題の妥当性等を検証するための予備調査実施など  
次回調査に向けた準備
- R4新規作成調査問題のシステム搭載



# 学習者用デジタル教科書について

## デジタル教科書の概要等

- 学習者用デジタル教科書は、平成 30 年の学校教育法等の一部改正等により、小学校、中学校、高等学校等において、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合は、教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することができることとされた。
- 現在は、教科書無償給与の対象外だが、英語等一部教科については、文科省の「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」により主に小学校 5 年生から中学校 3 年生を対象に提供されている。

## 学習者用デジタル教科書の活用状況

- 令和 3 年度からの「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」により、学校現場における活用を促進。

### 令和 3 年度

- ・任意の 1 教科  
→全国の約 40%の小・中学校等の主に  
小学校 5 年生から中学校 3 年生を対象  
に提供

### 令和 4 年度

- ・英語  
→全国全ての小・中学校等の小学校 5 年生から中学校 3 年生を対象に提供  
(国公立はほぼ100%、私立は約30%提供)
- ・その他の教科  
→一部の小・中学校等の主に小学校 5 年生から中学校 3 年生を対象に、英語以外の 1 教科を提供(算数・数学については約20%)



## 中央教育審議会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた 学校教育の在り方に関する特別部会 報告（令和5年2月）

- 通信面や指導面での課題も踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入
- 令和6年度の教科・学年については、令和4年度の実証事業の実績等を踏まえ、まずは、小学校第5学年から中学校第3学年を対象に「外国語」で導入
- その他の教科については「算数・数学」など、現場のニーズ等を踏まえて導入（令和4年度の実証事業において「外国語」の次に現場のニーズが高いのは「算数・数学」）
- 紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、デジタル教科書への慣れや児童生徒の学習環境を豊かにする観点から、児童生徒の特性や学習内容等に応じてハイブリッドに活用



上記方針を踏まえ、令和5年度は、以下の通りデジタル教科書を提供

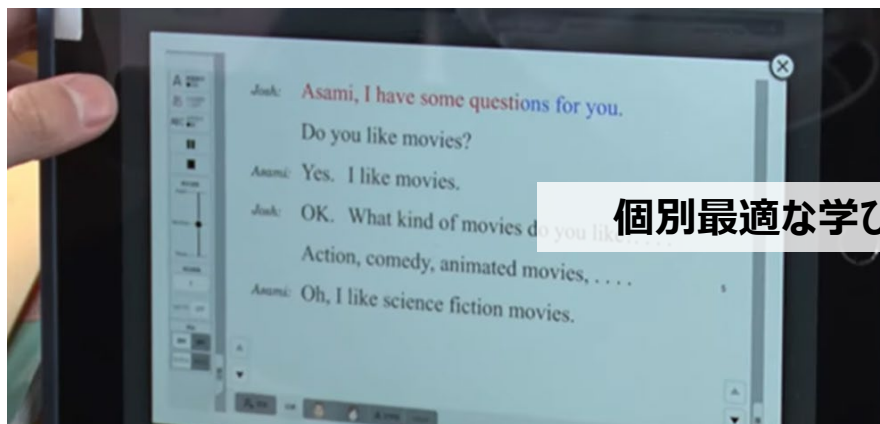
- 英語 全ての小中学校等を対象に提供
- 算数・数学 約5割の小中学校等の小学校5年生～中学校3年生の対象に提供

### デジタル教科書の活用に向けて

- デジタル教科書・教材等の活用が、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通して、児童生徒が主体的に学びを選択し、自立した学習者になっていくことが重要
- 都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等の垣根を越えて、学校・教師へのモデルづくりや研修を含めた伴走支援が必要

# デジタル教科書の活用による個別最適な学びや協働的な学びの充実

- デジタルの特性（音声・視覚情報との一体化やオンラインでの共有化等）を活かすことで、個別最適な学びや協働的な学びの充実につなげることができる。

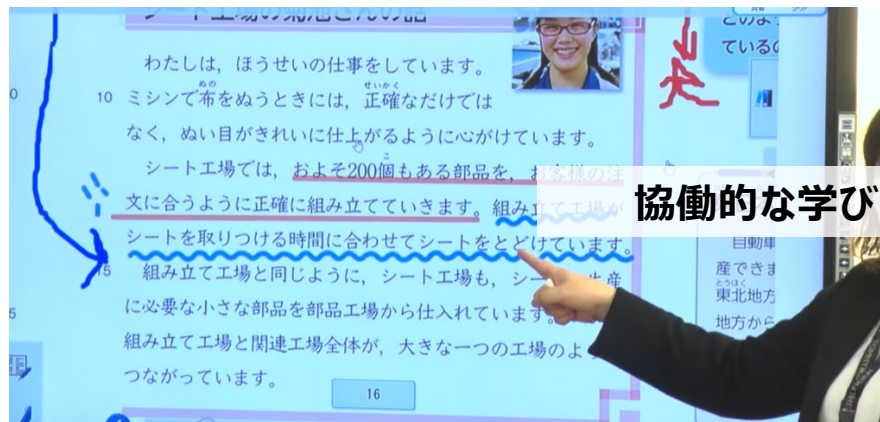


## 個別最適な学びにつながる活用場面

児童生徒が自分のペースで、ネイティブ・スピーカー等による朗読音声を教科書本文と合わせて確認することができる。

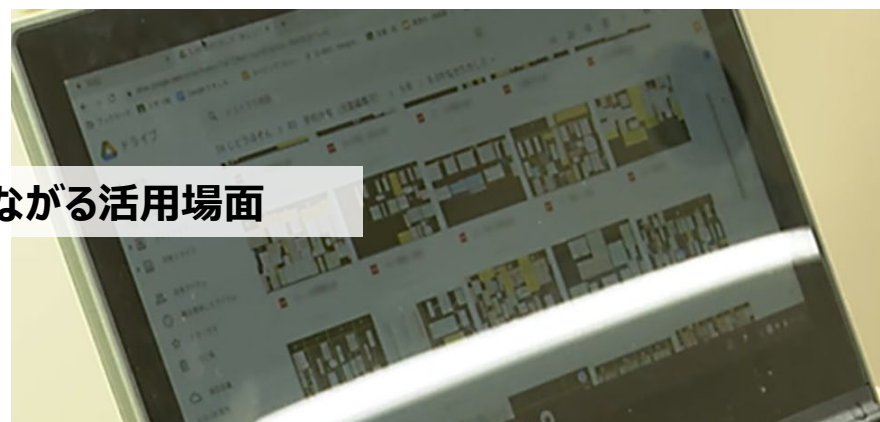


児童生徒が自ら操作しながら、図形やグラフなどの変化を視覚的に理解することができる。



## 協働的な学びにつながる活用場面

児童生徒が書き込んだ内容を電子黒板や大型提示装置に表示してクラス全体で共有できる。



学習支援ソフトと連携することで、クラス全員の書き込んだ内容を一覧で表示することができる。

# 学習者用デジタル教科書の事例集・研修動画等について

- 文部科学省では、デジタル教科書の効果的な活用を普及促進するため、デジタル教科書の効果的な活用に関する事例集や研修動画を作成し、文部科学省HPにて公表しています。（下記URL参照）  
学校現場の教職員の方や、教育委員会などの管理機関において学校教育を担当する職員の方におかれましては、研修を行う際などに、是非ご活用ください。
- また、学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方や、導入に当たっての留意点等については、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」も作成しています。あわせてご利用ください。

## <文部科学省HP：学習者用デジタル教科書の制度化>

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm) ※事例集等は「関係資料」の欄に掲載しています。



トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 教科書 > 学習者用デジタル教科書について

### 学習者用デジタル教科書について

令和2年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難を解消する「学校教育法等の一部を改正する法律」等関係法令が平成31年4月4日に施行されました。これにより、これまでの紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じてデジタル教材も活用できるようになりました。

※ここでいう「学習者用デジタル教科書」とは、紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することによって変更が必要とする内容を除く）をそのまま記録した電磁的記録です。

文部科学省では、学習者用デジタル教科書の円滑な導入に向け、その効果的な活用の在り方等に関するガイドラインを平成30年11月に策定・公表（令和3年9月改訂）し、発定・公表（令和3年3月一部追加）していますので、併せて御活用ください。

### <学習者用デジタル教科書>

紙の教科書 → 学習者用コンピュータ

同一の内容をデジタル化

**概要**

- 学習者用デジタル教科書のイメージ (PDF:288KB)
- 学習者用デジタル教科書の制度化に関する法令の概要 (PDF:119KB)

**関係通知・事務連絡**

- 学校教育法等の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成30年6月25日）
- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の解説及び経過措置に関する通告等の公布について（通知）（平成30年10月27日）
- 学習者用デジタル教科書実施第二項に規定する教材の使用について定める条件の一部を改正する条件の公布及び施行等について（通知）（令和3年3月24日）

**関係会議**

- 「デジタル教科書」の活用状況に関する検討会議
- 「デジタル教科書」の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン検討会議
- デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議

**関係資料**

- 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン（令和3年9月改訂）(PDF:975KB)
- 学習者用デジタル教科書実施要領（2022年度）(PDF:131KB)
- 学習者用デジタル教科書実施要領（2022年度）(印刷用)の1 (PDF:6325KB)
- 学習者用デジタル教科書実施要領（2022年度）(印刷用)の2 (PDF:6363KB)
- 学習者用デジタル教科書実施要領（2022年度）(印刷用)の3 (PDF:6385KB)
- 学習者用デジタル教科書実施要領（2022年度）(印刷用)の4 (PDF:6743KB)
- 学習者用デジタル教科書実施要領（2022年度）(印刷用)の5 (PDF:7510KB)
- 学習者用デジタル教科書実施要領（2022年度）(印刷用)の6 (PDF:8320KB)
- 令和3年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難を解消する「学校教育法等の一部を改正する法律」等関係法令が平成31年4月4日に施行されました。これにより、これまでの紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じてデジタル教材も活用できるようになりました。

事例集・研修動画のURLはこちら

### はじめての学習者用デジタル教科書

～総論編～

目的・意義・活用方法

### デジタル教科書の活用場面

紙の教科書とデジタル教科書を併用する授業の様子

### デジタル教科書の活用場面

自分の考えを表現しながらデジタル教科書の活用をする授業の様子

### 学習者用デジタル教科書実践事例集

2022年3月

文部科学省

### 中学校 英語 Discover Japan

学習者用デジタル教科書の活用事例

活用ポイント

授業展開例（2時間/全10時間）

デジタル教科書の活用場面

### デジタル教科書の活用による効果

現代の標準的な教育や授業、表現などの場面等について個人のペースで学習することができる。

学習効果を高める工夫

授業の視点を変え、生徒のペースで進ませる。

自分で調べたり、表現練習をしたりする習慣を、日本の授業の中でつくる。

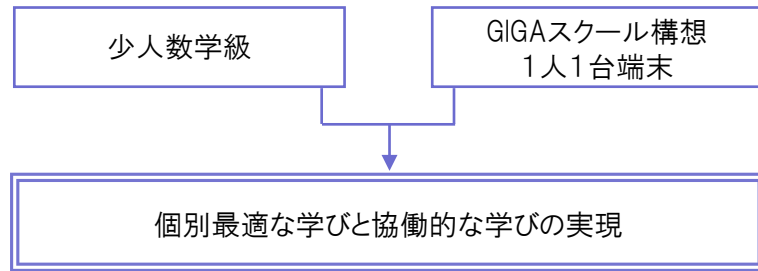
# 6

小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進について

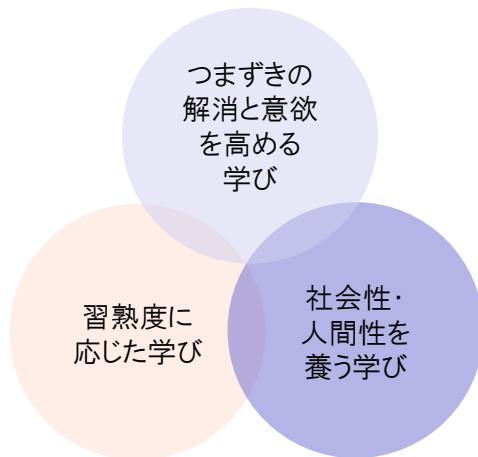
## 1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

### 【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



### 【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

## 2. 概要

### (1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

### (2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、40人とする。

#### 【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

### (3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

## 3. 施行期日

令和3年4月1日

# 少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究

## 実証研究の背景

- ✓ 令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布。令和3年度から7年度にかけて、公立小学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げ。
- ✓ 同改正法の附則において、法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされている。

令和4年度から7年度にかけて、**少人数学級及び外部人材活用が児童生徒の学力や社会情動的スキル等に与える効果や教員に与える影響等について実証的な調査研究**を行い、今後の学校における望ましい指導体制の在り方について検討する。

## 調査・分析の考え方

①少人数学級の効果、②外部人材活用の効果、それぞれについて、以下のポイントを重視しつつ、一体的に効果検証を実施。

- ✓学力に加え、社会情動的スキルや学校適応感などに係る**多角的な影響を検証**。その際、心理学に係る専門的な知見を用いた体系的な調査分析を実施。
- ✓児童生徒への影響のみならず、**その過程にある教員への影響（働き方改革や精神的健康等）などに係る分析も実施**。
- ✓**教員による指導方法の工夫の視点**を取り入れた分析。
- ✓**有識者による研究チームの下**、分析を実施。

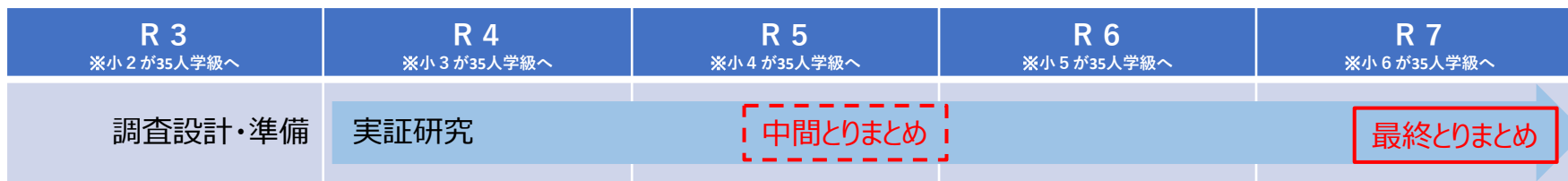
## 調査手法

【学力】  
地方自治体独自の学力調査結果を活用  
【社会情動的スキルや教員関係】  
文部科学省で作成の質問紙を実施（児童生徒、教員、保護者、学校、教育委員会）

## 調査対象

政令市や中核市を含む一定数の地方自治体

## [実施スケジュール]



注) 外部人材については、学校教育法施行規則に位置づけがあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教員業務支援員、特別支援教育支援員、情報通信技術支援員のほか、学習指導員を想定。

# 学びの環境整備に関する政府方針（令和4年度）

## 経済財政運営の改革と基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

### 第4章 中長期の経済財政運営

#### 5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

教育DXと連動した教育のハード・ソフト・人材の一体的改革<sup>(注)</sup>を、家庭環境、学習環境の格差防止や個人情報保護、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況、教師不足解消に留意しながら、総合的に推進する。発達段階も踏まえつつ、同一の年齢・内容・教材等の前提に過度にとらわれず、全ての学校段階において、探究・STEAM・起業家教育等の抜本強化を図る。35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。

(注) GIGAスクール運営支援センターの整備、デジタル教科書の普及促進や民間教育が生み出したEdTechの活用の促進、小学校における35人学級や高学年の教科担任制の推進、外部人材の柔軟な確保・活用を含む教師が安心して本務に集中できる環境づくりや研修高度化を含む教師の資質向上等。

## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）

### Ⅲ. 経済社会の多極集中化

#### 1. デジタル田園都市国家構想の推進（2）デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進

##### ③教育のICT環境の整備

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・35人学級についての小学校における計画的な整備やその効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築するとともに、小学校高学年における教科担任制の段階的な整備やICTによる校務改善、学校行事の精選や見直し、多様な支援スタッフの充実等により学校の働き方改革を進める。

# 小学校高学年における教科担任制の推進 ～義務教育9年間を見通した指導体制の構築～

## 中央教育審議会答申における考え方（※1）

※1 令和3年1月26日 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）～

- 義務教育9年間を見通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的な検討が求められる中、学習が高度化する小学校高学年では、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
- また、GIGAスクール構想などICTの効果的な活用とあいまって、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要。
- さらに、教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資する。  
 ➡ これらを踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を令和4年度を目途に本格的に導入する必要。

## 有識者会議報告の概要（※2）

※2 令和3年7月 義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）

- 中教審での審議を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべき。
- 教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当。
- 学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、学級担任間の授業交換や小規模校間における小小・小中連携、義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。

令和5年度予算において、小学校高学年教科担任制の推進に必要な950人の加配定数の改善を計上。令和4年度から4年程度をかけて段階的に取組を推進し、定数改善の総数は3,800人程度を見込む。

従前の指導体制	
中学校	<b>教科担任制</b> （週当たりの平均担当持ちコマ数：18.0コマ）（※3）
小学校	高学年 専科指導（※4） 音楽55.6%（6年） 家庭35.7%（6年） 図工21.0%（6年）
	中学年 <b>学級担任制</b> （週当たりの平均担当持ちコマ数：24.6コマ）（※3）
	低学年

令和4年度～令和7年度	
中学校	<b>教科担任制</b>
小学校	高学年 <b>学級担任制×教科担任制</b>
	中学年 <b>学級担任制</b>
	低学年

（既存の定数措置も合わせ、令和7年度には小学校高学年学級担任の持ちコマ数は、計算上週当たり**21コマ程度**になる見込み。）

### 期待される効果

- 教材研究の深化、専門性を持つ教師の熟練した指導による授業の質向上
- 小・中学校間の円滑な接続（中1ギャップの解消等）
- 複数の教師による多面的な児童理解
- 教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化等による教師の負担軽減 など

定数措置を講じることに加え、学級担任間の授業交換や小小連携、小中連携との組合せ等による教科担任制が効果的に機能するよう、管理職が各教育委員会と連携しながらマネジメント力を発揮することが重要。

### 今後の対応・検討

（専科指導の専門性の担保）

- 小学校教諭と中学校教諭の両免許有の促進
  - ・ 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の拡大
  - ・ 教職資格認定試験における中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除等

（教科担任制の効果的な運用の促進）

- ・ 教科担任制を小学校教育の活性化に繋げている好事例を収集し、全国の教育委員会や学校に横展開。



# 新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進～

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

1兆5,216億円  
1兆5,015億円



小学校における35人学級の計画的な整備や、教科指導の専門性を持った教師による高学年の教科担任制の推進等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,808人の改善。

- ・教職員定数の改善 +104億円 (+4,808人)
- ・教職員配置の見直し ▲8億円 (▲350人)
- ・人事院勧告による給与改定等 +255億円
- ・教職員定数の自然減等 ▲132億円 (▲6,132人)
- ・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円

## 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等 3,708人

### ○小学校における35人学級の推進 +3,283人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和5年度は、第4学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

・経済財政運営と改革の基本方針2022（抜粋）  
35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。…（略）



### ○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +425人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +664人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +111人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲58人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲292人

## 小学校高学年における教科担任制の推進等 1,100人

### ○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

※小学校におけるTTの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)  
外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点等を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう令和4年度から4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和5年度は、950人の定数改善を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

### ○学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題への対応 +250人（一部再掲）


- ✓中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 +160人
- ✓チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +50人  
(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員)
- ✓離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +20人
- ✓貧困等に起因する学力課題の解消 +20人


# 「小学校高学年における教科担任制に関する事例集」について




「小学校高学年における教科担任制に関する事例集～小学校教育の活性化に繋げるために～」を作成し、令和5年3月に公開。

- ✓ 小規模校から大規模校まで 全国11校の事例を収録
- ✓ 巻頭で事例から見えてくる教科担任制のポイントを紹介
- ✓ 特徴や運用上の工夫、課題や今後の方向性を「見える化」

 専科教員や学級担任間の授業交換、中学校教員の活用、小小・小中連携など学級規模や地域の実情に応じ多様なパターンの教科担任制の取組を掲載。

 各教育委員会・学校が特色豊かな教科担任制を進めている中で共通して見えてくる  
①導入の目的・趣旨や効果  
②教師が教科担任制導入のメリットを実感でき、デメリットが生じないようにマネジメントする必要性等について、具体例を用いて紹介。

 各事例において以下の点を掲載。  
☑色分けし分かりやすくした、導入する際の教員時間割やそれぞれの教員の持ち授業時数  
☑実施に当たっての「マネジメント上の工夫」と「学習指導・生徒指導上の工夫」  
☑管理職・学級担任・専科教員・児童、それぞれが感じる効果  
☑課題と今後の方向性


## ■ 巻頭部分


### 2 事例から見えてくる教科担任制を運用する上でのポイント

教科担任制導入の目的・趣旨や効果に関して

「目的」にも関係が深い。各の事例は、導入する目的や導入するまでの経緯について、明確に記述されている。導入の目的は、導入の目的や導入するまでの経緯について、明確に記述されている。導入の目的は、導入の目的や導入するまでの経緯について、明確に記述されている。

- ① 授業の質の向上
- ② 多面的な児童理解
- ③ 小・中学校間の円滑な接続
- ④ 教師の負担軽減

 教科担任制の趣旨・効果として、  
①授業の質の向上  
②多面的な児童理解  
③小・中学校間の円滑な接続  
④教師の負担軽減  
について、事例から見えてくる内容をもとに紹介。

 教科担任制を上手くマネジメントする上での留意点として、  
➤学級担任が原則として全ての教科を教えることによる利点を損なわれないようにすること  
➤専科教員が担当する教科も含め、全ての教科等について当事者意識を持って幅広く理解し、広い視野で指導が行われるようにすることをあげている。

### はじめに

このように多岐にわたる事例を掲載することが、教科担任制の導入・推進に役立つと期待されている。事例集の作成にあたっては、教科担任制の導入・推進に役立つと期待されている。事例集の作成にあたっては、教科担任制の導入・推進に役立つと期待されている。

### 教師が教科担任制導入のメリットを実感でき、デメリットが生じないようにマネジメントする必要性等について

各事例において、教科担任制の導入に当たっての留意点として、導入の目的や導入するまでの経緯について、明確に記述されている。導入の目的は、導入の目的や導入するまでの経緯について、明確に記述されている。

## ■ 表紙、目次、各事例

### contents

小学校高学年における教科担任制に関する事例集

高崎市立東部小学校

事例名	掲載ページ
事例1 小規模校における教科担任制の導入	10
事例2 小規模校における教科担任制の導入	15
事例3 小規模校における教科担任制の導入	20
事例4 小規模校における教科担任制の導入	25
事例5 小規模校における教科担任制の導入	30
事例6 小規模校における教科担任制の導入	35
事例7 小規模校における教科担任制の導入	40
事例8 小規模校における教科担任制の導入	45
事例9 小規模校における教科担任制の導入	50
事例10 小規模校における教科担任制の導入	55
事例11 小規模校における教科担任制の導入	60

※目次の取組内容をクリックすることで、目的のページに移動することが可能であり、参考にした学級規模に近い取組を見つけやすい構成。



小学校高学年における教科担任制に関する事例集 文部科学省



# 7

## 教師の資質能力の向上等について

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について  
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～ 答申（概要）

経緯 中教審答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月）：今後更に検討を要する事項  
「個別最適な学びと協働的な学びによる「令和の日本型学校教育」を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方」

令和3年3月「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

1. 令和3年答申で示された、「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- ・変化を前向きに受け止め、**教職生涯を通じて学び続ける** ・子供一人一人の**学びを最大限に引き出す**役割を果たす ・子供の**主体的な学びを支援する伴走者**としての能力も備えている
- ・**多様な人材の教育界内外からの確保**や、**教師の資質・能力の向上**により、**質の高い教職員集団を実現する** ・**多様な外部人材や専門スタッフ等**がチームとして力を発揮する
- ・**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

2. 子供たちの多様化と社会の変化

- ・「日本型学校教育」は**国際的に高く評価**される一方、**教師の長時間勤務**が課題
- ・子供たちの**多様化**（特別支援、外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒など）
- ・Society5.0時代の到来、**高校における共通必修科目「情報Ⅰ」の開始**
- ・**臨時的任用教員等が確保できない「教師不足」問題**の発生

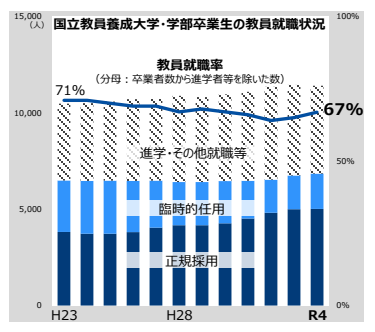
- これまでの取組
- ・新学習指導要領の実施
  - ・小学校35人学級、高学年教科担任制
  - ・GIGAスクール
  - ・学校の働き方改革 等

- 他の会議体からの提言・要請
- ・経済財政諮問会議
  - ・規制改革推進会議
  - ・内閣府CSTI
  - ・教育未来創造会議

3. 教師の養成、免許、採用、研修に関する制度及び実態

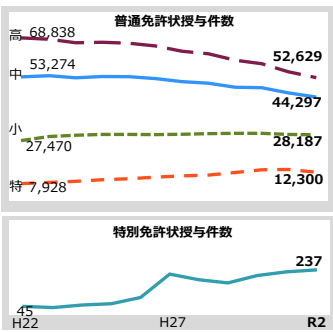
養成 教員養成学部・学科のほか中・高・特支等については他の学科でも教職課程が開設可能

- 教職課程では、教科の専門的事項や指導法、教育の基礎的理解などの単位の修得が必要
- **2～4週間程度の教育実習が必須**。ただし、一部の単位は学校体験活動で代替可能
- 国立教員養成大学・学部数は45、定員は11,021人、**教員就職率は66.9%**
- 小学校の教職課程を有する**私立大学は10年で3割増**



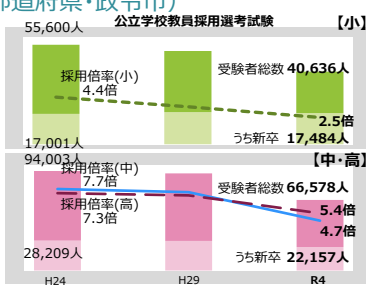
免許 原則、都道府県教育委員会が授与

- **普通免許状**（教職課程を経て授与）のほか、**特別免許状**（教科の専門的な知識経験・技能と社会的信望・熱意と識見を有する者に授与）、**臨時免許状**（普通免許状を有する者を採用できない場合に限定、有効期限3年）の3種類が存在。
- **普通免許状の授与件数は、中高で減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加**
- **特別免許状の授与件数は増加。一方で絶対数は少ない**。学校種では高校、教科では、英語・看護等に集中



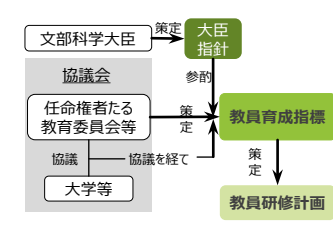
採用 公立の場合、任命権者たる教育委員会が採用（小中は都道府県・政令市）

- **採用倍率低下**（大量退職や特別支援学級の急増を反映した採用増と、既卒受験者層の減少）
- 年齢構成は地域・学校種で大きく異なる。**一部地域の小学校では、大量退職・採用のピークが過ぎ、既に若年層の占める割合が高い**
- **新卒受験者数は、小学校は微増、中学・高校は減少**
- **臨時的任用教員等が不足する「教師不足」が発生**
- **民間企業等経験者の割合は約4%**



研修 公立の場合、研修実施者たる教育委員会が実施（小中は都道府県・政令市・中核市）

- 任命権者が、国が定める指針を参酌しつつ**教員育成指標**を策定し、それに基づく**体系的な教員研修計画**を策定。研修実施者は、計画に基づき研修を実施（平成28年の教特法改正により導入）
- 教員育成指標の策定や教員育成指標に基づく校長及び教員の資質の向上というテーマについての協議を行うための**協議会**を、任命権者や関係大学等を構成員として組織



4. 今後の改革の方向性

「新たな教師の学びの姿」の実現	多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成	教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子供たちの学び（授業観・学習観）とともに<b>教師自身の学び（研修観）を転換</b>し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）を実現</li> <li>● 養成段階を含めた教職生活を通じた学びにおける、「<b>理論と実践の往還</b>」の実現（理論知（学問知）と実践知などの「二項対立」の陥穽に陥らない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>教師一人一人の専門性の向上と、多様な専門性・背景を有する人材の取り込み</b>により、<b>教職員集団の多様性を確保</b>し、学校組織のレジリエンス（復元力、立ち直る力）の向上</li> <li>● 学校管理職のリーダーシップの下、<b>心理的安全性を確保</b>し、<b>教職員の多様性を配慮したマネジメント</b>の実現</li> <li>● 「<b>学校の働き方改革</b>」の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な教職志望者へ対応するため<b>教職課程の柔軟性の向上</b></li> <li>● 産休・育休取得者の増加、定年延長など<b>教師のライフサイクルの変化を前向きに捉え、採用や配置等を工夫</b></li> </ul>

総論に示す3つの方向性（「新たな教師の学びの姿」の実現、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、教職志望者の多様化等を踏まえた育成・安定的確保）を踏まえ、以下の改革を実施

## 1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力

### 教師に求められる資質能力の再整理

- 「大臣指針」において、教師に共通的に求められる資質能力の柱を、①教職に必要な素養 ②学習指導 ③生徒指導 ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 ⑤ICTや情報・教育データの利活用の5項目に再整理
- 任命権者において、指針を参酌しながら、教員育成指標の変更など必要な見直しを実施
- 教職課程では、既に④に対応した科目は令和元年度、⑤に対応した科目は令和4年度から必須単位化）。今後、自己点検評価の中で、上記の資質能力を身に付けられるか確認

研修

養成

### 理論と実践の往還を重視した教職課程への転換

- 「教育実習」等の在り方の見直し（履修形式の柔軟化等）
- 「学校体験活動」の積極的な活用（学習指導員、放課後児童クラブやNPO等での課題を抱える子供たちへの支援等も含む）
- 「教員養成フラッグシップ大学」における先導的・革新的な教職科目の研究・開発等
- 特別支援教育の充実に資する「介護等の体験」の活用等（特別支援学校・学級、通級指導など）

養成

## 2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

### 教職課程における多様な専門性を有する教師の養成

- 強みや専門性（データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚など）を身に付ける活動との両立のため、四年制大学において最短2年間で必要資格が得られる教職課程の特例的な開設・履修モデルの設定
- 小学校の専科指導優先実施教科（外国語、理科、算数、体育）に相当する中学校教員養成課程を開設する学科等において、小学校教員養成課程の設置を可能とする
- 中学校二種免許状等における「教科に関する専門的事項」の必要科目の見直し

養成

採用

### 多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための方策

- 特別免許状に関する運用の見直し（授与基準や手続の周知、特別免許状保有者が、他校種の特別免許状の授与を受ける際の基準等の明確化）
- 任命権者における特別免許状を活用した特別採用選考試験の実施促進（特別免許状等を活用した入職支援）
- 特別免許状による採用者を対象とした研修の実施・支援
- 教員資格認定試験の拡大等（高校「情報」の実施、中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除の検討）

免許

採用

研修

免許

### 校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化・計画的な育成

- 「大臣指針」の改正により、校長の資質能力（マネジメント能力、アセスメント、ファシリテーション）を示すとともに、各任命権者が、教師とは別に、校長に関する独自の育成指標を策定することを明記。新任校長等を対象とした研修の充実など、校長自身の学びを支援

研修

## 3. 教員免許の在り方

### 教員免許更新制の発展的解消及び教員研修の高度化

- 審議まとめ（令和3年11月）において、教員免許更新制の発展的解消を提言。令和4年5月に教育職員免許法が改正され、7月1日より実施。
- 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みにより、教師の「個別最適な学び」、「協働的な学び」を充実させ、「新たな教師の学びの姿」を実現。
- 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定

免許

研修

### 義務教育9年間を見通した教員免許の在り方を踏まえた方策

- 小学校教諭と中学校教諭の両免併有の促進
  - 教職課程における義務教育特例の新設【制度改正済】
  - 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大等（再掲）
  - 教員資格認定試験における中学校等免許保有者の小学校試験の一部免除等（再掲）
  - 他校種の免許状を取得する際に必要な最低勤務年数の算入対象の拡大【制度改正済】

免許

養成

## 4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

### 教員養成大学・学部、教職大学院の高度化・機能強化

- 学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化（教職大学院進学希望者対象コースの設定、先取り履修を踏まえた教職大学院の在学年短縮等）
- 教育委員会と大学の連携強化（教員育成協議会における協議の活性化、教委等との人事交流の推進、教委と連携・協働した研修プログラム等の展開等）
- 教師養成に係る理論と実践の往還を重視した人材育成の好循環の実現（教職大学院の学びを生かしたキャリアパスの確立、教員養成学部における実務家教員登用に係る具体的な基準設定・FDの充実等）
- 教員就職率の向上、組織体制の見直し（養成段階における教員就職率向上のための取組、教委と連携した地域課題解決に対応したカリキュラムの構築等、定員の見直し・大学間連携・統合に係る検討等）

養成

採用

研修

## 5. 教師を支える環境整備

### 学びの振り返りを支援する仕組みの構築

- 「研修履歴記録システム」及び「プラットフォーム（教委・大学・民間等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するシステム）」の一体的構築
- 教育委員会・学校管理職は、研修履歴の記録・管理を自己目的化しない意識が必要
- 喫緊の教育課題に対応したオンライン研修コンテンツの充実

研修

### 多様な働き方等教師を支える環境整備

- 失効・休眠免許保持者の円滑な入職の促進（再授与手続き簡素化、ペーパーティーチャー等への研修）
- 働き方改革の一層の推進（教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進等）、勤務実態調査の結果を踏まえた教師の処遇の在り方の検討

# 「新たな教師の学び」を支える研修体制の構築

令和5年度予算額	13億円
(前年度予算額)	14億円)
令和4年度第2次補正予算額	27億円



文部科学省

## 背景・課題

- 令和4年の教育公務員特例法の改正により、令和5年4月から、各教師の研修履歴を記録するとともに、この記録に基づき、教師の資質向上に関する指導助言等を行う仕組みが制度化された。
- この新たな研修制度の下で、教師の個別最適な学び、協働的な学びを実現するためには、デジタル技術を活用し、効果的な記録作成・閲覧を可能とするとともに、豊富な研修コンテンツの中から、いつでも、どこからでも必要な研修を受講できるプラットフォームを整備する必要がある。その際、学校DXの一環として、マイナンバーの活用も見据えつつ、別途構築する教員免許管理システム等との連携を可能とする必要がある。
- 同時に、喫緊の教育課題や、大学等が免許更新講習として作成してきたコンテンツを発展させるなどオンライン研修コンテンツを抜本的に拡充する必要がある。
- また、教員研修の高度化を進め、研修をより効果的に進めるためのモデルを開発することで、全国的な研修観の転換・定着を図る必要がある。
- このような新たな教師の学びを支える全国的な研修として、(独)教職員支援機構の機能強化を図り、次世代の教師の学びを実現していく。

## 事業内容

### (1) 教員研修の高度化支援

#### ① 研修受講履歴記録システムおよび研修プラットフォームの構築

##### ○ 研修受講履歴記録システムの構築

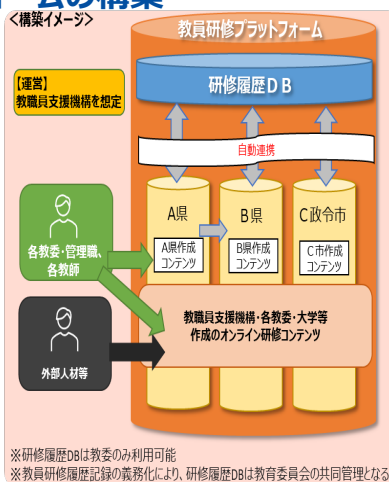
91百万円 (93百万円) 【令和4年度第2次補正予算】

- ・教師の研修受講履歴を記録する新たなシステムを国が主導して開発し、効率的な記録作成、管理、閲覧を可能にする。

##### ○ 教員研修プラットフォームの構築

184百万円 【令和4年度第2次補正予算】

- ・教職員支援機構、教育委員会、大学、民間等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するプラットフォームを構築し、いつでも、どこからでも必要な研修を受講できる環境を整備する。
- ・研修受講履歴記録システムと自動連携し、教員育成指標との関連の「見える化」や必要な研修を検索する機能等を整備する。



### ② 教員研修高度化推進支援事業

#### ○ オンライン研修コンテンツの開発

1,220百万円 【令和4年度第2次補正予算】

- ・ICT活用、特別支援、外国語教育など喫緊の教育課題や、教師のキャリアステージ・校務分掌に応じて、成果確認も併せたオンライン研修コンテンツを重点的に開発。
- ・大学等が持つ専門性やリソースを活かし、個々の教師の強みや専門性、興味関心に応じた多様な研修コンテンツを開発。
- ・外部人材等の入職を支援するため、基礎的な知識等を身に付けることができる学習コンテンツを開発。

#### ○ 教員研修の高度化モデル開発

1,031百万円 【令和4年度第2次補正予算】

- ・教育委員会・学校法人と大学等が協働して、教員研修の高度化のためのモデル開発を行い、全国的な研修観の転換・定着を図る。

##### 【調査研究のテーマ例】

- ・教員研修の成果確認と評価モデルの確立に関すること
- ・教員研修や授業研究の高度化に関すること
- ・教師と管理職等の「対話と奨励」プロセスの最適化に関すること
- ・教育委員会による学校へのサポート機能の充実に関すること

### (2) (独)教職員支援機構の機能強化

#### ○ 運営費交付金 1,263百万円 (1,223百万円) の内数

- ・オンライン研修の開発・充実や、新たな指導法や研修手法の開発・普及等を基幹的に担う「次世代型教師研修開発センター（仮称）」を設置。

#### ○ 施設整備費補助金 186百万円【新規】 【令和4年度第2次補正予算】

- ・研修受講者が安全・安心に研修に専念できる研修・宿泊環境の形成及び災害時の一時避難所としての環境整備を図るため、老朽化している施設について必要な改修・修繕を実施。

【改修箇所】外壁、屋上、空調システム改修（特別研修棟）、シャワー室への転用（浴室棟）

### (3) 新任校長オンライン集合ハイブリッド研修

#### ○ 新任校長研修事業 20百万円 (19百万円)

- ・新任校長に対して、学校運営や人材育成に係るマネジメント力向上に向けた研修を実施するとともに、校長同士のネットワーク構築を図る。

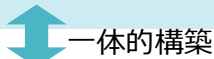
## 背景・課題

- 教員研修については、教育公務員特例法に基づき、各任命権者において教員育成指標及び研修計画を策定し、計画的かつ体系的な研修が行われてきた。今般、同法の改正により各教師の研修履歴を記録することが義務付けられるとともに、この記録を活用した教師の資質向上に関する指導助言等を行う仕組みが制度化され、令和5年度から施行されるため、法に基づく取組に必要な基盤整備が早急に求められている。
- 国が教師の研修履歴を記録するシステムを構築することで、教師と管理職等とが、教師に必要な学びに向けて積極的な対話と適切な研修受講奨励を行うことを促進し、一人一人の教師の主眼的・個別最適・協働的な学びを支援する。また、学校DXの一環として、マイナンバーの活用も見据えつつ、別途構築する教員免許管理システム等との連携を可能とする。
- 研修受講履歴記録システムと教員研修プラットフォームの一体的な構築により、多様な研修コンテンツをワンストップ化し、研修受講履歴と自動連携するとともに、オンライン上での受講申し込みや教育委員会が策定する教員育成指標との連携などの機能を備えることで、研修の合理化及び効率化を図る。
- なお、法改正により令和5年度から研修履歴の記録が義務付けられる中において、教員研修履歴記録システムと教員研修プラットフォームの一体的構築は、教員研修を合理的・効果的に実施するために不可欠なため、緊急の対応が必要。

## 事業内容

### ● 研修受講履歴記録システムの構築 91百万円

- ・各教師が受講する各教委の研修、校内研修、自主研修などの履歴を記録。
- ・各教委、学校管理職は所管の教師の履歴について、各教師は自身の履歴について、それぞれの記録・閲覧を可能とする。（各教師はプラットフォームを通じて）
- ・各学校における面談等において、本記録を活用して、教師と管理職等とが対話をして適切な受講奨励を行うことを可能とする。



### ● 教員研修プラットフォームの構築 184百万円

- ・教職員支援機構・各教委・大学等が作成するオンライン研修コンテンツを掲載。
- ・オンライン上で研修検索、受講申し込み・受講承認・受講確認等を可能とする。
- ・各教委ごとに研修コンテンツを選択して研修を行うことや、各教師が直接アクセスして自主研修として活用することを可能とする。
- ・研修修了後は、自動的に研修受講履歴記録システムに記録。
- ・教委作成研修コンテンツは、自教委内のみ使用、他教委との共有も可能とする。
- ・大学等が作成する研修コンテンツについては有料で提供することも可能とする。
- ・外部人材・教師志望学生等も研修受講を可能とする。
- ・各教師の研修受講と教員育成指標との関連を「見える化」する機能等も備える。

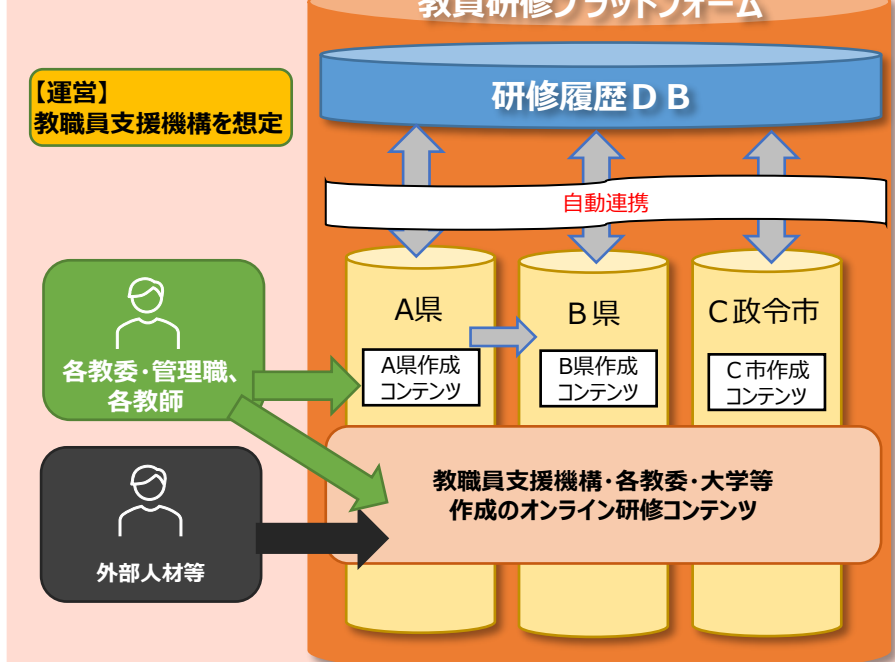
### アウトプット（活動目標）

- ・任命権者等の研修受講履歴記録システムの構築負担軽減
- ・教師の研修受講の合理化・効率化
- ・外部人材の学びの場の確保

### アウトカム（成果目標）

- ・任命権者、管理職の指導助言資料の可視化
- ・教師の研修の高度化推進
- ・外部人材の採用試験者数の増加

### <構築イメージ>



※研修履歴DBは教委のみ利用可能

※教員研修履歴記録の義務化により、研修履歴DBは教育委員会の共同管理となる

## 背景・課題

- 「新たな教師の学び」を実現し、教師が合理的かつ効率的に研修を受講できるようにするため、オンライン研修コンテンツを開発・充実させる。
  - ・教師が教員育成指標に沿った学びをより充実したものとするため、多様な主体がオンライン研修コンテンツを開発する取組を支援し、より合理的かつ効果的な研修実施を推進することが必要。
  - ・教師不足の解消等に資するため、外部人材等（教員免許状を保有するものの教職には就いていない者も含む）の採用前後に活用できるよう、教壇に立つ上で必要な知識技能を習得できる、オンライン研修コンテンツの開発が必要。
    - ⇒ 開発した研修コンテンツは、文科省が構築する「教員研修プラットフォーム」に掲載。
- 教育委員会・学校法人と大学等が協働して研修高度化を進める取組をモデル開発し、成果の横展開を図ることで、全国的な研修観の転換・定着を図る。
  - ・研修の合理化・効率化に資する研修高度化への教育委員会・学校での取組を推進するため、教育委員会・学校法人と大学等の協働により、各地域における実情に合わせた研修高度化の取組をモデル開発し、成果を横展開することが必要。

## 事業内容

### 1. 「新たな教師の学び」に対応したオンライン研修コンテンツ開発【1,220百万円】

#### (1) 組織的な学びのための研修コンテンツ開発

##### ① 喫緊の教育課題に対応する研修コンテンツ開発

[ < 6百万円×84コンテンツ > × 2/3 = 336百万円 ]

ICT活用、特別支援、外国語教育、幼児教育、わいせつ事案対応等の喫緊の課題に対して、基礎編から応用編までの段階別の研修コンテンツ開発

##### ② キャリアステージ・校務分掌に対応する研修コンテンツ開発

[ < 6百万円×36コンテンツ > × 2/3 = 144百万円 ]

研修主事、生徒指導主事、進路指導主事、道徳教育推進教師など、キャリアステージに応じて校務分掌を担う教師に対して、その職務を行うために必要な研修コンテンツ開発

#### (2) 教師の多様な研修ニーズに対応する研修コンテンツ開発

[ < 6百万円×150コンテンツ > × 2/3 = 600百万円 ]

大学等が持つ専門性やリソースを活かし、様々な個々の教師の強みや専門性、興味関心など多様なニーズに対応する研修コンテンツ開発

#### (3) 外部人材等に対応する研修コンテンツ開発

[ < 6百万円×35コンテンツ > × 2/3 = 140百万円 ]

- ・最新の知識や現場の状況等を学び直す体系的かつ実際の研修コンテンツ開発
- ・特別免許状や特別非常勤講師制度を活用して教壇に立つ外部人材が、専門性に係る指導を充実するための研修コンテンツを開発

#### ※補助率3分の2

※修了時に成果確認を行い、履修証明を与えるなど、学びの成果を可視化する取組を推進

※文部科学省が開発する「教員研修プラットフォーム」での提供を推進

### 2. 教員研修の高度化モデル開発【1,031百万円】

#### ○教育委員会と大学等が連携した教員研修の高度化モデル開発

[ 29百万円×全国9ブロック×4テーマ ]

- ・各地域の実情に合わせた研修高度化の取組をモデル化
- ・成果を共有することで全国的な研修観の転換・定着を図る

※委託先：大学及び教育委員会・学校法人

#### 【調査研究のテーマ例】

- ・教員研修の成果確認と評価モデルの確立に関すること
- ・教員研修や授業研究の高度化に関すること
- ・教師と管理職の対話と奨励におけるプロセスの最適化に関すること
- ・各学校の研修主事への支援など教育委員会による学校へのサポート機能の充実に関すること

#### アウトプット(活動目標)

- ・様々な分野のコンテンツの開発
- ・教師や任命権者等の負担軽減
- ・外部人材等が学校現場へのセカンドキャリアとして入るサポート
- ・研修高度化の取組の進展

#### アウトカム(成果目標)

- ・教師の資質向上の促進
- ・外部人材等の採用者数の増加
- ・研修観の転換・定着の進展



# 独立行政法人教職員支援機構運営費交付金

令和5年度予算額 1,263百万円  
(前年度予算額 1,223百万円)

## 背景・課題

- ▶ 教育公務員特例法の改正により、教職員支援機構は、教師の個別最適な学び、協働的な学びを実効あるものとし、教師の資質能力を保障していくため、「新たな教師の学び」を実現する研修の在り方を構築するとともに、教育委員会等が行う研修への助言や情報提供の充実を行うことが必要とされている。
- ▶ このため、全国の「新たな教師の学び」を実現することを目的に「次世代型教師研修開発センター（Learning Empowerment Center）」を設置するとともに、喫緊の多様な教育課題に対し、先進的で多様な研修手法を活かして取り組めるよう「次世代型研修環境」を構築する。

## 事業内容

### ●運営費交付金 1,263百万円

#### ○次世代型教師研修開発センター

##### （Learning Empowerment Center)の設置

- ・大学や企業等の専門的な知見がある専門人材や教育委員会の職員と協働して調査研究を行うとともに、機構の研修事業等に先進的な知見等を取り入れた企画立案につなげることにより、より良い教師の学びを確立していく。
- ・大学や企業等との研究成果を活かした新たな研修の実践や研修の開発を行う。また、新たな研修実践から得られた知見を教育委員会等に普及し、研修観の転換を図っていく。
- ・教員研修プラットフォームをR5から試験的に運用開始し、教育委員会等における研修を支援する。

##### 【主な業務内容】

- ・実践力向上シリーズなど、新たな動画研修シリーズを開発・充実させる。
- ・「新たな教師の学び」を実現するため、大学や企業の研究と協働し、最新の知見等を取り入れた研修や研修手法の開発・実践を行う。
- ・教育委員会等と連携して「新たな教師の学び」を実現するための研修の普及促進・定着支援を行う。
- ・教員研修プラットフォームの運用と教育委員会等における研修の支援を行う。

#### ○教員資格認定試験の拡大

- ・令和6年春に開始を見込む教員資格認定試験拡大(高校・情報)の準備 等

#### ○次世代型教師研修開発センターの設置



○チーム構成メンバー  
・教育委員会・研究者・民間技術者等

##### 【先進的調査研究】

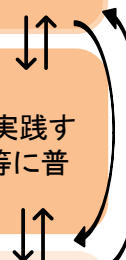
大学・企業と協働・連携して調査研究を行うとともに、研究成果を機構の新たな研修事業等の企画立案につなげる。

##### 【新たな学びの実施・普及】

調査研究の成果を活かした新たな研修を実践することで、新たな手法や知見を教育委員会等に普及し、研修観の転換を図る。

##### 【教員研修プラットフォーム運用】

「新たな学び」を牽引する先駆的な研修動画を収集・整理するとともに、教員研修プラットフォームを運用する。



# 新任校長オンライン集合ハイブリッド研修 ～学校管理職研修の充実に向けた先導的プログラム形成事業～

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

200万円  
190万円)



文部科学省

## 背景・課題

- 加速度を増す社会的変化に対応するため、学校教育においては「新学習指導要領の全面实施」、「学校における働き方改革」、「GIGAスクール構想」等といった新たな施策が進められるなど、教育を巡る状況そのものの変化もスピード感を増している。
- こうした社会的変化に対応し、学校教育が成果を上げることができるかどうかは、教師の力に大きく依存している。教師が時代の変化に応じた高い資質能力を身に付け、生き生きと活躍できる環境を整備するためには、校長等の管理職のマネジメント能力の向上が不可欠である。
- このため、新たに校長職に着任する機会を捉え、「働き方改革」等の課題を切り口とする実践プログラムの実施を通じて、新任校長のマネジメント能力の一層の向上を図る。
- 本事業の趣旨・目的や成果等を全国に展開できるように、協力教委における実践プログラムの実施のみならず、全国の新任校長（約6,000名）を対象とする講習動画のライブ配信やオンラインフォーラムを併せて実施する。

## 事業内容

### ○実施方法（詳細は右記「年間の流れ：イメージ」を参照）

年間を通して、3つのステップからなる事業を実施。

STEP1：校長職の魅力や本事業の趣旨・目的等を伝える動画を配信。

STEP2：国が提示する先導的研修の実践モデル・テーマに基づき、実践教委において、新任校長のマネジメント能力向上に関する実践プログラムを実施。

STEP3：STEP2の成果等を展開するためのオンラインフォーラムを実施。

### ○運営体制

- 協議会・文部科学省、教職員支援機構、教育委員会関係者、大学関係者で構成。  
実践プログラムなど研修全体を立案するとともに、実践教委や新任校長への支援等を実施。
- 実践教委・協議会と連携しつつ、STEP2における実践プログラムを実施。  
STEP3のオンラインフォーラムにおいて、成果報告等を実施。

### ○費用

- 協議会運営に係る委託費 2,000万円  
(実践教委の経費・動画制作等に係る委託費 含む)  
+ 事務費

### ○事業期間

- 令和4年度～令和6年度（予定）

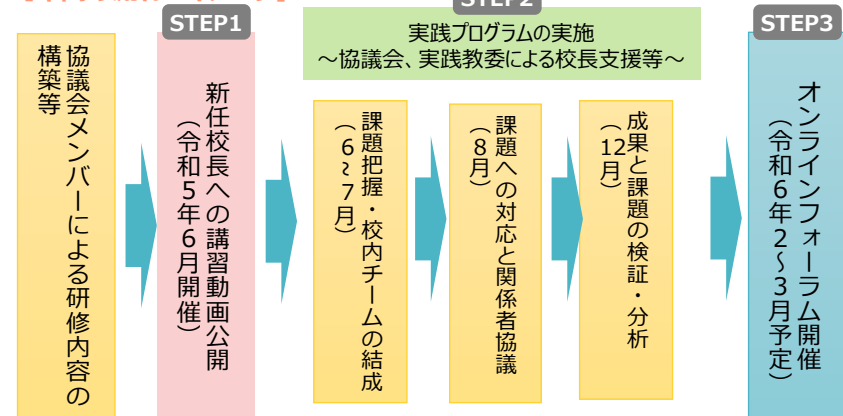
## アウトプット（活動目標）

- 新任校長が学校長としての課題への組織的対応力や学校マネジメント力・人材育成能力等を身につけるとともに、国の施策方針への理解を深める。
- 学校の具体的な課題に即した研修を実践することで得られる満足度を高め、オンライン研修のみ参加の新任校長も、自校のマネジメントに生かそうとする。

## アウトカム（成果目標）

- 従来の研修と比較した研修の満足度有用感の向上。
- 管理職研修の在り方の実践的なプログラムの確立と他の研修への波及。

## 【年間の流れ：イメージ】



### ●STEP1（令和5年6月）

- ・ 全国の新任校長（約6,000名）を対象にして、校長職の魅力や本事業の趣旨・目的等に関する動画を配信（動画を録画することで、オンデマンド配信にも対応）

### ●STEP2（令和5年6月～12月予定）

- ・ 6月、8月、12月の3段階（目途）で「働き方改革」等の課題を切り口として、新任校長のマネジメント能力向上に関する実践プログラムを実施
- ・ 実践成果を協議会に適宜フィードバックし、協議会は実践教委に対し必要な支援を実施

### ●STEP3（令和6年2～3月予定）

- ・ 実践プログラムの成果・分析結果等をオンラインフォーラムを通じて共有

## 骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

## 定義（ポイント）

**児童生徒等**：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

**教育職員等**：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

**特定免許状失効者等**：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

**児童生徒性暴力等**：

- ①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
  - ②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
  - ③児童ポルノ法違反、④痴漢行為又は盗撮行為、⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。  
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

## 防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
  - ・教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
  - ・児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
  - ・国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
  - ・教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
  - ・関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

## 早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
  - ・定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
  - ・相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
  - ・学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
  - ・報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
  - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

## 教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
  - ・免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
  - ・再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
  - ・都道府県教委に設置
  - ・組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

## 附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

# 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・対処のために任命権者、学校設置者及び学校が実施すべき主な内容

※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日文部科学大臣決定)」を元に作成

## 未然の防止関係

- ☑ 任命権者等は、**常勤・非常勤等の任用形態等に関わらず、教育職員等を任命又は雇用する際、法第15条第1項のデータベースを活用しているか。**また、採用関係書類等で**賞罰歴を確認**しているか
- ☑ 校内研修等の機会を通じて、**教育職員等に対する啓発**を計画的に実施しているか
- ☑ 児童生徒等自身が被害を予防できるよう、**啓発・周知徹底**しているか
- ☑ 児童生徒性暴力等の防止・対処に関し**必要なルール（SNS等による私的なやりとりの制限等に関する規則・指針等）**や**取組を整理・保護者等も含め周知**しているか
- ☑ 他の児童生徒等や教育職員等の目が届きにくい環境となる場面を可能な限り減らすよう、**執務環境の見直しや組織的な教育指導体制の構築等**を行っているか

## 早期発見関係

- ☑ 児童生徒等に対して**早期発見のためのアンケート調査等を定期的**に実施しているか

## 対処関係（事案の発生前）

- ☑ 児童生徒性暴力等が疑われる事案が発生した際の**対応方針**について、あらかじめ整理しているか

## 対処関係（事案の発生後）

- ☑ **児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける**など、必要な措置を講じているか
- ☑ 学校管理職は、**事実確認の結果を待つことなく、学校設置者に通報**しているか
- ☑ 専門家の協力を得て、児童生徒性暴力等の**事実の有無を速やかに調査**しているか
- ☑ 犯罪の疑いがあると思われるときは、**速やかに所轄警察署に通報**しているか
- ☑ 児童生徒性暴力等の事実が認められる場合、**懲戒処分等、適正かつ厳正な措置を実施**しているか
- ☑ **雇用関係が消滅した後に児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した場合でも、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに警察に通報**しているか
- ☑ 学校設置者は**懲戒解雇を行った場合、速やかに所轄庁に報告**しているか

# 児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画を作成・公表しました

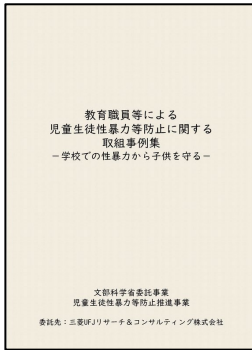
文部科学省では、教育委員会や学校において必要かつ適切に対応が行われるよう、先進的な取組を進める教育委員会等のノウハウや、専門的知見をまとめた取組事例集を作成・公表しました。また、教育職員向けの研修にそのまま使えるように、(1)法の基礎知識の習得や(2)当事者意識・課題意識の醸成、(3)早期発見・初動対応の3編に分けて研修用動画についても作成・公表しました。ぜひご活用ください。

【文科省HP URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_01196.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html)



↑【QRコード】  
1. 事例集、  
2. 研修動画  
ともに掲載しています

## 1. 取組事例集（「教育職員等による性暴力等防止に関する取組事例集-学校での性暴力から子供を守る-」）



教育職員等による性暴力等の防止のための取組を先進的に進める教育委員会へのヒアリング等を通じて得られた、取組を進めるノウハウや、専門的知見をまとめた取組事例集

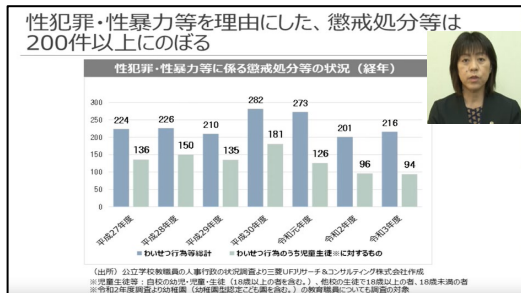
具体的には、

- (1)性暴力防止に関する知識を身に付け活用できること（【知る】編）
  - (2)早期発見ができるようになること（【見つける】編）
  - (3)事案発生させにくい環境整備・発生した後迅速に対応できるようになること（【守る】編）
- の大きく3つにわけ、教育委員会や現場の教員にわかりやすいように整理しています。

## 2. 教育職員向け研修用動画

教育職員等に対し、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修動画。法における「児童生徒性暴力等」の定義や法により求められる措置等、当事者意識・課題意識の醸成、有効な早期発見・初動対応に関して、具体的な事例をもとに検討できるものとなっています。


### ① 児童生徒性暴力等の防止に関する基礎の習得 （講師：上谷さくら 弁護士）



### ② 当事者意識・課題意識の醸成（事例） （講師：藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授 一般社団法人「もふもふネット」代表理事）

1. 非機能的認知  
（思考の誤り、認知の歪み）  
～反社会的行動を支える反社会的認知

■ 行動を変えるには、その行動を支えている思考を変える。




### ③ 早期発見・初動対応の実践（事例） （講師：後藤弘子 千葉大学大学院教授、 NPO法人ヒューマンライツナウ副理事長）

思い込んでいませんか？

- 「児童生徒性暴力なんて起こるわけない」
- 「自分はそのことしないから関係ない」
- 「同僚の先生でそんなことをする人はいない」と思っていないませんか？

児童生徒性暴力等は**どこでも起こります**。  
 起こってしまえば**あなたの教員に**影響が出ます。  
 教育職員としての**あなた自身**に影響が出ます。  
**あなたが踏み出す一歩が安心安全な学校を作ります**



# 8

学校における働き方改革等について

# 学校における働き方改革に関するこれまでの経緯

## 平成29（2017）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

- 小学校・中学校各400校を対象に調査を実施（平成28年10月、11月）。
- 時間外勤務については、**小学校で月約59時間、中学校で月約81時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）**であり、教師の厳しい勤務実態が明らかになった。

▶ 平成29（2017）年6月 中央教育審議会へ諮問

## 平成31（2019）年1月 中央教育審議会答申

- 中央教育審議会において「**新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)**」をとりまとめ。
- 文部科学省において、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定（平成31年1月）。

## 令和元（2019）年12月 給特法の改正

【改正内容】（令和元年12月公布、①は令和2年4月1日施行、②は令和3年4月1日施行）

- ①「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の「**指針**」への格上げ  
（指針における上限時間）（1）1か月の時間外在校等時間について、**45時間以内**  
（2）1年間の時間外在校等時間について、**360時間以内** 等
- ②休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

【参議院文教科学委員会における附帯決議】（令和元年12月3日）（抜粋）

十二 **三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること**

## 学校における働き方改革の推進

- 学校における働き方改革を加速させるため、
  - ①小学校における35人学級の計画的整備や高学年における教科担任制の推進等のための**教職員定数の改善**
  - ②教員業務支援員をはじめとする**支援スタッフの充実**
  - ③部活動の見直し
  - ④教員免許更新制の発展的解消
  - ⑤校務のデジタル化等の**学校DXの推進**
  - ⑥好事例の展開など、様々な取組を総合的に推進。
- 各教育委員会における勤務時間の客観的な把握の徹底や、各学校における業務の見直し・削減など、教育委員会や学校の取組とあわせて、国の取組と一体的に推進。

## 令和4（2022）年度教員勤務実態調査

- 小学校・中学校各2,400校程度、高等学校300校程度を対象に、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等について調査を実施（令和4年8月、10月、11月）。
- 令和5年4月28日に速報値を公表。**
- 勤務実態調査結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含めた教師の処遇の在り方等を検討。

▶ 令和5（2023）年5月 中央教育審議会へ諮問

# 教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】

～勤務時間の時系列変化～

- 教師の勤務実態に関する調査を令和4年度に実施し、令和5年4月28日に速報値を公表。
- 前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日ともに、全ての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況。

**調査対象** 小学校1,200校、中学校1,200校、高等学校300校に勤務するフルタイムの常勤教員（校長、副校長、教頭、教諭等）

**調査日程** 令和4年8月、10月、11月のうち、連続する7日間について調査。

【8月期】(小・中各400校、高等学校100校) 8月1日(月)～8月7日(日)、8月8日(月)～8月14日(日)  
8月15日(月)～8月21日(日)、8月22日(月)～8月28日(日)

【10月期】(小・中各400校、高等学校100校) 10月3日(月)～10月9日(日)、又は10月17日(月)～10月23日(日)  
又は10月24日(月)～10月30日(日)

【11月期】(小・中各400校、高等学校100校) 11月7日(月)～11月13日(日)、又は11月14日(月)～11月20日(日)  
(予備週:11月28日(月)～12月4日(日))

## 教師の1日当たりの在校等時間（10・11月）

平日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:10	-0:27	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06
土日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14

※平成28年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。



# 教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】 ～10・11月の業務内容別の在校等時間（1日当たり）～

- 平日については、主に、「授業(主担当)」、「朝の業務」、「学習指導の時間」(小学校)が増加し、「学校行事」、「成績処理」(小学校)、「学校経営」(小学校)、「学年・学級経営」(中学校)、「生徒指導(集団)」(中学校)の時間が減少している。
- 土日については、主に、「学校行事」、「部活動・クラブ活動」(中学校)の時間が減少している。

平日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
朝の業務	0:35	0:41	+0:06	0:37	0:44	+0:07
授業（主担当）	4:06	4:13	+0:07	3:05	3:16	+0:11
授業（補助）	0:19	0:20	+0:01	0:21	0:23	+0:02
授業準備	1:17	1:16	-0:01	1:26	1:23	-0:03
学習指導	0:15	0:21	+0:06	0:09	0:13	+0:04
成績処理	0:33	0:25	-0:08	0:38	0:36	-0:02
生徒指導（集団）	1:00	0:59	-0:01	1:02	0:54	-0:08
うち、生徒指導（集団1）	—	0:56	—	—	0:49	—
うち、生徒指導（集団2）	—	0:02	—	—	0:05	—
生徒指導（個別）	0:05	0:04	-0:01	0:18	0:14	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:03	-0:04	0:41	0:37	-0:04
児童会・生徒会指導	0:03	0:02	-0:01	0:06	0:05	-0:01
学校行事	0:26	0:15	-0:11	0:27	0:15	-0:12
学年・学級経営	0:23	0:19	-0:04	0:37	0:27	-0:10
学校経営	0:22	0:17	-0:05	0:21	0:17	-0:04
職員会議・学年会などの会議	0:20	0:19	-0:01	0:19	0:18	-0:01
個別の打ち合わせ	0:04	0:05	+0:01	0:06	0:06	±0:00
事務（調査への回答）	0:01	0:04	+0:03	0:01	0:04	+0:03
事務（学納金関連）	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
事務（その他）	0:15	0:15	±0:00	0:17	0:17	±0:00
校内研修	0:13	0:09	-0:04	0:06	0:04	-0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	-0:01	0:10	0:09	-0:01
地域対応	0:01	0:00	-0:01	0:01	0:00	-0:01
行政・関係団体対応	0:02	0:01	-0:01	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:08	-0:05	0:12	0:09	-0:03
会議	0:05	0:03	-0:02	0:07	0:05	-0:02
その他の校務	0:11	0:08	-0:03	0:10	0:09	-0:01

土日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	-0:02	0:01	0:00	-0:01
授業（主担当）	0:07	0:02	-0:05	0:03	0:01	-0:02
授業（補助）	0:01	0:00	-0:01	0:00	0:00	±0:00
授業準備	0:13	0:10	-0:03	0:13	0:11	-0:02
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
成績処理	0:05	0:04	-0:01	0:13	0:12	-0:01
生徒指導（集団）	0:02	0:00	-0:02	0:01	0:00	-0:01
うち、生徒指導（集団1）	—	0:00	—	—	0:00	—
うち、生徒指導（集団2）	—	0:00	—	—	0:00	—
生徒指導（個別）	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:01	-0:03	2:09	1:29	-0:40
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:04	-0:05	0:11	0:03	-0:08
学年・学級経営	0:03	0:01	-0:02	0:04	0:02	-0:02
学校経営	0:03	0:02	-0:01	0:03	0:02	-0:01
職員会議・学年会などの会議	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別の打ち合わせ	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務（調査への回答）	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務（学納金関連）	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務（その他）	0:02	0:02	±0:00	0:02	0:03	+0:01
校内研修	0:01	0:00	-0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:00	-0:03	0:03	0:00	-0:03
地域対応	0:02	0:00	-0:02	0:01	0:00	-0:01
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
会議	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
その他の校務	0:01	0:00	-0:01	0:04	0:02	-0:02

※平成28年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。  
 ※平成28年度比で5分以上増減のあるものについて枠囲いをしている。  
 ※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。

# 教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】 ～長期休業中（8月）の勤務状況～

- 長期休業中（8月）の平日（20日）のうち、所定の勤務時間を勤務した日数は、小学校 5.6日、中学校 8.4日。
- 長期休業中（8月）の勤務日に係る在校等時間は、10・11月と比べて短い。

## 教諭の夏季休業期間における勤務の状況（平日）

### ○ 小学校

（日）

	勤務日	年休等	部分休	計
1週目	1.8	2.5	0.7	5.0
2週目	0.5	4.3	0.2	5.0
3週目	0.8	3.8	0.4	5.0
4週目	2.5	1.9	0.7	5.0
計	5.6	12.5	2.0	20.0

### ○ 中学校

（日）

	勤務日	年休等	部分休	計
1週目	2.8	1.2	1.0	5.0
2週目	0.9	3.7	0.4	5.0
3週目	1.6	2.8	0.6	5.0
4週目	3.1	1.0	0.9	5.0
計	8.4	8.7	2.9	20.0

※上記平日には、2週目の「国民の祝日（山の日）」を含む。

※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。

※「年休等」は、「年休（終日）」及び「週休日・休日」の計。

## 職種別 夏季休業期間における教師の1日当たりの在校等時間

（時間：分）

平日（勤務日）			
	小学校	中学校	高等学校 （参考値）
校長	8:25	8:29	9:04
副校長・教頭	9:15	9:19	9:35
教諭	8:04	8:26	8:44

（時間：分）

土日			
	小学校	中学校	高等学校 （参考値）
校長	0:15	0:36	0:47
副校長・教頭	0:19	0:35	0:52
教諭	0:06	0:59	1:12

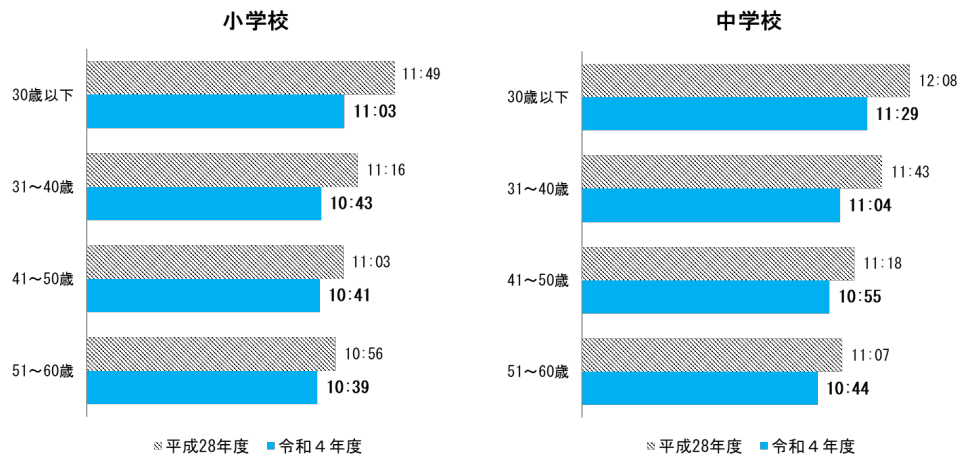
※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。

※在校等時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

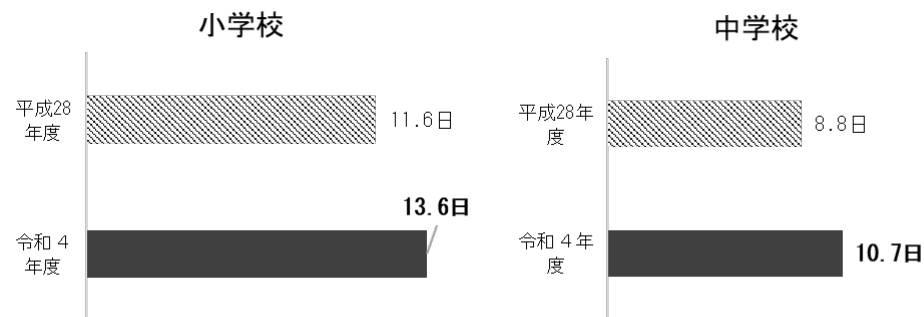
# 教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】～その他の勤務の状況～

- ① 「教諭」の平日の在校等時間は、小学校・中学校共に、特に40歳以下の減少幅が大きい。
- ② 小学校・中学校共に有給休暇の取得日数が増加している。
- ③ 部活動顧問の週当たりの活動日数は減少している。
- ④ ほぼ全ての小学校・中学校で、学習評価や成績処理について、ICTを活用した負担軽減に関する取組が実施されている。

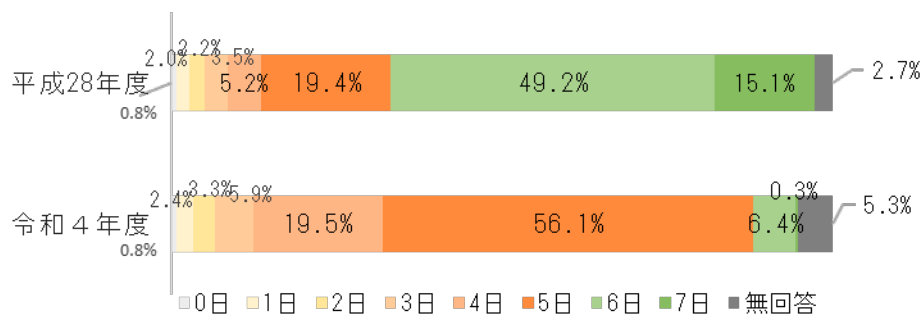
①年齢階層別 教諭の1日当たりの在校等時間(10・11月の平日 時間:分)



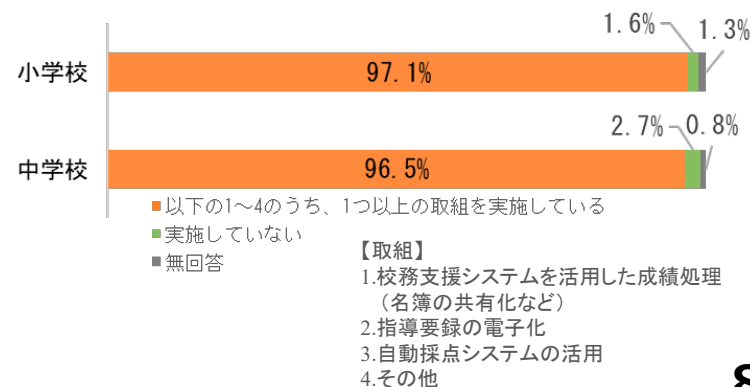
②教師の有給休暇取得日数(年間・平均)



③部活動顧問の週当たり活動日数(中学校)



④ ICTを活用した負担軽減



# 質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する論点整理

## 【概要】

令和5年4月13日 質の高い教師の確保のための教職の魅力向上等に向けた環境の在り方等に関する調査研究会

### 1. 基本的な考え方

- 子供たちの多様化、教育DX、少子化等の変化を踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることが重要。新たな教育の実装を担う教師には、教師不足も指摘される中、質の高い人材を確保することが不可欠であり、教職の魅力向上を図る必要。
- 本年春に速報値公表が予定される令和4年度教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、教師の処遇改善や勤務制度、更なる学校における働き方改革、学校の指導・運営体制の充実の在り方等を一体的・総合的に検討する必要。その際、国、都道府県、市町村、各学校それぞれが役割を果たすことが重要。
- 速報値公表等の後の円滑な検討に資するため、論点を整理。

### 2. 論点

#### (1) 教員給与等の在り方について

- 給与・勤務制度・教職員定数等に係る仕組みは相互に密接な関連を有することから、給与のみならず、勤務制度や更なる学校における働き方改革、教職員定数・支援スタッフなどに関して一体的・総合的に検討する必要。
- 教師の職務と勤務態様の特殊性を踏まえて、勤務時間の内外を問わず教師の職務を包括的に評価し、時間外勤務手当の支給に代えて、一律給料月額  
の4%を支給する現行の教職調整額の在り方についてどう考えるか。併せて、超勤4項目の在り方についてどう考えるか。

#### 【留意すべき観点】

- ・教育が、特に教師の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいことなどの教師の職務の特殊性
- ・教師の職務は勤務時間の内外に切り分けられることができる性質のものか
- ・仮に、時間外勤務手当を支給することとした場合、個別具体的職務について学校管理職が時間外勤務として承認することが実務上できるのか、また、各学校ごとにいわゆる「36協定」の締結を要することとなれば、学校管理職の大きな負担となり得ること
- ・仮に、時間外勤務手当を支給することとした場合、県費負担教職員制度の中で、市町村教委に時間外勤務を削減するインセンティブが機能しなかったり、市町村教委の時間外勤務の考え方の差異により給与面での差が生じる可能性があること
- ・勤務時間内に効率良く職務を終える教師が相当数存在する等、教育の成果は勤務時間の長さのみに基づくものではないこと
- ・給特法制定時と比較した場合、教師に求められる仕事の内容も変化しており、給特法制定当時の想定を大きく超える時間外在校等時間の実態が明らかになっていること

- 現在の教師の職務や勤務の実態を踏まえて、新たな手当を創設するなど、教師の意欲や能力の向上に資する給与制度を構築し、給与のメリハリを強化することについてどう考えるか。

#### 【留意すべき観点】

- ・教師の職務や勤務の実態の具体例として、学級担任、研修主事、情報教育担当主任、特別支援教育コーディネーター、道徳教育推進教師、教育相談担当主任、防災担当主任といった様々な職務があること
- ・既存の主任の処遇の在り方
- ・多様な教職員集団をマネジメントする学校管理職に関し、管理職手当を含めた処遇の在り方 など

- 私立・国立学校と公立学校が担う役割にはどのような差異があるのか。また、差異を踏まえ、非公務員である私立・国立学校の教師と、公務員である公立学校の教師の職務や給与の在り方をどう考えるか。
- 諸外国においても、時間外勤務を時間により測定し、追加的な給与を支給する仕組みは必ずしも一般的ではなく、教師の職務の特殊性等を踏まえた仕組みが構築されていることについてどう考えるか。

# 質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する論点整理

## 【概要】

### (2) 教師の勤務制度の在り方について

令和5年4月13日 質の高い教師の確保のための教職の魅力向上等に向けた環境の在り方等に関する調査研究会

- 処遇の在り方の検討に当たっては、教師が健康及び福祉を確保しつつ、柔軟かつ効率的に勤務できるよう、**勤務制度を見直すことも検討**すべきではないか。その際、公立学校の教師は、**職務の特殊性**等と、**地方公務員であること**の双方を踏まえた見直しとなるよう、**労働基準法との関係**も含め、留意が必要ではないか。
- 具体的には以下についてどう考えるか。
  - ① 「休日のまとめ取り」のための**1年単位の變形労働時間制**について運用の見直しを図ること
  - ② **勤務間インターバル制度**や時間外勤務の割増賃金分に**有給休暇を与えることができる制度**に関し、公立学校の教師についての健康確保の観点からの対応
  - ③ 教師の兼職兼業の円滑な運用を含め、教師に**多様な人材**を取り込みやすい仕組みの在り方 など

### (3) 更なる学校の働き方改革の推進について

- 以下についてどう考えるか。
  - ① いわゆる**「学校・教師が担う業務に係る3分類」**について、更なる役割分担・適正化を推進する観点からの、教師が担う業務の内容や量も含めた在り方
  - ② 上限指針の内容に関し、上限時間の遵守や休憩時間の確保など**サービス監督権者・校長等**が講ずべき措置について、**実効性を高める仕組み**の在り方
  - ③ 各教育委員会における学校の働き方改革や業務改善に係る計画の策定や公表、その取組状況等を**「見える化」するための枠組み**の在り方 など

### (4) 学級編制や教職員配置の在り方等について

- 地域や学校の実情を踏まえつつ、持続可能な指導体制を構築できるよう、例えば、市町村で一層柔軟に学級編制ができる仕組みとすることや、複数の小規模な学校が共同して効果的・効率的に教育を実施できる場合に特例的な教職員配置を可能とする仕組みとするなど、**柔軟な仕組みに見直すこと**についてどう考えるか。
- 柔軟な教育課程の編成・実施を可能とすることに加え、教師の業務の質の向上にも資するよう、**標準授業時数の取扱いも含めた教育課程や学習指導の在り方**を見直すことについてどう考えるか。
- 35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、**中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制**を構築していくことについてどう考えるか。併せて以下についてどう考えるか。
  - ① **小学校高学年における教科担任制**についての更なる取組の充実の在り方
  - ② 組織的・機動的マネジメント体制を構築するための**主幹教諭や指導教諭、事務職員**の配置の在り方
  - ③ 多様化・複雑化する課題に対応するための**養護教諭や栄養教諭**の配置の在り方
  - ④ **不登校**や**特別な支援**を必要とする児童生徒数の増加に対応できる指導体制の在り方

### (5) 支援スタッフ配置の在り方等について

- 教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員等の**支援スタッフ**について、更なる充実を図ることについてどう考えるか。特に負担が重いとされる副校長・教頭を支援するスタッフを配置することについてどう考えるか。
- 支援スタッフに関し、学校の実情に応じ、職種を超えて**地方公共団体が柔軟に配置**できるようにすることについてどう考えるか。併せて、標準的な配置の考え方を示すことについてどう考えるか。

# 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について (令和5年5月22日中央教育審議会諮問)【概要】

## 学校や教師を取り巻く環境

### 学校を取り巻く環境の変化

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0の時代**」、先行き不透明・予測困難な「**VUCA**」の時代の到来
- 2050年には、**生産年齢人口が現在の約3/4に減少**、過去10年間で公立小中学校の**児童生徒数が約1割減少**
- 特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒・不登校児童生徒の増加、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、**子供の抱える困難の多様化・複雑化**
- GIGAスクール構想による**1人1台端末環境の実現**、**教育DXの推進**によるデジタル技術とデータを活用した知見の共有と新たな教育価値の創出の必要性

### 「令和の日本型学校教育」の実装を直接担う教師を取り巻く環境

平成28年度実施の前回調査との比較では、**教師の時間外勤務の状況は一定程度改善**。一方、依然として**長時間勤務の教師が多い実態**も明らかに。

全国的に**教師不足が指摘**されている憂慮すべき状況。

我が国の学校教育の中核であり、その成否を左右する**教師に質の高い人材を確保することが必須**であり、**抜本的に教職の魅力を上向きさせることが喫緊の課題**



- ・教師に係る勤務制度を含めた**一層実効性ある働き方改革の推進**
- ・教師の給与に関する枠組みの見直しを含む**処遇の改善**
- ・学校の**指導・運営体制の充実**

**一体的・総合的な推進が不可欠**

## 具体的な検討事項

### ①更なる学校における働き方改革の在り方について

- ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、更なる**役割分担・適正化を推進する観点からの学校・教師が担う業務の在り方**
- ・「**上限指針**」の**実効性を高めることができる仕組み**の在り方
- ・各教育委員会における学校の働き方改革の**取組状況等を「見える化」するための枠組み**の在り方
- ・健康及び福祉の確保の観点からの、**長時間の時間外勤務を抑制するための仕組み**の在り方 等

### ②教師の処遇改善の在り方について

- ・教師の職務と勤務態様の特殊性を踏まえて、勤務時間の内外を問わず教師の職務を包括的に評価し、一律給料月額4%を支給することとしている**教職調整額及び超勤4項目**の在り方
- ・教育が教師の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいなど**職務の特殊性に対する考え方**
- ・現在の学校現場の状況や県費負担教職員制度等を踏まえた**時間外勤務手当の支給に対する考え方**
- ・教師の意欲や能力の向上に資する**給与制度や教師の職務等に応じた給与のメリハリ**の在り方 等

### ③学校の指導・運営体制の充実の在り方について

- ・義務教育9年間を見通すことにも留意した、より**柔軟な学級編制や教職員配置**の在り方
- ・**子供や学校、地域の実態に応じた柔軟な教育活動の実施**の在り方
- ・35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえた、**中学校を含めた、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築**の在り方
- ・教育の質の向上と教師の負担軽減のための**小学校高学年における教科担任制**の在り方
- ・教員業務支援員等の**支援スタッフの配置**の在り方 等

# 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

## ● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR.3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「**指針**」への格上げ
- ② 休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

## ● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進

（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

### 上限「指針」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- < 上限時間 >
- ① **1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**
  - ② **1年間の時間外在校等時間について、360時間以内** 等

### 少人数学級の推進

- 40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ、令和3年度から5年間で計画的に整備

### 小学校高学年における教科担任制の推進

- 令和3年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ
- 報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度から4年程度かけて推進

### 支援スタッフの配置支援

- 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員等の予算規模を拡充するとともに学習指導員等の配置を支援
- 情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置）
- 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）

### 部活動の見直し

- 休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行に向けて、令和3年度から実践研究を実施し、事例集等を通じてその成果を全国展開
- ガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す

### 教員免許更新制の発展的解消等

- 法改正による現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消
- 新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力等を身につけられる研修の実施

### ICT環境の整備支援

- GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備
- ICTを活用した校務効率化のための取組事例を事例集や動画により横展開
- 校務の情報化に関する専門家会議での議論を取りまとめ、R5.3に同会議の提言を公表
- 次世代の校務デジタル化に係る実証事業を推進

### 学校向け調査の削減

- スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。  
※国の定期的な調査件数（H19：34件→R4：26件）
- 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定

### 全国学力・学習状況調査のCBT化

- CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

## ● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化**、市町村別結果公表
- 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1、R3.3、R4.2、R5.3）、事例集作成・改訂（R2.3、R3.3、R4.2、R5.3）等）

## ● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握を徹底するための環境整備の推進

実施割合（R4.9.1時点）

都道府県	100%
政令市	100%
市区町村	93.3%

## ● 各取組の推進

（例） 上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

## ● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

## ● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

## ● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

## ● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

令和4年度の時間外在校等時間の状況【教諭】

（令和4年度勤務実態調査を踏まえた年間を通じた推計）

小学校：月約41時間、中学校：月約58時間

令和4年度教員勤務実態調査の速報値を踏まえ、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等に関し、

学識経験者からなる研究会において**報告とりまとめに向けた分析**を進めるとともに、

中央教育審議会に諮問し（令和5年5月）、**働き方改革、処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的に検討**



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

## 教員業務支援員の配置

### 事業内容

教師の負担軽減を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるように、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応、消毒作業等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援


活用イメージ  
(例)

  
学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備


  
採点業務の補助や来客・電話対応


  
学校行事や式典等の準備補助


  
データの入力・集計や各種資料の整理

  
子供の健康観察のとりまとめや消毒作業

予算額 : 55億円 (45億円)  
人数 : 12,950人 (10,650人)

想定人材   
地域の人材  
(卒業生の保護者など)

実施主体   
都道府県・指定都市

負担割合   
国1/3  
都道府県・指定都市2/3

## 学習指導員等の配置 (学力向上を目的とした学校教育活動支援)

### 事業内容

児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、教師や学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

### 児童生徒の学習サポート

- ・TT 指導(team-teaching)や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- ・家庭の経済状況等に関わらず、基礎学力の定着を放課後等にサポート
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組

### 進路指導・キャリア教育

- ・キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- ・専門家による出前授業の実施

### 学校生活適応への支援

- ・不登校児童生徒への支援
- ・いじめへの対応

### 教師の指導力向上等

- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・子供の体験活動の実施への支援


予算額 : 36億円 (39億円)  
人数 : 11,000人 (11,000人)

想定人材 

退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者、地域の方々など幅広い人材

実施主体 

都道府県・指定都市

負担割合   
国1/3  
都道府県・指定都市2/3

※令和4年度「学習指導員等の配置」(学力向上を目的とした学校教育活動支援)において実施していた教員業務支援に係る補助については、「教員業務支援員の配置」で実施



# 教育職員の精神疾患による病気休職者数（令和3年度）

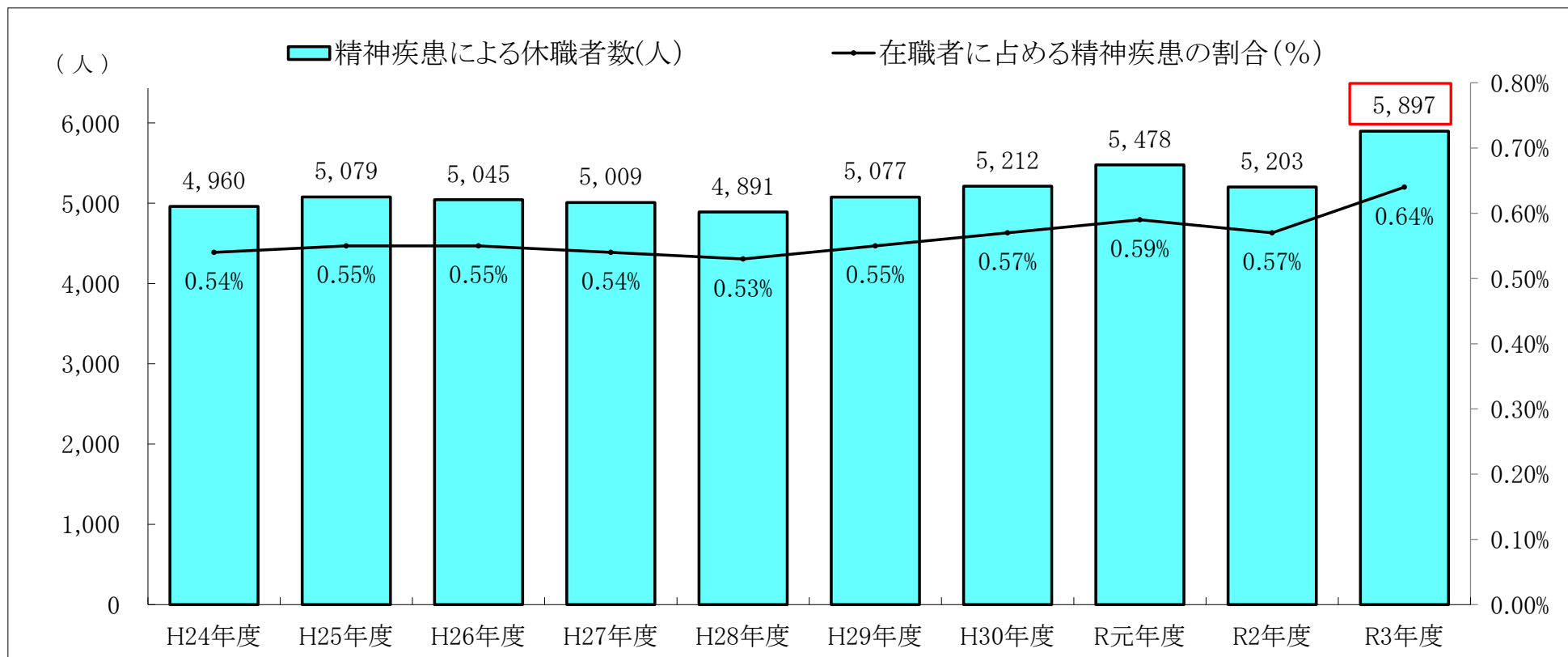


○教育職員（※）の精神疾患による**病気休職者数**（令和3年度）は、**5,897人（全教育職員数の0.64%）**で、令和2年度（5,203人）から694人増加し、**過去最多**。

（※）公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員（総計919,922人（令和3年5月1日現在））

（参考）事務職員等（事務職員及び栄養職員）の精神疾患による病気休職者数は534人（令和3年度）

教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移（平成24年度～令和3年度）





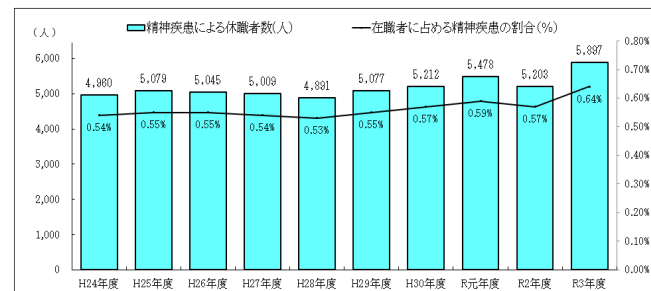
## 背景・課題

○精神疾患による病気休職者数は、5,000人前後の高い水準で推移

→ 令和3年度の精神疾患による病気休職者数は、5,897人  
休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う

○昨今、全国的に教師不足の状況にある

→ 令和3年度始業日時時点で、公立小・中学校等で2,558人が不足  
臨時的任用教員等の確保も難しい中、病気休職者の増加は学校現場や児童生徒  
に対する教育への影響や、教職の魅力低下につながる恐れがある



(出典) 公立学校教職員の人事行政状況調査

## 事業内容

各教育委員会において、専門家や民間企業等と協力しながら、病気休職の原因分析や、メンタルヘルス対策及び労働安全衛生体制の活用等に関するモデル事業を実施し、教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出や効果的な取組の研究を行う

<概要>

- 交付先：都道府県・指定都市教育委員会  
※市町村教育委員会には、都道府県教育委員会から再委託
- 件数・単価：全国5団体×約1,300万円（単年）

(具体的な取組)

### ✓ 委託自治体における関係者会議の設置

自治体担当者、研究者等の専門家、学校管理職等、関係者による会議を設置  
メンタルヘルス対策に関する情報共有と事業計画の立案・実施、効果検証等の中心的な役割を担う

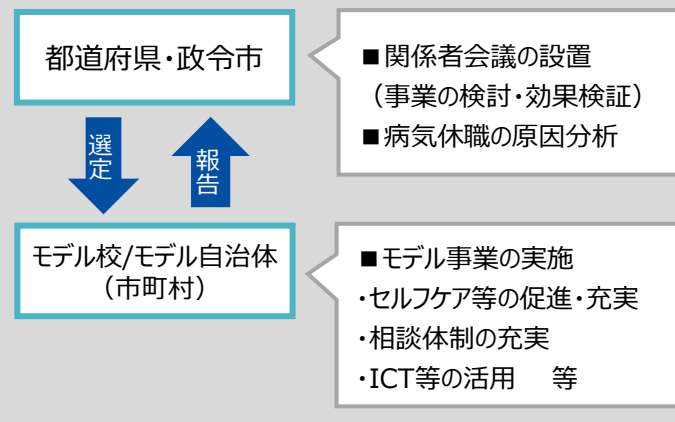
### ✓ 教員の精神疾患による病気休職の原因分析

精神疾患による病気休職者の事例等から教員のメンタルヘルスの原因を分析し、施策の検討に活用する

### ✓ 域内の自治体・学校におけるメンタルヘルス対策のモデル事業の実施及び効果検証

- ・セルフケア（セルフストレスチェック等）の促進、ラインケアの充実
- ・ICT（心拍数の測定等）やSNS（オンライン相談等）等を活用したメンタルヘルス対策
- ・相談員（精神科医・公認心理師・臨床心理士等）を活用した相談体制の充実 等

### 【事業のイメージ図】



# 令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について【概要】

(令和5年3月29日付け通知、調査結果は令和4年12月26日公表)

※一部抜粋

## 第1 分限・懲戒 <1 病気休職>

※ 精神疾患による病気休職者数(令和3年度) 5,897人(令和2年度 5,203人)

### (1) メンタルヘルス対策の一層の推進

#### ① 予防的な取組の推進(予防、早期発見・対応)

- **校長のリーダーシップが重要であり、セルフケアの促進、ラインによるケアの充実、適切な校内人事、業務縮減、良好な職場環境の醸成**等の推進

#### ③ 健康障害等に関する相談体制の整備

- 健康障害に関する**相談窓口の設置・教職員への周知**、公立学校共済組合の**健康管理対策事業・厚労省事業の活用・周知**

#### ⑤ 復職支援の取組の推進

- 他自治体の取組事例を参考に、**復職プログラム実施中の状況把握**や**復職後の経過観察**等の取組の実施

#### ② ストレスチェック等の取組の推進

- ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導等の取組を**学校規模にかかわらず、全学校において適切に実施**

#### ④ 医師等による健康管理の推進

- 長時間労働者への**医師による面接指導の適切な実施**や、**産業医へ学校の特性等の理解増進**、教職員が**相談しやすく、心理的安全性が高い職場環境**を作る取組の推進

### (2) 勤務時間管理の徹底をはじめとする学校における働き方改革の取組の推進

#### ① 勤務時間管理の徹底

- 業務量の適切な管理等に関する**指針等に基づき、在校等時間の把握・管理**や**各地方公共団体の条例や規則等への反映(令和5年度中)**。ICTの活用などによる**在校等時間の把握の目的は長時間労働の是正であることを踏まえ、要因の整理・分析・検証、勤務縮減等**
- 上限時間内となるよう、実際より短い虚偽の時間の記録をさせることや自宅等に持ち帰って業務を行う等は厳に避けること

#### ② 過労死等防止対策の推進

- 過労死大綱等を踏まえ、相談体制整備など**過労死等の未然防止の取組の実施**
- 標準職務例を活用した職務に集中できる環境等を整備、

#### ③ その他学校における働き方改革の取組の推進

- 働き方改革事例集を参考にするなど**働き方の見直しの取組を一層推進**

### (3) 教育行政に係る法務相談体制の充実

- 弁護士等への法務相談経費の交付税措置等を踏まえ、外部からの過剰要求等に関する**法務相談に係る体制の整備・充実**

### (4) 公務災害補償の認定請求事務の迅速化

- **公務災害事務の迅速かつ公正な遂行**や、勤務実態把握のため在校等時間の把握、管理及び記録の保存の適切な実施

#### (4) 政治的行為の制限に違反する行為等の防止等

- 政治的中立性を疑わしめる事案が発生することのないよう、服務規律の確保の徹底

#### (5) 営利企業への従事等の制限、兼職・兼業等に関する適正手続

- 許可の適正な手続が確実に行われるよう指導を徹底
- 地域クラブ活動への兼職兼業等については、関係法令の定めや取扱い等の通知・手引きを参照し適切に対応

## 第2 教職員人事に関する各種施策

### 1 指導が不適切な教員の認定及び措置

※ 指導が不適切な教員認定者数（令和4年4月1日現在） 48人（うち、令和3年度新規認定者17名）

- 指導が不適切な教員の適切な認定、教員の資質能力の向上のための取組の充実、厳正な分限処分等を的確かつ厳正に実施

### 2 人事評価

- 評価結果の人事、給与、表彰、研修機会の付与等への活用をすみやかに行うこと、校長等に対する評価者研修の充実
- 校長等の評価項目に教職員の勤務実態を踏まえた業務全般の見直し・縮減、業務分担の見直しや適正化・平準化、効率的・効果的な組織運営、教職員の健康及び福祉に配慮した職場環境整備など組織マネジメントに関することの追加や、管理職としての資質能力向上につながる適切な指導
- 一人一人が業務改善を進める意識を持つような評価の工夫

### 3 優秀教職員表彰

- 表彰の制度を整備して適任者を表彰するとともに、表彰に伴う措置として昇給・昇任等の処遇に適切に反映
- 他の教職員の資質能力向上のため、被表彰者への研修会等の講師委嘱や教育実践の公開等により優れた取組を幅広く共有

### 4 校長・副校長・教頭の登用状況等

※ 女性の管理職（令和4年4月1日現在） 15,103人（22.3%、過去最高）（令和3年4月1日現在 14,357人、21.1%）

- 社会の変化や近年の学校を取り巻く状況の変化、地域・学校等の特長・課題を的確に把握し、リーダーシップを発揮して組織的・機動的な学校運営を行う管理職の養成・確保
- 校長の補佐体制の強化、教頭等の事務分担の見直し、主幹教諭の配置、教員出身でない者の登用等などを通じた優秀な人材の確保  
＜女性の管理職登用＞
- 女性管理職の割合は地域差があることから、それぞれの地域における現状や課題を十分に把握
- 第5次男女共同参画基本計画等を踏まえ、校長及び副校長・教頭それぞれについて具体的な目標設定、意識啓発、人材育成、働き方改革の取組の推進、管理職選考試験受験資格の必要な見直しなど、女性管理職増加への取組を一層促進

# 9

## 特別支援教育について

# 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,600人) 知的障害 (約137,800人) 肢体不自由 (約30,700人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人)  ※重複障害の場合はダブルカウントしている  <b>合計：約148,600人 (※令和4年度)</b> <b>(平成24年度の約1.1倍)</b>	知的障害 (約156,700人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約4,700人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,300人) 自閉症・情緒障害 (約183,600人)  <b>合計：約353,400人 (※令和4年度)</b> <b>(平成24年度の約2.1倍)</b>	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人)  <b>合計：約183,900人 (※令和3年度)</b> <b>(平成24年度の約2.3倍)</b>
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,200人 小学部：約49,600人 中学部：約32,500人 高等部：約65,400人 義務教育段階の全児童生徒の0.9% (※令和4年度)	小学校：約252,600人 中学校：約100,900人 義務教育段階の全児童生徒の3.7% (※令和4年度)	小学校：約154,600人 中学校：約 27,700人 高等学校：約 1,700人 (※令和3年度) 義務教育段階の全児童生徒の1.9%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 <b>※平成29年度から段階的に基礎定数化</b> 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について <b>個別の教育支援計画</b> （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と <b>個別の指導計画</b> （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8%（小・中）、推定値 2.2%（高）

（令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づくものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。）

※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げと合計が一致しないことがある。

# 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.5倍)の増加が顕著。

## 義務教育段階の全児童生徒数

(平成24年度) 1,040万人  
 (令和4年度) 952万人  
 0.9倍

## 特別支援教育を受ける児童生徒数

30.2万人 2.9%  
 61.8万人 6.5%  
 2.0倍

### 特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害  
 肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.6万人 0.6%  
 8.2万人 0.9%  
 1.2倍

### 小学校・中学校

#### 特別支援学級

知的障害 肢体不自由  
 身体虚弱 弱視 難聴  
 言語障害 自閉症・情緒障害

16.4万人 1.6%  
 35.3万人 3.7%  
 2.1倍

#### 通常の学級(通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害  
 弱視 難聴 学習障害  
 注意欠陥多動性障害  
 肢体不自由 病弱・身体虚弱

7.2万人 0.7%  
 18.2万人 1.9%  
 2.5倍 (注)

(注)通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公私立)の値を用いている。  
 なお、平成24年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.2万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

## 現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。  
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。  
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。  
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

## ① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

## ② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

## ③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



中堅 (10年目～)



管理職

## ⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】 ・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】 ・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】 ・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合  
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】 ・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況  
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数  
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

## ④ 研修（校外）による専門性向上

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



## スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
  - R4.7 : 策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
  - R5.4 又はR6.4 : コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
  - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。



# 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

## <調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 ・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人，中学校：17,988人，高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」） II. 児童生徒の受けている支援の状況
「I. 児童生徒の困難の状況」の基準	①学習面 <小学校> 「聞く」「話す」等の6つの領域(各領域5つの設問)のうち、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上をカウント。 <中学校・高等学校> 「聞く」「話す」等の6つの領域のうち、少なくとも一つの領域で12ポイント(*1)もしくは15ポイント(*2)以上をカウント。 *1 「聞く」「話す」「読む」「計算する」の4つの領域(各領域5つの設問) *2 「書く」「推論する」の2つの領域(各領域6つの設問) ②行動面（「不注意」「多動性－衝動性」） 奇数番号の設問群（「不注意」）または偶数番号の設問群（「多動性－衝動性」）の少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上をカウント。ただし、回答の0、1点を0ポイント、2、3点を1ポイントにして計算。 ③行動面（「対人関係やこだわり等」） 該当する項目が22ポイント以上をカウント。

## <調査結果>

質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの

- **「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合**
- 「学習面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「学習面と行動面ともに著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 等

調査結果報告はこちら



[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/2022/1421569\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm)

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

# 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

## I. 児童生徒の困難の状況 (平成14年・平成24年調査と対象地域や一部質問項目等が異なるため、単純比較することはできないことに留意)

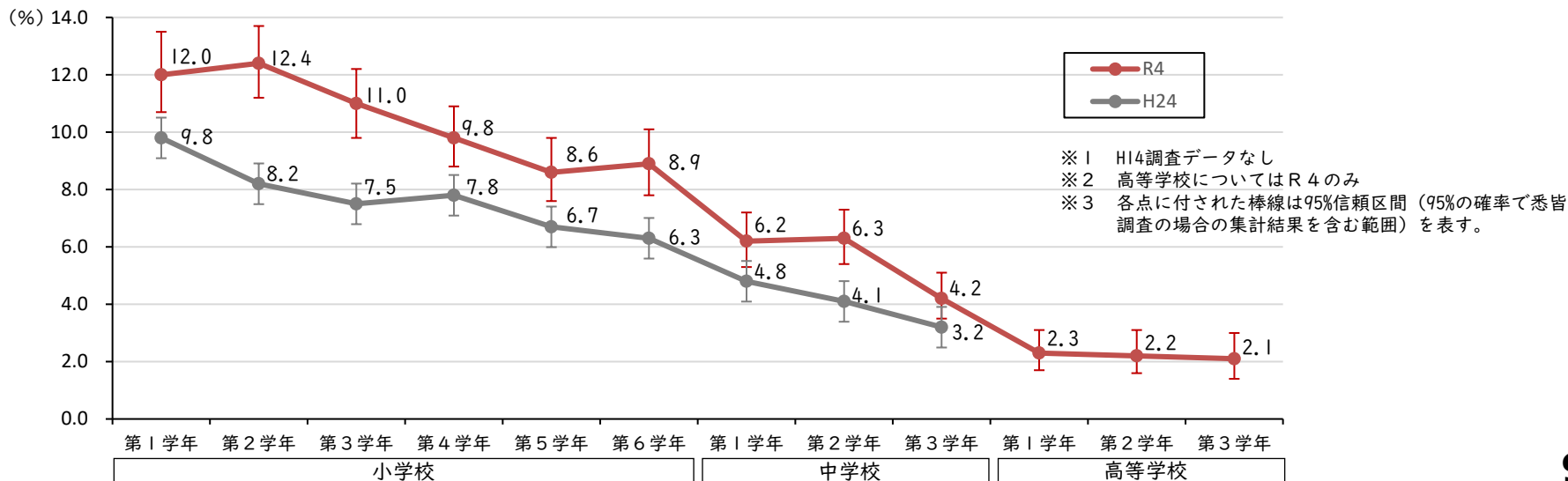
令和4年	小学校・中学校	高等学校 <sup>※1</sup>
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%
「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%
「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%

(参考) 過去の調査結果 <sup>※2</sup>	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※1 高等学校については、令和4年のみ

※2 平成14年調査及び平成24年調査結果は、小学校・中学校のデータ

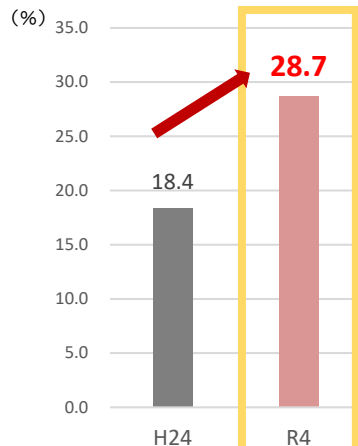
### <「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の学年別の推移>



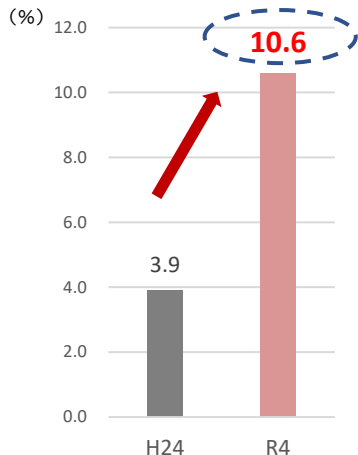
# 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

## II. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒(小学校・中学校：8.8%)の受けている支援の状況 (平成14年調査では調査していないためデータなし)

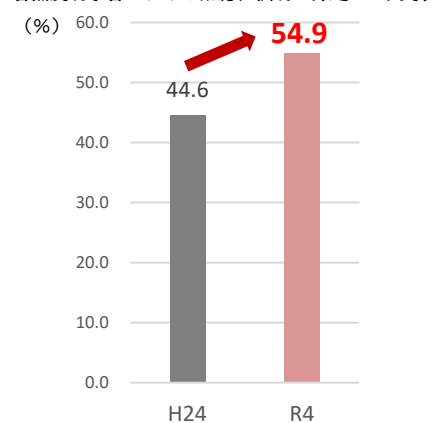
校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断されている割合



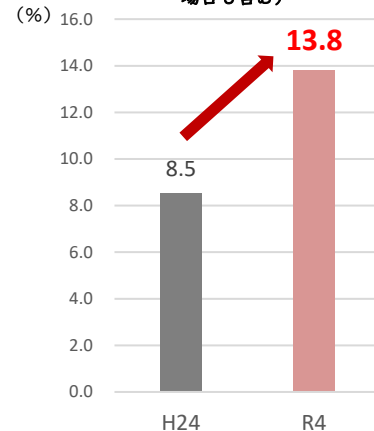
現在、通級による指導を受けている割合



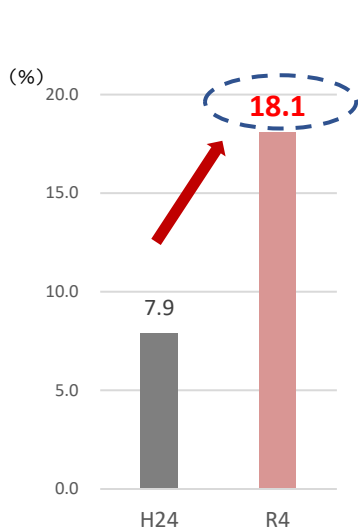
授業時間内に教室内で個別の配慮・支援を行っている割合  
(特別支援教育支援員による支援を除く)  
(座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等)



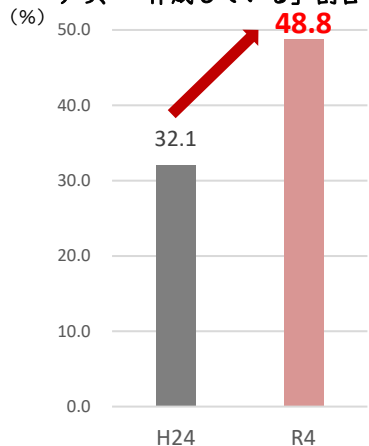
特別支援教育支援員の支援の対象となっている割合  
(支援員一人が複数の児童生徒を支援している場合も含む)



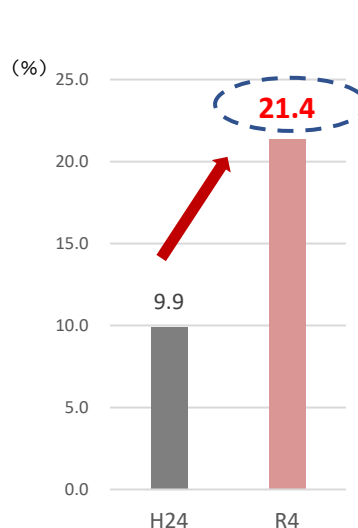
「個別の教育支援計画」を作成している割合



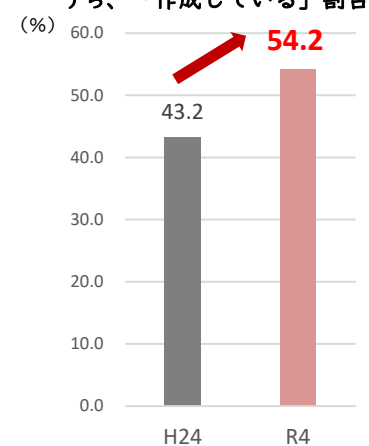
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断されている児童生徒(28.7%)のうち、「作成している」割合



「個別の指導計画」を作成している割合



校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断されている児童生徒(28.7%)のうち、「作成している」割合



## 障害者権利条約関係の動き

### ● これまでの動き

- 2006年 障害者権利条約が国連で採択 2007年 日本が条約に署名  
→ (国内法の整備) 2011年 障害者基本法の改正、2012年 障害者総合支援法の制定  
2013年 障害者差別解消法の制定  
2014年 障害者権利条約に批准 2016年 第1回政府報告  
  
2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付  
2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

### ● スケジュール

障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ、障害者権利委員会に提出

**8月22日～8月23日 対面審査@ジュネーブ**

※ 2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

⇒ **9月9日 障害者権利委員会が総括所見を公表**

## 障害者権利条約 第24条

### 第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。**締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。**

(a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

**(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。**

(c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a)障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c)個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。

(d)障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e)学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

## 障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋 ①

51. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 医療に基づく評価を通じて、障害のある児童への分離された特別教育が永続していること。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、通常の学校に特別支援学級があること。
- (b) 障害のある児童を受け入れるには準備不足であるとの認識や実際に準備不足であることを理由に、障害のある児童が通常の学校への入学を拒否されること。また、特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした、2022年に発出された政府の通知。
- (c) 障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。
- (d) 通常教育の教員の障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する技術の欠如及び否定的な態度。
- (e) 聾（ろう）児童に対する手話教育、盲聾（ろう）児童に対する障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を含め、通常の学校における、代替的及び補助的な意思疎通の様式及び手段の欠如。
- (f) 大学入学試験及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

## 障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋 ②

52. 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号（2016年）及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に**要請**する。
- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、**分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受ける権利があることを認識**すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、質の高い障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**国家の行動計画を採択**すること。
  - (b) **全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保**すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び**特別学級に関する政府の通知を撤回**すること。
  - (c) 全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を確保するために**合理的配慮を保障**すること。
  - (d) 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**研修を確保**し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
  - (e) **点字、「イージーリード」、聾（ろう）児童のための手話教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障**し、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）環境における聾（ろう）文化を推進し、盲聾（ろう）児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。
  - (f) 大学入学試験及び学習過程を含め、**高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定**すること。

## 2022年9月13日 永岡文部科学大臣 会見録（抜粋）

(略)文部科学省では、これまでもですね、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるように、通級によります指導の担当教員の基礎定数化ですとか、また、通常級に在籍いたします障害のある子供のサポートなどを行います「特別支援教育支援員」に対します財政支援や、また、法令上の位置付けなどに取り組んでまいりました。引き続きまして、勧告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

あとは、やはり、障害者権利条約に規定されておりますインクルーシブ教育システムというのは、障害者の精神的、また、身体的な能力を可能な限り発達させるといった目的の下に障害者を包容する教育制度であると、そういう認識をしております。これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。特別支援学級への理解の深まりなどによりまして、特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が増えている中で、現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりませんが、引き続きまして、勧告の趣旨も踏まえて、通級によります指導の担当教員の、先ほどもお話し申し上げましたけれども、基礎定数化の着実な実施などを通しまして、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいる所存でございます。そうですね、通知の撤回がありました、お答えいたします。

昨年度、文部科学省が、特別支援学級の在籍児童生徒の割合が高い自治体を対象に行いました実態調査におきまして、特別支援学級に在籍いたします児童生徒が、大半の時間を通常の学級、普通学級でございますが、通常の学級で学び特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない、また、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えまして算数や国語の指導のみを行うといった不適切な事例が散見をされたところでございます。

こうした実態も踏まえまして、ご指摘の通知は、特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、やはり、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、特別支援学級の在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ることをですね、目的としたものでございまして、むしろインクルーシブを推薦(注)するものでございます。勧告で撤回を求められたのは大変遺憾であると思っております。引き続きまして、通知の趣旨を正しく理解をしていただけるように、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

(注)「推薦」と発言しましたが、正しくは「推進」です。



# 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

(令和4年5月18日設置)



文部科学省

## 趣旨

- 特別支援教育への理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加
- 発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する可能性
- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度（※）に該当する児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等に在籍
- 小中学校の通級による指導の担当教師の基礎定数化、高等学校における通級による指導の制度化等により、通級による指導体制が充実。また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行われている状況



障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援施策の在り方について外部有識者の協力を得て検討。

## 【主な検討事項】

- (1) 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方について
- (2) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について

### 【委員】

◎荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長	笹森 洋樹	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター上席総括研究員(兼)センター長
池田 彩乃	山形大学地域教育文化学部准教授	滝川 国芳	京都女子大学発達教育学部教育学科教授
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	竹内 哲哉	日本放送協会解説委員室解説委員
市川 裕二	東京都立あきる野学園統括校長	中田 寛	鳥取県教育委員会教育次長
氏間 和仁	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授	野口 晃菜	一般社団法人UNIVA理事
梅田 真理	宮城学院女子大学教育学部教育学科児童教育専攻教授	平野 真理子	平野卓球センター監督
○奥住 秀之	東京学芸大学教育学部特別支援科学講座教授・学長補佐	藤井 和子	上越教育大学臨床・健康教育学系教授
帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン 代表取締役	馬飼野 光一	東京都立荻窪高等学校長
喜多 好一	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長	宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長
小枝 達也	国立研究開発法人国立成育医療研究センター副院長		
	こころの診療部統括部長		
櫻井 秀子	川口市立戸塚北小学校長		

(◎：主査、○：副主査) (令和4年9月30日現在計20名、五十音順、敬称略)

### 【オブザーバー】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害児・発達障害者支援室  
国立障害者リハビリテーションセンター

(※) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度・・・学校教育法第75条(障害の程度)に基づき、特別支援学校の指導の対象となる障害の種類及び程度を定めている。

スケジュール：令和4年6月14日に第1回を開催。

第2回以降は月1回開催し、第7回(令和5年1月26日)に報告(素案)、第8回(令和5年2月15日)に報告(案)について検討。

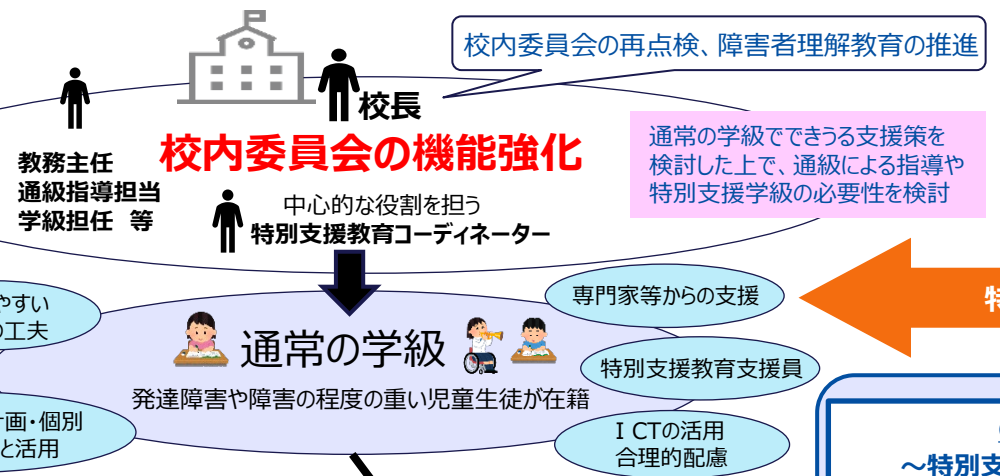
第9回(令和5年3月9日)に最終回を開催。令和5年3月13日に報告を取りまとめ。同日付で教育委員会等へ通知。

## 現状・課題

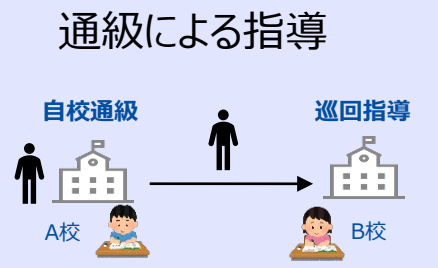
- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性  
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担  
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

## 小中高等学校等

**①校内支援体制の充実**  
☞ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応



**②通級による指導の充実**  
☞ 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要  
☞ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、**自校通級**や**巡回指導**を促進  
☞ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施  
☞ 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など在校者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

## 特別支援学校

**③特別支援学校のセンター的機能の充実**  
☞ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実



**④インクルーシブな学校運営モデルの創設**  
～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～  
☞ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援  
☞ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行うつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

# 学校に在籍する医療的ケア児について

## 法律(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)上の定義

### ● 医療的ケア

→人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為

### ● 医療的ケア児

→日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

(参考)

【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門(ストーマの管理)、インスリン注射などの医療行為のこと。病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。

【医療的ケアのイメージ】



喀痰吸引



気管切開



経管栄養(経鼻)



経管栄養(胃ろう)



インスリン注射

## 学校に在籍する医療的ケア児の数

### ● 学校に在籍する医療的ケア児の数は年々増加傾向。

#### 特別支援学校

- 医療的ケア児の数 R4(※1) **8,361**人 (R3(※2) 8,485人)

(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 688校(R4)

- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 **7,146**人 (R3 7,218人)

#### 幼稚園、小・中・高等学校

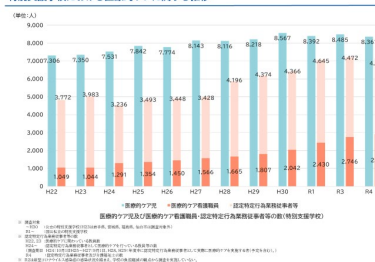
- 医療的ケア児の数 R4 **2,130**人 (R3 1,783人)

(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 253園、小学校 1,333校、

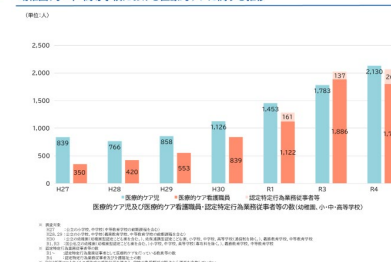
中学校 240校、高等学校 52校 (R4) (※3)

- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 **2,067**人 (R3 2,023人)

特別支援学校における医療的ケアに関する推移



幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



■ 医療的ケア児 ■ 看護師 ■ 認定特定行為業務従事者等

※1 R4の数値は、R4年5月1日時点の数値。

※2 R3の数値は、R3年5月1日時点の数値。

※3義務教育学校は、前期課程に在籍している場合は小学校、後期課程に在籍している場合は中学校に計上しているため、学校数は重複計上。

(出典)令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査(文部科学省)

# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

### 支援措置

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

#### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

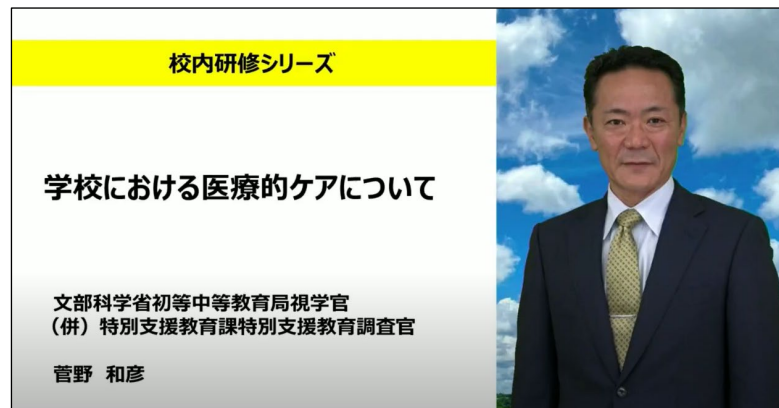
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

# 小学校等における医療的ケアの実施体制の充実に向けて

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、小・中学校等においても医療的ケア児の数が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行されたことなど踏まえ、**教職員支援機構と連携し、小・中学校等の教職員を主な対象として、学校における医療的ケアの実施に関する基本的な考え方等をまとめた研修動画を公表**するとともに、「**小学校等における医療的ケア実施支援資料**」を公表しています。

## 教職員支援機構 校内研修シリーズ

各学校で実施される医療的ケアが安心・安全に実施できるよう、**医療的ケアに関する定義や考え方、医療的ケアの内容や現状を踏まえ、文部科学省の取組等について解説。**



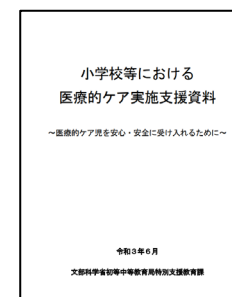
## 小学校等における医療的ケア実施支援資料

**医療的ケアの内容の把握や小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考**となるよう、**小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。**

- (参考)
- 第1編 医療的ケアの概要と実施者
  - 第2編 学校における受入れ体制の構築
  - 第3編 医療的ケア児の状況等に応じた対応



文部科学省HP



## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)」において、学校に関する留意事項について整理。



文部科学省HP

## 学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



# 学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組



医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると  
文部科学省HPの該当ページに移動します。

## 基本的な考え方

### 学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



文部科学省HP

### 小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



文部科学省HP

### 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



文部科学省HP

## 医療的ケア看護職員等への研修

### 学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



文部科学省HP

### 学校における教職員によるたんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

### 学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

### 地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

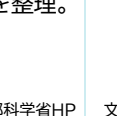
- 学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



文部科学省HP

### 教育委員会等による研修会への企画研修に関する調査研究

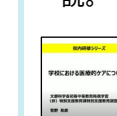
- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



文部科学省HP

### 指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



文部科学省HP

### NITSオンライン講座「学校における医療的ケアについて」

- 小・中学校等の教職員を主な対象とし、医療的ケアの実施に関する基本的な考え方等を解説。



文部科学省HP

## 医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

### 学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について



文部科学省HP

### 学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について

※1年目の取組概要を公表

文部科学省HP



### 学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP



障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

## 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

### ◆医療的ケア看護職員の配置

3,318百万円 (2,611百万円) **(拡充)**  
3,000人分 ⇒ 3,740人分 (+740人)

医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援

### ◆学校における医療的ケア実施体制充実事業 37百万円 (36百万円) **(拡充)**

- ①小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究  
地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施
- ②安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進  
医療的ケアの実態に関する調査を実施し、安心・安全な医療的ケアの実施体制の整備に向けた課題を整理するとともに取組を推進

## ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

### ◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

127百万円 (128百万円)

- ①文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究  
文部科学省著作教科書（特別支援学校用）のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施
- ②企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究 **(新規)**  
企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施
- ③病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究 **(新規)**  
病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

### ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

263百万円 (241百万円) **(拡充)**

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

## 特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

### ◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業等

69百万円 (52百万円) **(拡充)**

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業等を実施

### ◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等

20百万円 (20百万円)

特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進等を実施

### ◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

180百万円 (284百万円)

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

等

## 背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、①医療的ケア看護職員を配置するとともに、②特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や③外部専門家の配置を行う。

## 医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、**校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**

令和5年度予算額 3,318百万円(前年度予算額2,611百万円)

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 配置人数：<b>3,740人分</b> (←3,000人分)</li> <li>✓ 1日6時間、週5回を想定</li> <li>上記のほか登下校時の対応分も計上</li> <li>※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(時間・単価等)を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。</li> </ul>

### 補助対象等

- 都道府県・市区町村・学校法人(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- 補助割合 国：1/3 補助事業者：2/3

### アウトプット(活動目標)

自治体等が実施する①地域の小・中学校等での特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備②医療的ケア看護職員の配置や外部専門家の配置について支援

### アウトカム(成果目標)

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展(指標)学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合(所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうちガイドライン等を策定している教育委員会の割合)(令和3年度：40.3%)

### インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

## 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備**を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発

## 外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの**専門家配置を支援** (348人分)



# 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について

文部科学省では、特別支援学校用に視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の教科書を作成しております（文部科学省著作教科書（特別支援学校用））。平成29年4月の特別支援学校学習指導要領改訂を踏まえ、これらの教科書についても改訂を行ったところです。

小学校等に設置された特別支援学級においては、学校教育法第34条により、子供の障害の状態に合わせ、文部科学省著作教科書を使用することができます。

なお、文部科学省著作教科書を用いた指導に資するため、教科書で取り上げた題材や指導上のねらい等をまとめた解説等も発行されています。

※詳しくは教科書目録（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm)）をご確認ください。

## 視覚障害者用教科書

視覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階で国語・社会・算数・理科・外国語・道徳の6教科、中学校段階では国語・社会・数学・理科・外国語・道徳の6教科の点字教科書があります。



## 聴覚障害者用教科書

聴覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階・中学校段階を対象として、言語指導に関する教科書が作成されており、約20年ぶりに改訂されました。聴覚障害の特性を踏まえ、国語の学習をする際には、よりきめ細やかな配慮が必要なことから、検定教科書と併せて使用されています。



## 知的障害者用教科書

知的障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階及び中学校段階の国語、算数・数学、音楽の教科書があります。各教科書は、特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科に示している内容と段階に対応して作成されており、学年別ではなく児童生徒の障害の状態等に応じて適切なものが使用されています。

（小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、  
中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆☆）

※生活の教科書は令和6年度から発行。



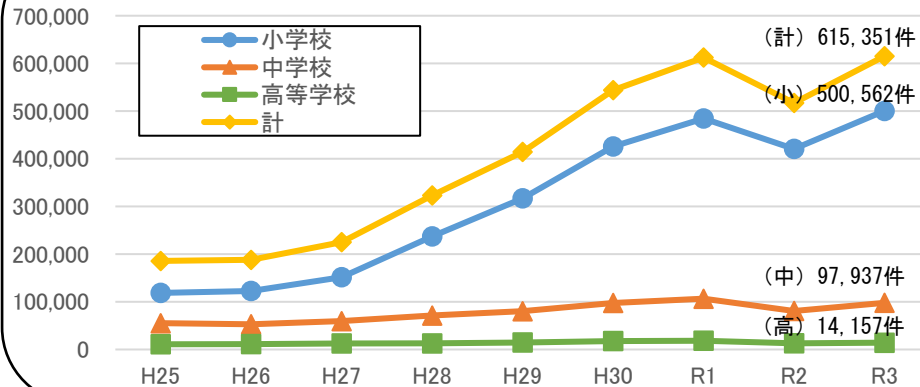
# 10

いじめ・不登校支援・児童虐待対応等  
について

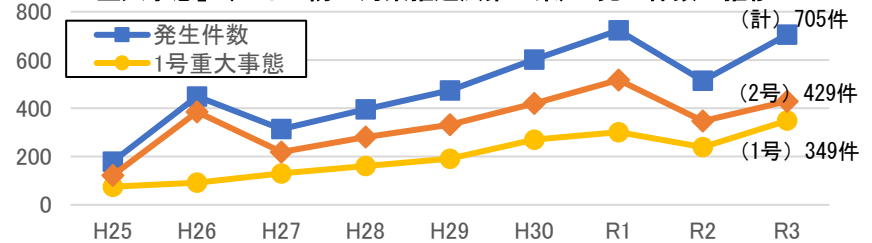
# いじめ対策について

## ◆いじめの現状

いじめの認知件数の推移



「重大事態」(いじめ防止対策推進法第28条)の発生件数の推移

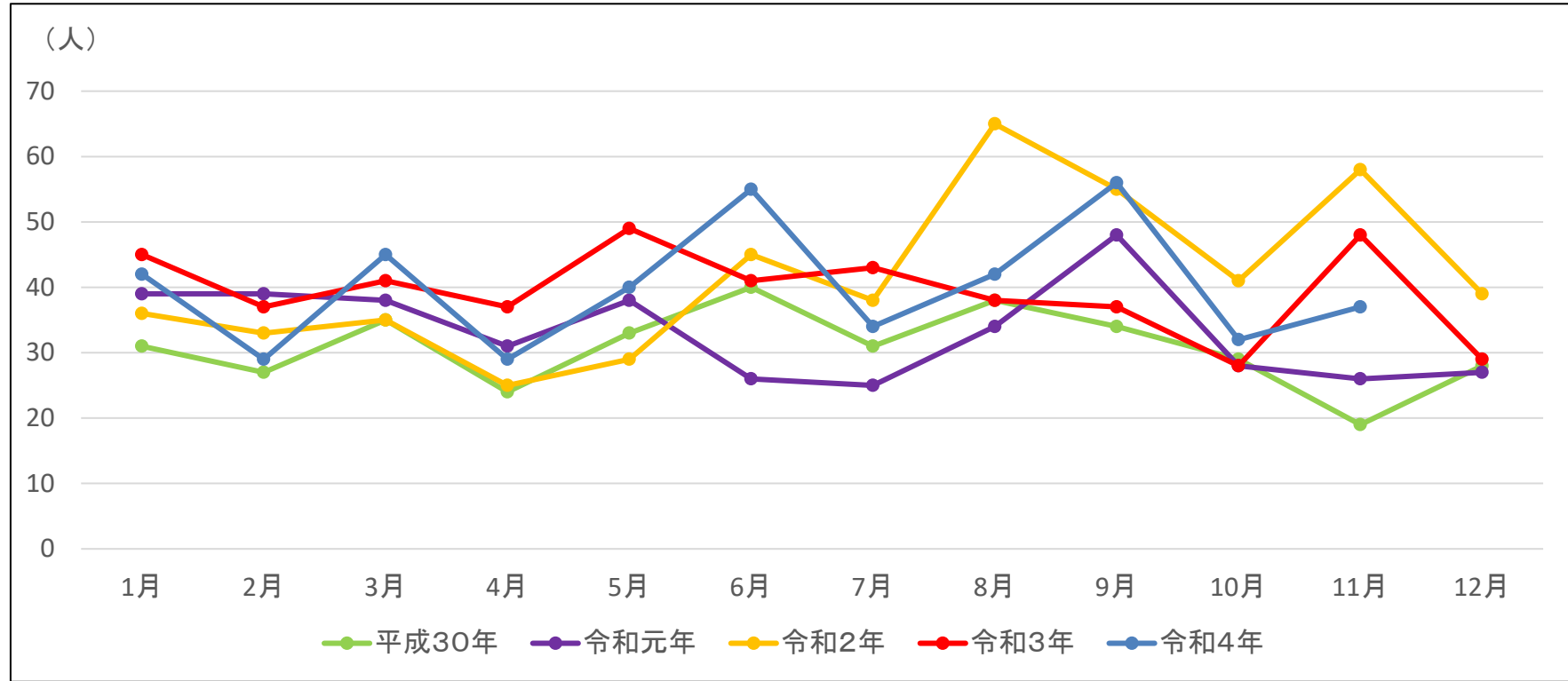


※文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価。

## ◆文部科学省の主な取組

- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実**  
SCの全公立小中学校に対する配置、SSWの全中学校に対する配置といった基礎配置に加え、**いじめ対策のための重点配置に係る経費も措置。**  
(参考)令和5年度予算額 82億円
- **SNS等を活用した相談事業**  
SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。  
(参考)令和5年度予算額 59億円の内数
- **24時間子供SOSダイヤルの周知**  
**子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間いじめ等の悩みを相談することができる**よう、全国統一ダイヤルを設置するとともに、国において、通話料全額及び相談員の人件費の3分の1を負担。
- **文部科学省職員によるいじめ防止対策推進法等に関する行政説明**  
各都道府県教育委員会等からの依頼等に応じて、文部科学省職員を派遣し、**いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針等に基づいた対応等に関する行政説明を実施。**
- **いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議の実施**  
児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、学校・教育委員会等だけでは根本的な解決が難しいケースもあり、地域にある警察や児童相談所、法務局等の様々な関係機関と情報共有を図り、連携して必要な支援をしていくことが重要であり、こうした状況を踏まえ、**関係府省の知見を結集し、政府の体制を構築していくため、本連絡会議を実施。**  
(参考)構成員  
こども家庭庁設立準備室、文部科学省、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省

# 児童生徒の月別自殺者数[推移]



(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

# 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議まとめ【概要】(令和3年6月)

- コロナ禍における**児童生徒の自殺者数は増加**傾向 (R2:499人) にあり、特に女子高校生の自殺者数は増加 (R2:140人) が著しい。  
**原因・動機**としては、「**進路に関する悩み** (入試に関するものを除く)」、「**学業不振**」、「**親子関係の不和**」が**例年上位**。
- 今後の課題として、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育による**援助希求的態度の育成**、**相談体制等の整備**に加え、**ハイリスクな児童生徒の早期発見・対応に資するICTの活用**も重要。また、学校現場に限らない背景による自殺に対応するため、**関係機関との連携体制の点検・見直し**が重要。

## 第I部 コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する課題と対策

- ・ コロナ禍における児童生徒の自殺の現状 (自殺者数の推移・背景) と課題の整理。
- ・ " 自殺予防等のために早急に講じるべき具体的施策。

### 現状

#### ● 児童生徒の自殺者数

- ・ **令和2年499人に増加**。前年 (R1:399人) に比べ100人増加。
- ・ 特に女子高校生の増加が著しい。80人 (R1) → 140人 (R2)。

#### ● 自殺の原因・動機、背景等

- ・ **進路に関する悩み** (入試に関する悩みを除く)、**学業不振**、**親子関係の不和**が**上位**3項目。
- ・ 家庭環境：家族内葛藤等の**家庭環境の不和**。  
学校環境：**息抜きの場所**、達成感等が得られる**自分を支える場所**などの日常が**変化**。
- ・ 女子の自殺の要因は「**病気の悩み・影響**」が上位。

※数値については厚生労働省「自殺の統計」を参照。

### 必要な施策

#### ● 心の健康の保持増進に係る教育及び啓発の推進

- ・ **SOSの出し方に関する教育**を含む自殺予防教育の充実。
- ・ **心の健康の保持に必要なマンパワーの確保**。

#### ● 課題の早期発見・対応等へ向けたICT活用

- ・ **ICTを児童生徒の状況を多面的に把握**するとともに、**悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応に寄与**。

#### ● 関係機関等の連携体制の構築

- ・ それぞれの**関係機関の役割や限界性を理解**、**連携できる体制の在り方を絶えず点検・補強**などに留意。

## 第II部 SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の在り方

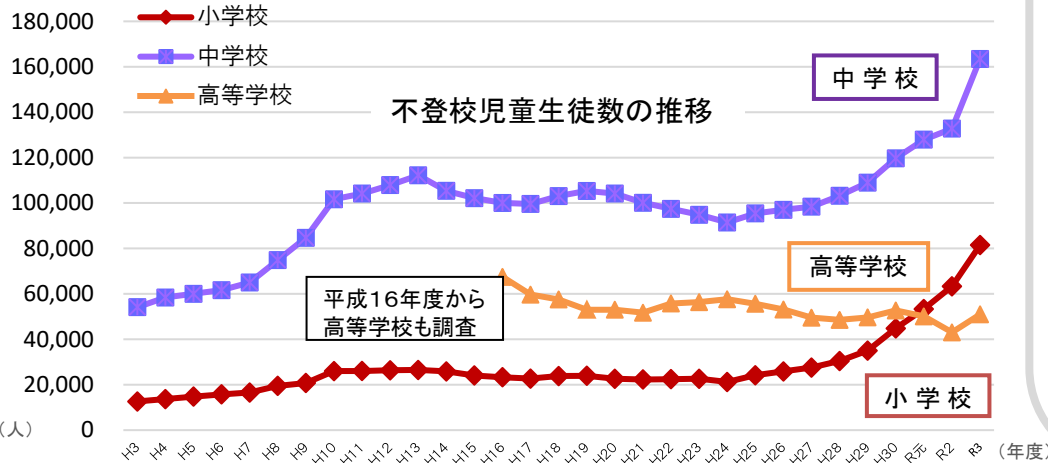
- ・ 児童生徒の自殺予防に関するこれまでの取組の経緯。
- ・ **SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の在り方の整理**。

- ・ SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育実施上の留意点を整理。
  - － 学校や保護者、地域の関係機関等の「関係者間の合意形成」、教育目標に即した「適切な教育内容」、「ハイリスクな子供のフォローアップ」に留意が必要。
  - － 下地づくりの教育や児童生徒と教職員との信頼関係の構築や相談しやすい雰囲気づくり・居場所づくりが重要。

# 不登校児童生徒への支援について

## ◆ 不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校81,498人（77人に1人）、中学校163,442人（20人に1人）、高等学校50,985人（59人に1人）となっており、合計で、295,925人（前年度239,178人）となっている。



## ◆ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

◇国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

## ◆ 不登校児童生徒への主な支援

### ・不登校増加要因の詳細分析

文部科学省設置の「不登校に関する調査研究協力者会議」において不登校が急増している要因についての深掘り分析を実施し、対策を検討

### ・教育支援センター（適応指導教室）の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター（適応指導教室）」の設置を推進（R3:1,634施設（R2:1,579施設））

### ・不登校特例校の設置の促進

不登校児童生徒を対象とした、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる学校（不登校特例校）を各都道府県に少なくとも1校以上早期に設置されるように推進（R5開校数:24校）。不登校特例校の設置促進にかかる費用の1/3を国が補助

### ・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

### ・オンラインも活用した教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、従来のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる対面での支援に加え、オンライン等を活用したアウトリーチ型の相談体制の構築を推進

### ・指導要録上の出席扱いについての措置等

不登校児童生徒が教育支援センター（適応指導教室）や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる。また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度（いわゆる「学割」）を適用

○ 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒ 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○ 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

## 主な取組

### 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○ 不登校特例校の設置促進（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。

○ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）

○ 教育支援センターの機能強化（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）

○ 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）

○ 多様な学びの場、居場所の確保（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）

## 実効性を高める取組

○ エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）

○ 学校における働き方改革の推進 ○ 文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置

### 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用）
- 「チーム学校」による早期支援（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）
- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

### 3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 学校の風土を「見える化」（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）
- いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 快適で温かみのある学校環境整備
- 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

# 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成(特例校)について

特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定(平成16年12月10日)に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)においても、「ICTも効果的に活用し、**不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進**、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応(中略)を図る」とされている。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

## 具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条(小学校)、第79条(中学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

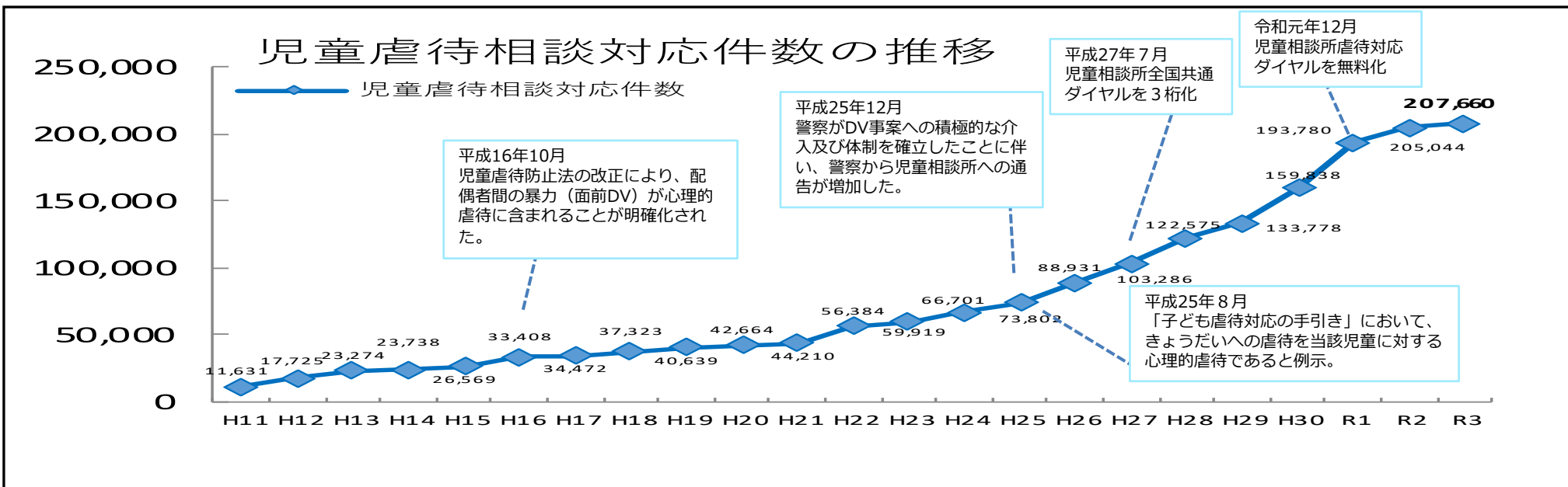
(参考) 令和5年4月現在、開校している学校は全国で24校(うち、分教室型の不登校特例校は9校)

- ・八王子市立高尾山学園小学部・中学部(平成16年4月～)
- ・京都市立洛風中学校(平成16年10月～)
- ・星槎中学校(平成17年4月～)
- ・鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース)(平成18年4月～)
- ・東京シューレ葛飾中学校(平成19年4月～)
- ・京都市立洛友中学校(平成19年4月～)
- ・日本放送協会学園高等学校(平成20年4月～)
- ・星槎名古屋中学校(平成24年4月～)
- ・星槎もみじ中学校(平成26年4月～)
- ・西濃学園中学校(平成29年4月～)
- ・調布市立第七中学校はしうち教室(平成30年4月～)【分教室型】
- ・東京シューレ江戸川小学校(令和2年4月～)
- ・岐阜市立草潤中学校(令和3年4月～)
- ・福生市立福生第一中学校(令和2年4月～)【分教室型】
- ・星槎高等学校(令和2年4月～)
- ・大田区立御園中学校(令和3年4月～)【分教室型】
- ・宮城県富谷市立富谷中学校(令和4年4月～)【分教室型】
- ・大和市立引地台中学校(令和4年4月～)【分教室型】
- ・三豊市立高瀬中学校(令和4年4月～)【分教室型】
- ・世田谷区立世田谷中学校(令和4年4月～)【分教室型】
- ・白石市立白石南小学校・白石市立白石南中学校(令和5年4月～)
- ・郡山北小学校 学科指導教室「ASU」(令和5年4月～)【分教室型】
- ・郡山中学校 学科指導教室「ASU」(令和5年4月～)【分教室型】
- ・ろりぽっぷ学園小学校(令和5年4月～)



# 児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和3年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、207,660件。平成11年度に比べて約18倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（60.1%）、次いで身体的虐待の割合が多い（23.7%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（14%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



### 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和3年度	49,241(23.7%) (-794)	31,448(15.1%) (+18)	2,247(1.1%) (+2)	124,724(60.1%) (+3,390)	207,660(100.0%) (+2,616)

### 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
3年度	14,696 (7%) (+603)	2,649 (1%) (-23)	28,075 (14%) (+434)	2,529 (1%) (+414)	9,071 (4%) (+806)	195 (0%) (-15)	226 (0%) (-7)	3,608 (2%) (+181)	2,846 (1%) (-107)	103,104 (50%) (-521)	14,944 (7%) (+268)	25,717 (12%) (+583)	207,660 (100%) (+2,616)

## 学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供

### ○「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成31年2月)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化についてを踏まえ、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、学校等から市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料、情報の定期的な提供に関する手続等について、文部科学省と内閣府、厚生労働省とで協議の上、平成30年7月に作成した指針を更新し、教育委員会や学校等に通知。

※「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」(平成31年2月)

学校等と市区町村又は児童相談所との連携が十分機能するよう努めるとともに、必要に応じて指針に基づく対応を図るよう、内閣府・厚生労働省と連名で教育委員会、学校等に通知。

#### **平成31年2月の改訂により、以下の事項を追記**

学校・保育所等は保護者等から要保護の幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、**欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。**

※不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

### ○「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂)

千葉県野田市で起きた事案も踏まえ、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨めるよう、具体的な対応方法や留意事項についてまとめた手引き作成し、文部科学省のホームページにおいて公表。

(URL) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)

### ○「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月)

学校等における虐待対応の実践的な研修に資するよう、具体的なケースを取り上げ、必要な対応のポイント等を解説したほか、ロールプレイング例を掲載した教材を作成し、文部科学省のホームページにおいて公表。

# 生徒指導提要の改訂

## 生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）等について網羅的にまとめたもの（平成22年3月作成）。



生徒指導提要

平成22年3月  
文部科学省

## 改訂の背景

- ・平成22年に**生徒指導提要が作成されて以降、10年以上が経過**。
- ・近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化**。また、生徒指導提要に関する「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等が施行されるなど、**個別事項を取り巻く状況は変化**。
- ・今日的な状況を踏まえ、「**生徒指導提要の改訂に関する協力者会議**」において**生徒指導提要を改訂**（右記QR）。



## 改訂の基本的な方向性

### ● 「積極的な生徒指導」の充実

目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。

### ● 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

個別課題（いじめ、不登校、自殺、校則、子供の権利、性的マイノリティ等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映。

### ● 新学習指導要領やチームとしての学校等の考え方の反映

生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、生徒（児童）の発達の支援、チームとしての学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映。

※教職員や関係機関の職員等が参照しやすくなるように留意。

## 開催実績

- **第1回 (R3.7.7)**
  - ・改訂の基本的な考え方、ヒアリング（中学校、高等学校）
- **第2回 (R3.7.30)**
  - ・ヒアリング（小学校、積極的な生徒指導）、目次構成案
- **第3回 (R3.8.25)**
  - ・ヒアリング（自殺、少年非行）
  - ・多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導に関するWGの設置
- **第4回 (R3.10.15)**
  - ・ヒアリング（不登校、いじめ）、目次構成案 等
- **第5回 (R3.11.26)**
  - ・WGにおける審議結果の報告、執筆スケジュール 等
- **第6回 (R4.3.7)**
  - ・生徒指導提要の改訂（素案）※非公開
- **第7回 (R4.3.29)**
  - ・生徒指導提要の改訂（改訂試案）
- **第8回 (R4.7.22)**
  - ・生徒指導提要の改訂（改訂素案）
- **第9回 (R4.8.26)**
  - ・生徒指導提要の改訂（案）（座長一任でとりまとめ）
  - （※）改訂版については、R4.12月に文科省HPに公開。

# 11

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動  
の一体的推進について

コミュニティ・スクール  
(学校運営協議会を設置した学校)

## 学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

### 地域学校協働活動推進員

(委員) 10~15人程度  
・地域住民  
・保護者  
・地域学校協働活動推進員 など



## 校長等

学校運営の  
基本方針

学校運営・  
教育活動



意見

学校運営  
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

任命

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有する

委嘱

情報共有

## 地域学校協働活動推進員

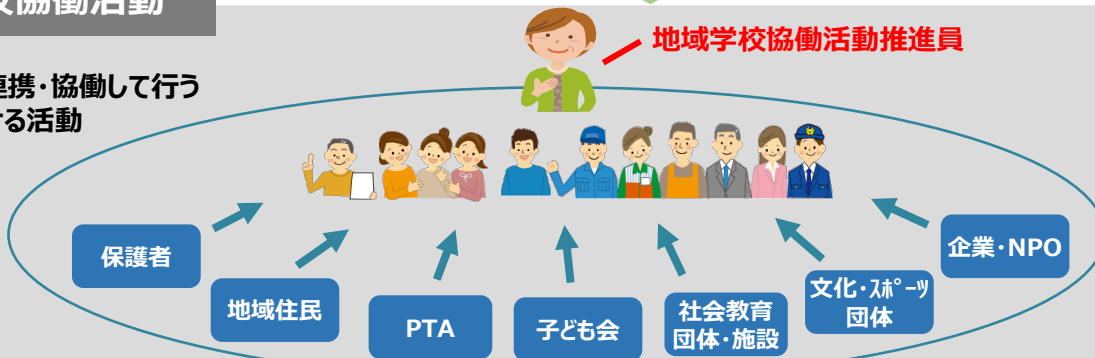
地域と学校（学校運営協議会）をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

## 地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う  
学校内外における活動

### 地域学校協働活動推進員



地域住民等の参画を得て、  
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）  
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動  
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動  
などを実施

※ 地域学校協働本部  
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

## 地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

### 【学校運営協議会の主な機能・権限】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



- 1 当事者性** … 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**  
（協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画）
- 2 自立性・対等性** … **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与  
（協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能）
- 3 持続性** … 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**  
（法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能）

## コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

### 学校の課題

#### ICT機器の活用 学校における働き方改革

生徒の情報端末の操作のサポートやプログラミング教育等に課題

学校業務の精選や教員の意識改革などに課題



### 子供の課題

#### 子供の問題行動等

不登校や非行など、学校外での問題行動等への対応に課題



### 地域の課題

#### 若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

#### 地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



## コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 埼玉県ふじみ野市

(例) 岡山県浅口市

**企業退職者や研究者が、学校応援団として、プログラミング教育へのアドバイスや支援等に協力**

**保護者や地域住民と目標や課題を共有し、業務の見直しを実現。協議を通じて教員の意識改革にも成果**

(例) 福岡県春日市

**課題を学校と地域が共有・協議し、保護者・地域・学校・警察が協力して夜間パトロールなどを実施**

(例) 鳥取県南部町

(例) 熊本県

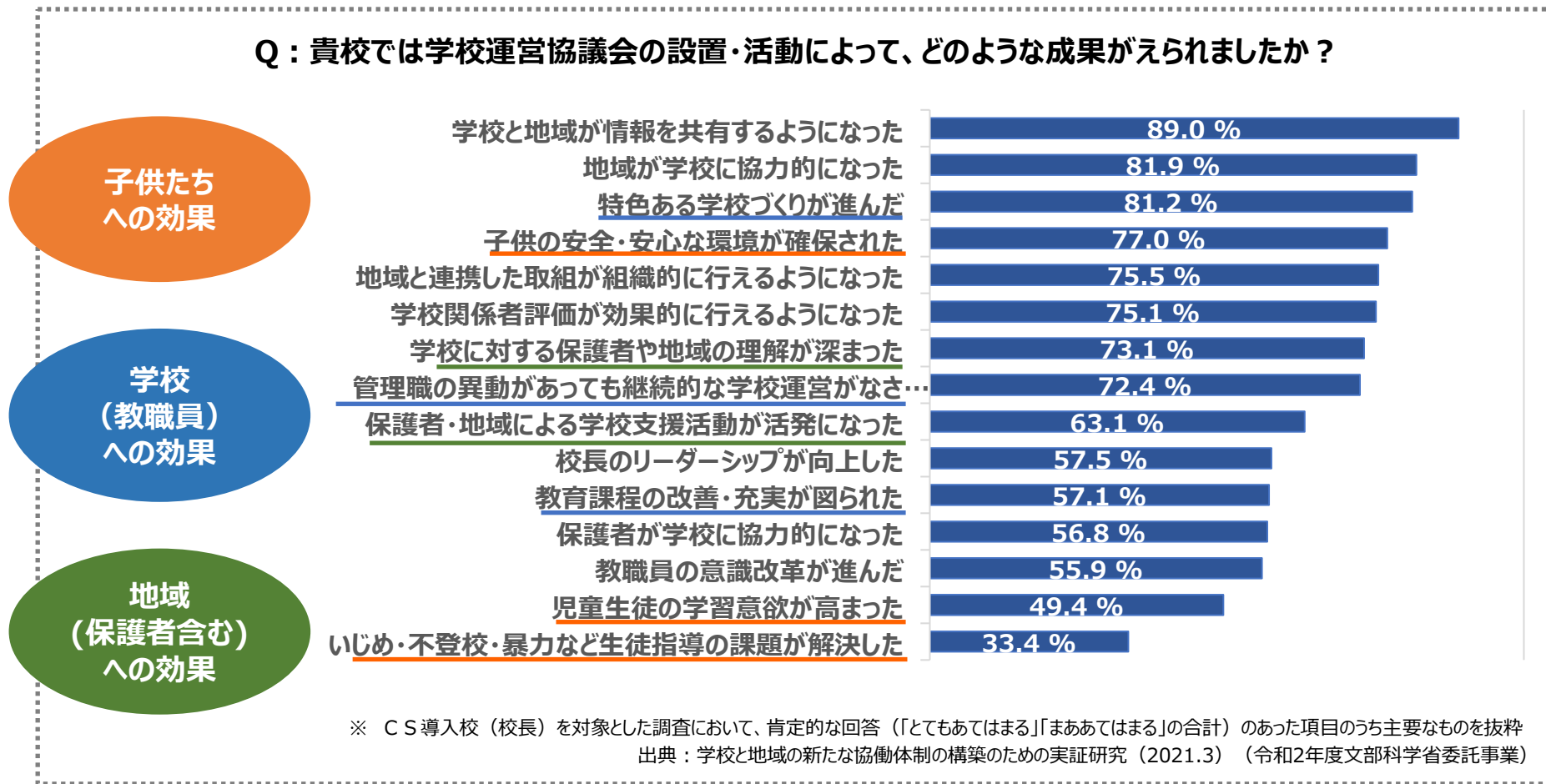
**地域の協力のもと地域の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力を育成**

**自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、生徒と地域住民の合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践**

学校と地域の相互理解、連携・協働が進むことで、子供たちや学校、地域の関係者全員に効果がある

【CS導入校の校長を対象とした調査】

Q：貴校では学校運営協議会の設置・活動によって、どのような成果がえられましたか？



※ CS導入校（校長）を対象とした調査において、肯定的な回答（「とてもあてはまる」「まああてはまる」の合計）のあった項目のうち主要なものを抜粋  
 出典：学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究（2021.3）（令和2年度文部科学省委託事業）



経緯：平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

## 1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



## 3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

### 【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、**教育長のリーダーシップ**の下、**教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現**

### 【取組の方向性】

#### (1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

#### (2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う 地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

#### (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

## 4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

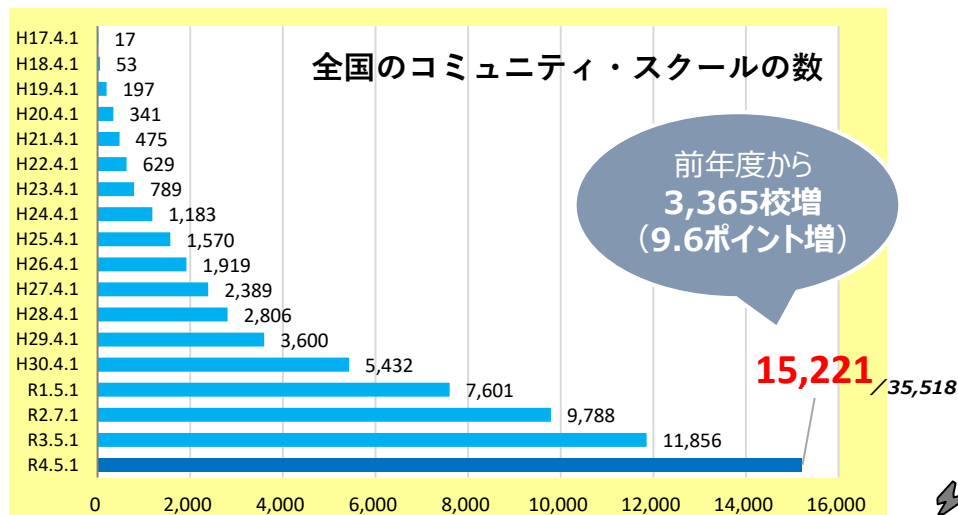
- **教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援**（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- **教育委員会の伴走支援体制構築の支援**（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- **コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進**（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、**地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現**

学校運営協議会を設置している学校数：47都道府県内 **15,221**校（令和4年5月1日現在）

（幼稚園325、小学校9,121、中学校4,287、義務教育学校111、高等学校975、中等教育学校7、特別支援学校395）

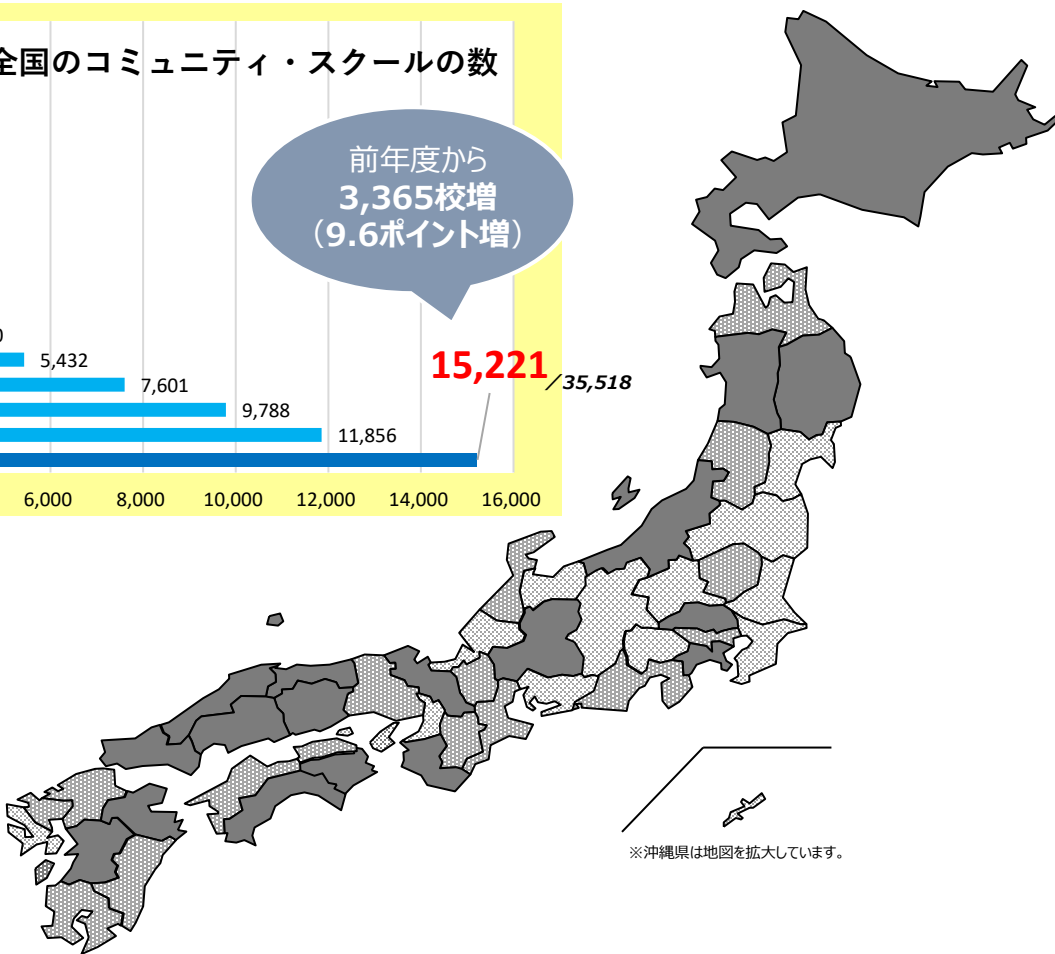
全国の学校のうち、**42.9%**がコミュニティ・スクールを導入



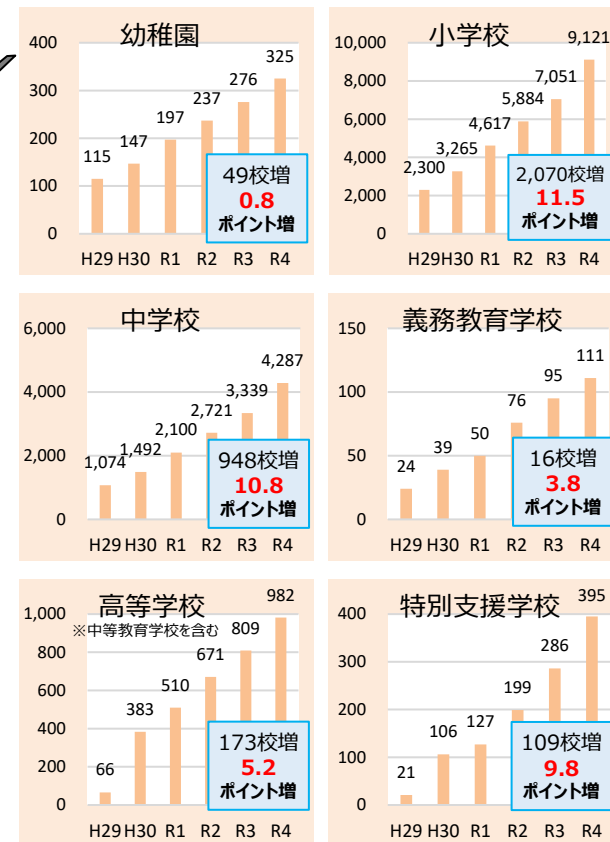
コミュニティ・スクールを導入している学校の割合

【設置率】※

- 50%以上 ... ●
- 30%以上 ... ●
- 10%以上 ... ●
- 10%未満 ... ●
- 設置なし ... ○



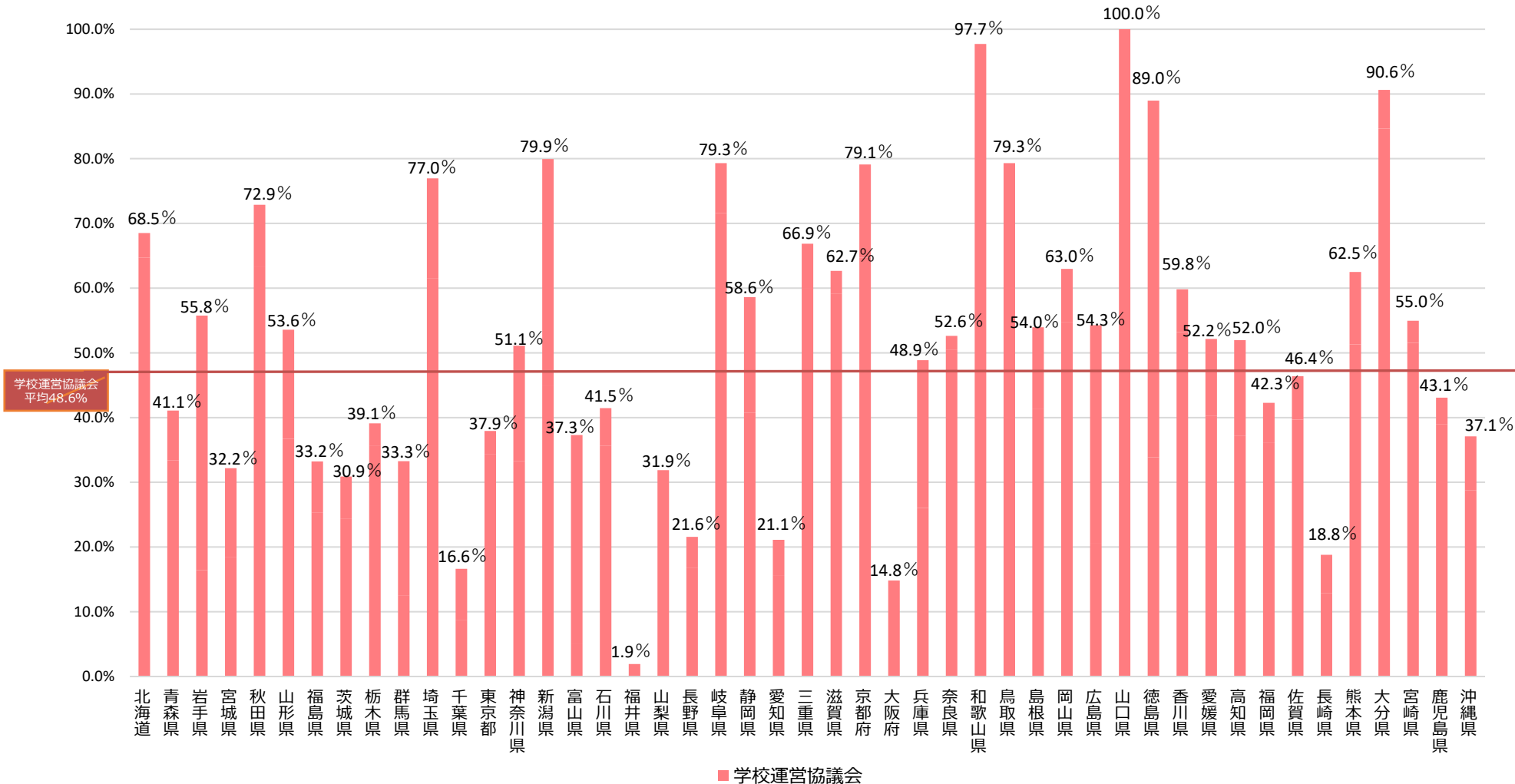
## 校種別設置状況



※母数は令和4年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。

※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

コミュニティ・スクールを導入している公立小・中・義務教育学校数 : 13,519校（小学校：9,121、中学校：4,287、義務教育学校：111）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。  
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2022年5月1日現在）による。

コミュニティ・スクールを基盤とした萩大島ならではの小中一貫教育の推進（山口県萩市立大島小中学校）

学校が小中一貫教育校としてスタートするにあたり、9年間の系統性・連続性を強化した「萩大島地域のひと、もの、こと」を生かした実効性のある学校・地域連携カリキュラムを、コミュニティ・スクールを基盤に児童生徒を中心に、教職員・保護者・地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって開発した。

学校・地域連携カリキュラムで児童生徒に身に付けさせたい資質能力を学校運営協議会、保護者懇談会、学校だよりや“コミスク通信”等で共有する。

学校運営協議会では、カリキュラム作成の土台となる萩大島の強みと課題を洗い出すSWOT分析（環境分析）や、強みを生かした学習内容の抽出まで、児童生徒、教職員、保護者、地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって熟議を行った。



地域のSWOT分析の様子

生徒がカリキュラム編成に参加

**【萩市立大島小中学校 学校運営協議会】**  
 ○委員数：14名 ○年間開催回数：5回（教職員も含む）（+ 参観日等案内）  
 ○構成員：  
 町内会長1、婦人会長1、主任児童委員1、  
 社会福祉協議会長1、公民館長1、  
 教職員5、保育園長1、小中PTA会長2、  
 萩市役所大島出張所長1（令和元年度実績）

平成30年度に作成を始めた「学校・地域連携カリキュラム」。日頃の授業や行事において、地域との連携を図ってきた学習内容や地域の方々と共に学ぶことが、児童生徒にとってより大きな教育効果に繋がる学習内容を、児童生徒、教職員、保護者や地域の方々で一覧表に整理して、実践を重ねています。

- 例1) 道徳の授業に地域住民が参加し、児童生徒と共に考え、議論する学習
- 例2) 中学校の技術・家庭科（技術科）の物づくりの授業で、地域の建築士が講師として指導

9年間の全教育課程をキャリア教育の視点から捉え直し「萩大島の未来を創る人材を育てる」ことを目標に掲げた「萩大島ふるさと創造科」を構想した。



伝承チームが作成したPRポスター

## ふるさと大島学習～萩大島魅力化プロジェクト

【身につける力】 **主体性・関わる力・粘り強さ**



### 考察

- 児童生徒が、カリキュラムの構想段階から関わることで、学習への主体性が醸成され、学びに向かう一人ひとりの意志が引き出される。
- 学校と地域が連携して行う教育活動のためのカリキュラムには、児童生徒への「保護者や地域の願い」が込められている。
- そのカリキュラムで目指すべきゴール（児童生徒の姿）を明確にし、児童生徒、教職員、保護者、地域で共有することが大きな成果に繋がる。
- 地域に接し、地域に育まれる経験は、児童生徒に地域に対する愛着と誇りを醸成し、自分たちの手で地域の魅力を創る行動（志）を引き出す。
- コミュニティ・スクールの機能を生かしたカリキュラム編成の過程そのものが「教育課程を社会に開くこと」になる。

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上**など、**学校の働き方改革を推進**

## 方針・目標の設定

## 取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

## 働き方改革への効果

### 鴨方東小学校

#### 業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置
- 校務分掌の新体制化 など

#### 時間改善

- 時間管理のカエル5
- 職員会議・終礼改善
- 勤務時間の記録 など

#### 環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築 など

### 寄島小学校

#### チームによる対応

- チームリーダー教員を中心に取組を企画・検討し、学校運営協議会を活用して、評価・改善を推進

### ① 業務内容の棚卸し

▶ **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に**

(例) 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討  
→ できる改善から速やかに着手



熟議の様子

### ② 教育活動の再整理・再認識

▶ **熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

(例) 見直し：一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更  
充実：教職員チームによる地域の危険箇所等のパトロールを強化

### ③ 地域と連携・協働した活動の実践

▶ **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

(例) コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に対して地域の立場からサポート  
→ 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの。より積極的な改善も可能**となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）

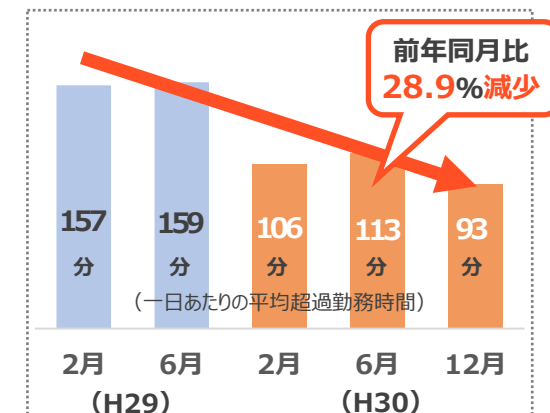
「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

### 業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

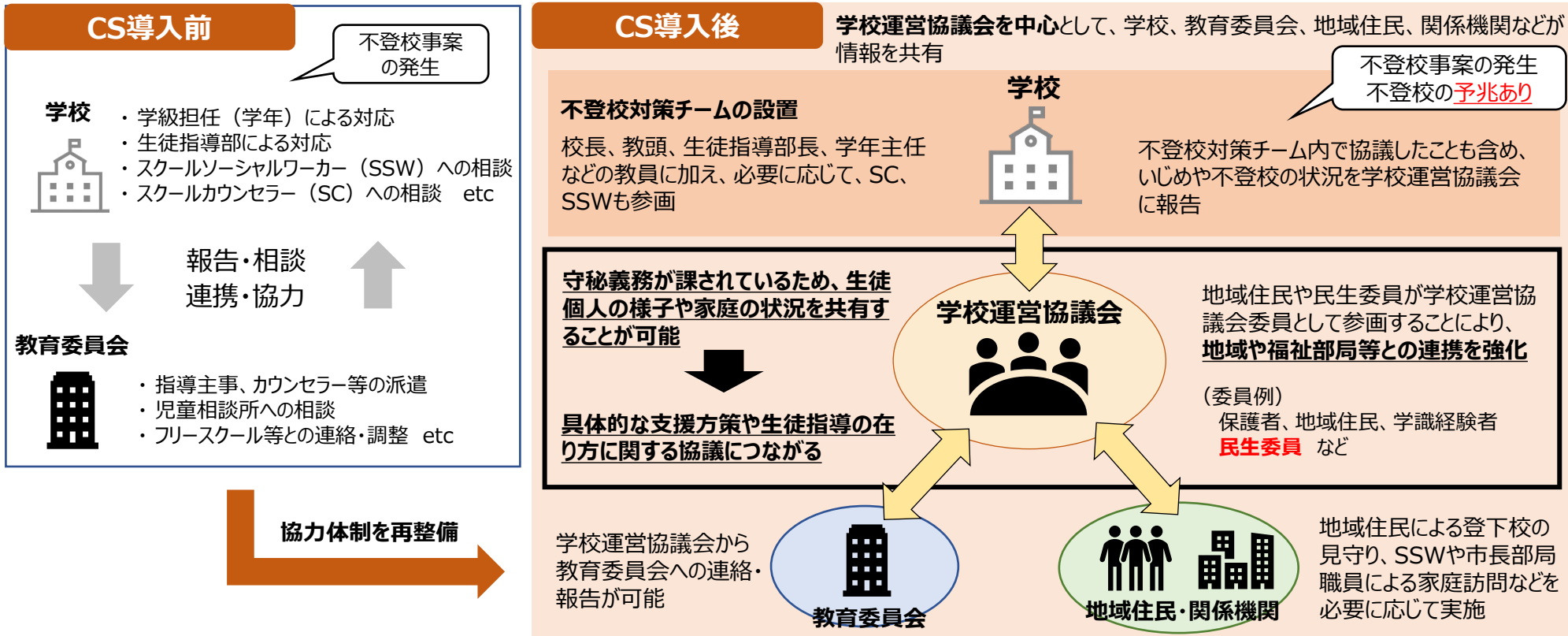
(鴨方東小学校資料より作成)

### 教員の一日あたりの**超過勤務時間が減少**



(鴨方東小学校資料より作成)

北海道登別市では、コミュニティ・スクールの導入を契機に、保護者・地域住民等を含めたチームとして不登校対策に着手。学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、新たな不登校の発生を抑えることができています。



登別市の不登校児童・生徒数の推移

CS導入後、5年間で約3割減少

	CS導入前			CS導入後				
	H23	H24	H25	H26	H27	R28	R29	H30
小学校（人）	6	7	8	5	4	1	2	1
中学校（人）	30	26	25	23	22	18	19	21
合計（人）	36	33	33	28	26	19	21	22

### 成果・ポイント

- 学校運営協議会で個人名を出して報告することにより、**当該児童生徒やその家庭と関わりがある委員から新たな情報を得たことで、教職員が即時かつ適切に保護者に関わったり、支援策を講じたりすることができた**
- また、学校運営協議会委員からは「当該児童生徒の家庭と関わる機会があれば、情報を提供する」「町内会行事や登下校時に児童生徒の様子を観察する」などの申し出もあり、**学校と地域住民等がチームとして不登校対策に取り組む体制を構築することができた**